

大阪府行財政計画(案) 改革工程表

《平成 18 年度版》

- ✚ 「緊急取組期間（平成 17～19 年度）における進捗状況」
- ✚ 国の新地方行革指針に対応した大阪府の「集中改革プラン」

平成18年(2006年)2月

緊急取組期間の 2 年目にあたり

大阪府では、平成 16 年 11 月に「大阪府行財政計画（案）平成 16 年（2004 年）版」（以下「計画（案）」）を策定し、平成 19 年度の財政危機の克服と赤字構造からの脱却（財政再建）と、大阪は「明るい」「輝いている」と感じることでできる真の大阪の再生（大阪再生）をめざし取組をすすめています。

こうした改革の確かな歩みを府民の皆さんにお示しするため、昨年度「緊急取組期間（平成 17～19 年度）における取組（改革工程表）」を策定し公表したところです。

本年度は、平成 17 年度の実績（見込）や平成 18 年度当初予算（案）を踏まえた 3 ヶ年の取組状況をとりまとめました。

主な内容として、財政再建については、平成 17、18 年度の 2 ヶ年にわたり「計画（案）」を上回る取組を実施し、平成 19 年度の財政危機克服を確実なものとするとともに、減債基金に頼らない財政運営をめざしてまいります。

また、大阪再生に向け、平成 18 年度は、特に「アジアのにぎわい都市・大阪づくり」、「社会全体で子どもを健やかに育む」取組に重点をおいて再生重点枠を活用するなど、引き続き 7 つの戦略的取組分野への重点化を図ることとした予算案を決定しました。

さらに、国の新地方行革指針に基づく「集中改革プラン」については、計画（案）が同プランに明示すべきとされた事項及び計画期間（平成 17～21 年度）を包含していることから、計画（案）の内容を指針に沿って再整理し、大阪府の「集中改革プラン」としてお示ししています。

今後とも、計画（案）の徹底した進捗管理と府民の皆さんへの説明責任を果たしながら、全力で行財政改革に取組み、真の地域主権の実現をめざしてまいります。

緊急取組期間(平成 17～19 年度)における進捗状況(概要)

1. 財政再建

17～18 年度における主な取組(885 億円)

施策の再構築(221 億円)

- ・水道事業会計への一般会計繰出金の休止
- ・建設事業の概ね10%を削減
- ・流域下水道事業維持操作補助金の一部見直し
- ・府立高校授業料の新たな減免制度の適用
- ・施策評価による取組

など

組織等の再構築(332 億円)

- ・職員数の削減(一般行政部門)

緊急取組期間(H17～H19)で1,000人削減
実績 644人削減

- ・期末・勤勉手当の削減

- ・福利厚生事業の見直し

職員互助会・教職員互助組合への補助金の削減
(補助金10%削減(対) 補助金1/2削減(対))
互助会等の事業全体を精査見直し

- ・教職員の新たな給与制度の構築

- ・出資法人改革

給与構造改革

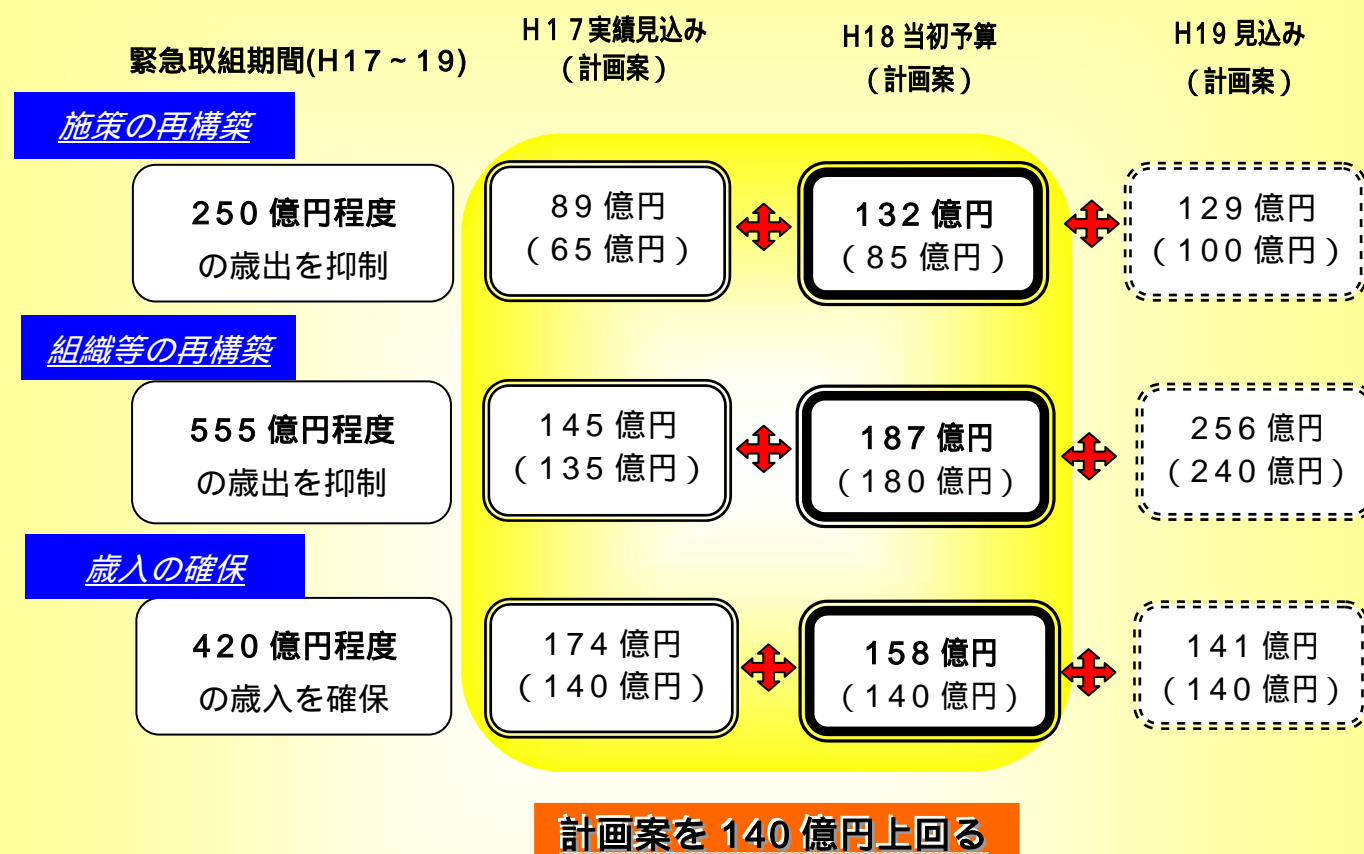
- ・新たな給料表や地域手当の創設など
給与構造改革を推進
給料表の見直しで平均5.3%の給料引下げ
勤務成績に基づく昇給制度の導入 など

など

歳入の確保(332 億円)

- ・府税の徴収向上
- ・府有財産の売払い
- ・使用料・手数料の見直し

19年度財政危機克服に向け、 計画案を上回る取組を実施



H18年度予算を踏まえた財政収支

(単位:億円)

| 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|--------------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 単年度収支 | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 28 |
| 減債基金の活用(借入れ) | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 0 |
| 減債基金活用後累積収支 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 206 |
| 減債基金活用可能残高 | 2,565 | 1,864 | 1,102 | 809 | 991 | 1,366 | 1,856 |

2. 大阪再生

18年度における7つの戦略的取組分野(主な項目)

◆視点1『アジアの中の大阪』

《大阪産業の強みに磨きをかけ雇用を創出》

【中小企業の活力再生】

中小企業等金融新戦略の推進<重>など

【内外企業の立地促進】

産業拠点立地企業の事業展開に対する助成
バイオジャパン 2006in大阪の開催<重>など

【大阪・アジア大交流の展開】

大阪府上海市経済交流の促進<重>
インターシップによるアジアビジネス人材の育成<重>など

《観光魅力と文化力アップ》

【アジアのセンター機能の充実】

2008年サミットの関西・大阪への誘致<重>など

【にぎわいの都市・大阪の魅力アップ】

水の回廊整備・舟運振興事業<一部重>

おおさか銀河都市大作戦(光のまちづくり)の推進<重>など

【アジアに開かれた大阪づくり】

外国人のための健康サポート事業<重>など

【アジアサポート機能の推進】

国際協力コンソーシアムの形成<重>など

《快適な都市環境の創造、着実な自然再生》

【ヒートアイランド対策の推進】

燃料電池の普及促進<重>など

【都市緑化、自然再生の推進】

花とみどりの街づくりモデル事業の実施<重>など

【自動車公害など大都市特有の環境問題への対応】

ディーゼル車買替緊急融資の実施など

《広域的なネットワークの確立》

関西国際空港2期事業の推進

都市再生環状道路の整備

大阪圏鉄道網の整備 など

◆視点2『住む人が安心できる大阪』

《府民に信頼される安全なまちづくり》

【街頭犯罪の抑止等】

警察官の増員(290人)

携帯メール配信システム(安まちメール)事業<重>など

【自然災害への総合的な対策】

防災情報充実強化事業<重>など

【アスベスト対策の実施】

アスベスト飛散防止対策等の推進<重>など

《社会全体での次世代の育成支援》

【子どもを守る取組】

青色回転灯によるパトロール支援<重>

総合的な児童虐待防止対策の推進<重>など

【こころの再生に向けた府民運動の展開】

「こころの再生」府民運動推進事業<重>

芸術・スポーツ体感事業<重>など

【教育の充実】

35人学級編成の実施など

【若者の自立、就労支援等】

ニートサポートクラブの設置<重>など

【青少年の問題行動等へのサポート】

総合的な不登校等対策の推進<一部重>など

《誰もが自立し、生きがいをもって暮らせる社会づくり》

【高齢者、障害者等の自立と社会参加の推進】

地域移行支援センターの設置促進<重>など

【健康都市の実現】

新型インフルエンザ対策の推進など

【就職困難者への雇用・就労支援の充実】

就労支援に関するワンストップサービスの提供<一部重>

ホームレス就労支援の推進など

【安心して暮らせる住宅・住環境の整備】

千里ニュータウン再生指針の策定<重>など

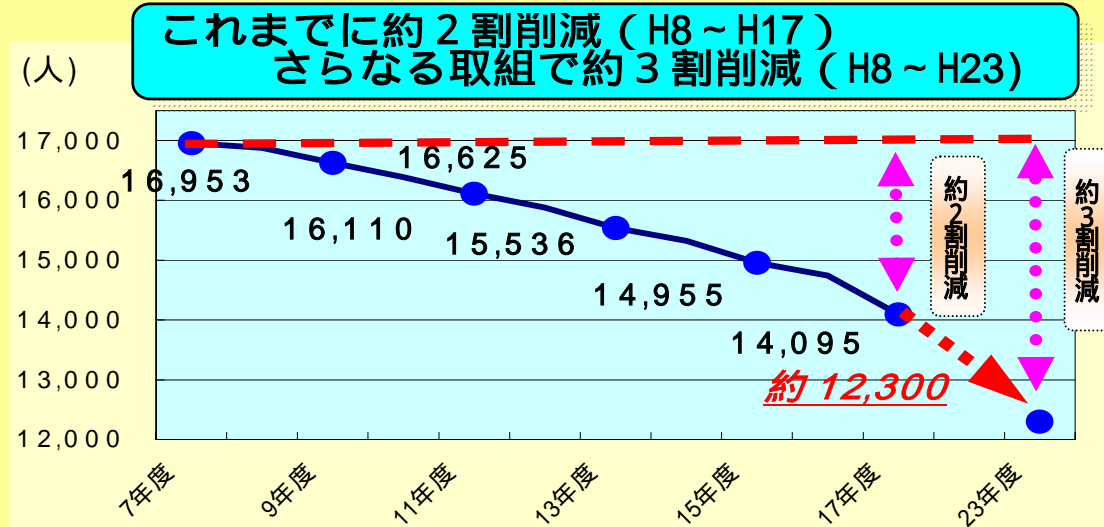
<重>・・・再生重点枠活用

<一部重>・・・一部再生重点枠活用

3. 行財政改革の主な取組

人件費等の抑制

一般行政部門職員数の推移



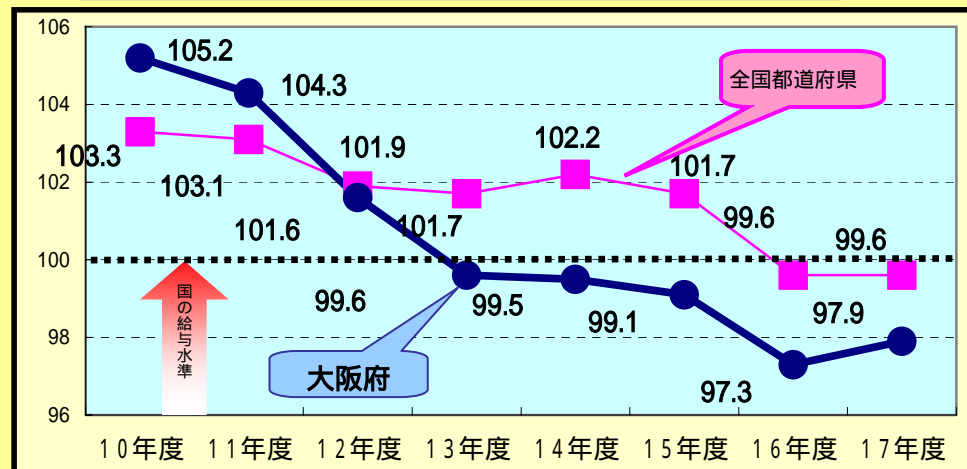
18年度における主な取組

職員数の削減 (一般行政部門)

緊急取組期間 (H17~H19) で1,000人削減 実績 644人削減

給与水準の抑制 (国を100とした場合)

全国最低レベルの給与水準



18年度における主な取組

給与構造改革

- ・ 給料表の見直しで平均 5.3%の給料引下げ
- ・ 調整手当を廃止、地域手当を創設
- ・ 勤務成績に基づく昇給制度の導入 など

出資法人改革

3つの削減目標

法人数の削減

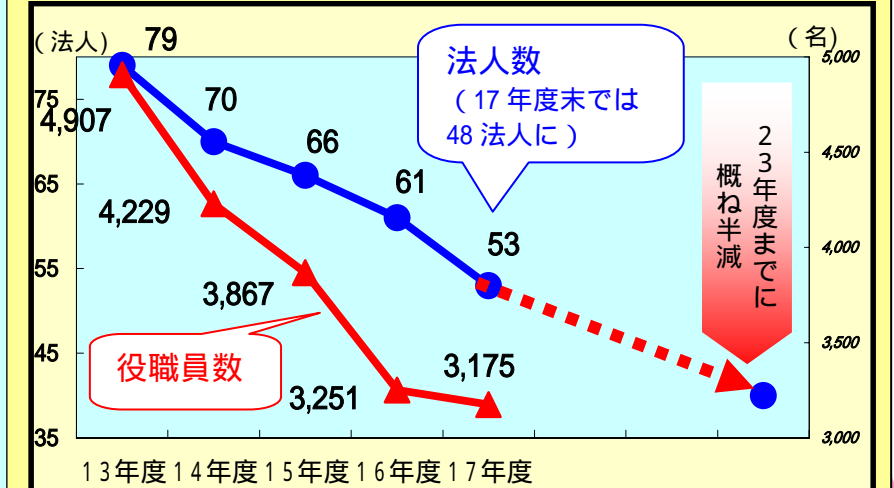
指定出資法人 79 法人
4 割削減 (H19 年度まで)
概ね半減 (H23 年度まで)

役職員数の削減

(関与見直し等による削減を含まない純削減数)
役職員 4,907 名
2 割削減 (H19 年度まで)
さらに 200 名程度の追加削減 (H23 年度まで)

府からの補助金、委託料の歳出削減 (歳入確保を含む)
総額 45 億円程度 (H19 年度まで)

出資法人改革の推移



法人数：各年度 7 月 1 日現在
役職員数：各年度 7 月 1 日現在 (但し、13 年度は 4 月 1 日現在)

18年度における主な取組

3つの削減

【法人数の削減】

効率性や専門性等の観点から法人のあり方を検討

【役職員数の削減】 約 100 名

【補助金、委託料の歳出削減等】 20 億円

指定管理者制度の活用

【制度導入の目的・効果】

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

【制度導入の状況等】

指定管理者制度導入可能性検討対象 (公の施設) 103 施設

このうち、

平成 17 年 4 月から導入している施設 1 施設

青少年海洋センターファミリー棟 (マリンロッジ海風館)

平成 18 年 4 月から 66 施設の導入

女性総合センター、大型児童館ビッグバン、国際会議場、府民牧場、府営公園 (18 公園)、国際児童文学館、体育会館、門真スポーツセンター、弥生文化博物館、近つ飛鳥風土記の丘 など

導入予定以外の施設は、「廃止」、「民間への譲渡」、「法期限の適用を受けない直営施設」等であり、引き続き施設のあり方、運営のあり方について検討を進める。

組織の再編

組織の再編

政策企画部の設置

政策・企画機能の強化

知事のトップマネジメントを強力に支援する政策・企画機能の強化

にぎわい創造部の設置

にぎわいづくりを推進

アジアを中心とする集客・交流を通じた「にぎわい」の創造による府域の活性化を、総合的に推進

府立の5病院の運営を「地方独立行政法人大阪府立病院機構」へ移行することに伴い、病院事業局を廃止
企業局事業の収束に伴い、企業局を廃止

課題対応に向けた主な組織体制の整備

「地域主権」の確立に向けて

企画室〔地域主権推進担当課長〕
(政策企画部)

「アジアの中核都市にふさわしい魅力と存在感を有する大阪」の実現に向けて

アジア交流課(にぎわい創造部)
関西サミット誘致課(にぎわい創造部)

府有財産の有効活用の積極的な推進に向けて

財産活用課(総務部)

少子化対策の強力な推進に向けて

次世代育成支援室(生活文化部)

安全・安心の確保に向けて

安全なまちづくり推進課(生活文化部)
建築安全課(住宅まちづくり部)

先駆的取組

大阪版 PPP 改革の推進

(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

行政と民間が多様な形で連携して、効率的でより質の高い公共サービスを提供する

総務サービスセンターの設置(H16.4)

全国ではじめて、総務関係事務(人事・給与・福利厚生・財務会計・物品調達)をIT化・集約化 本庁・出先、府立高校の総務事務担当職員を約400人削減

入札契約センターの設置(H17.4)

全国ではじめて「全ての入札発注案件」の調達事務を集約化し、事務の適正化・効率化を図る 事務量を約50人相当分削減

地方独立行政法人化の推進

府立3大学の再編統合・公立大学法人化(H17.4)

府立5病院の地方独立行政法人化(H18.4 予定)

大阪府広告事業(H17~)

パスポートセンター(本所)壁面企業ポスター等広告掲載
ホームページへのバナー広告
職員録、封筒、各種リーフレットへの広告掲載
企業等と協働した歩道橋リフレッシュ事業の試行実施 など

アドプト・プログラムの実施及び府内全域への展開

府民や地域・企業と協働で道路や河川の清掃・緑化活動
487箇所:参加人員実績 約44千人 (H17.12 現在)

若手職員に対する民間派遣研修(H17~)

採用2年目全職員(行政職)の民間企業における1ヵ月間の実務体験の実施

市場化テストガイドラインの策定(H17.6)

提案アウトソーシング型を軸に、導入にあたっての課題を検討

など

財政危機克服に向けた平成18年度における取組

- 平成19年度の財政危機を確実に克服するため、施策の再構築や組織等の再構築、歳入の確保で計画案を上回る取組を実施します。

(単位:億円)

| 現計画案の緊急取組期間(17~19年度) | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 主な取組内容 | 計画見込額 | (17年度) | (18年度) | (19年度) |
| 施策の再構築 | | | | |
| 水道事業会計への一般会計繰出金の休止 建設事業の重点化 流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し 施策評価や事務事業見直しによる取組 など | 250 | (65) | (85) | (100) |
| 組織等の再構築 | | | | |
| 組織の再編スリム化 定数削減に向けた取組 勤務条件等の見直し 勤務条件等の見直し 期末・勤勉手当の削減、管理職手当の見直し、特殊勤務手当等の見直し、時間外勤務の縮減、非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し検討、職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の削減 など 出資法人改革 出資法人改革(公の施設改革を含む) | 555 | (135) | (180) | (240) |
| 歳入の確保 | | | | |
| 自主財源の確保 府税の徴収向上 府有財産の売払い など | 420 | (140) | (140) | (140) |
| 合計 | 1,225 | (340) | (405) | (480) |

| 17年度実績見込み | 18年度予算 | 19年度見込み |
|----------------|------------|------------|
| 施策の再構築 | | |
| 89 | 132 | 129 |
| 組織等の再構築 | | |
| 145 | 187 () | 256 () |
| 歳入の確保 | | |
| 174 | 158 | 141 |
| 408 | 477 | 526 |

() 給与構造改革に伴う抑制額については未算入(18年度当初予算ベース63億円)

《取組比較表》(上段：計画案、下段：見直後) (単位：億円、一般財源ベース)

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 17～19年度計 | 7年間の総額 (17～23年度) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 施策の再構築 | 65 89 | 85 132 | 100 129 | 250 350 | 820 1,043 |
| 施策・建設事業の重点化 | 95 119 | 125 172 | 160 189 | 380 480 | 1,190 1,413 |
| 再生重点枠 | 30 30 | 40 40 | 60 60 | 130 130 | 370 370 |
| 組織等の再構築 | 135 145 | 180 187 | 240 256 | 555 588 | 1,600 1,855 |
| 組織・定数、勤務条件の見直し | 130 139 | 165 167 | 215 231 | 510 537 | 1,450 1,699 |
| 出資法人の見直し(公の施設含む) | 5 6 | 15 20 | 25 25 | 45 51 | 150 156 |
| 歳入の確保 | 140 174 | 140 158 | 140 141 | 420 473 | 840 847 |
| 取組計 | 340 408 | 405 477 | 480 526 | 1,225 1,411 | 3,260 3,745 |

| | 計画案 | 見直後 |
|--------------------|---------|---------|
| 18年度の取組 | 405億円 | 477億円 |
| 緊急取組期間(17～19年度)の取組 | 1,225億円 | 1,411億円 |
| (うち17～18年度の取組) | 745億円 | 885億円) |
| 計画期間(7年間)取組 | 3,260億円 | 3,745億円 |

- 平成 18 年度当初予算案を踏まえ、財政収支の見直しを行った結果、平成 19 年度の財政危機の克服という目標については、達成できる見込みです。

《18 年度当初予算案に基づく収支見通し》【18 年 2 月試算】

(単位：億円)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 単年度収支 | 655 | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 28 |
| 減債基金の活用(借入れ) | 710 | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 0 |
| 減債基金活用後単年度収支 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| 減債基金活用後累積収支 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 206 |
| 減債基金活用可能残高 | 2,880 | 2,565 | 1,864 | 1,102 | 809 | 991 | 1,366 | 1,856 |

【参考】

《17 年度当初予算に基づく収支見通し》【17 年 2 月試算】

(単位：億円)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|
| 単年度収支 | 1,035 | 1,332 | 1,171 | 1,176 | 631 | 436 | 241 | 59 |
| 減債基金の活用(借入れ) | 1,035 | 1,332 | 1,171 | 1,176 | 631 | 436 | 241 | 0 |
| 減債基金活用後単年度収支 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 |
| 減債基金活用後累積収支 | 289 | 289 | 289 | 289 | 289 | 289 | 289 | 230 |
| 減債基金活用可能残高 | 2,555 | 1,640 | 979 | 258 | 207 | 421 | 830 | 1,320 |

《参考資料 1》平成 19 年度財政危機の克服のための緊急取組について（平成 17～18 年度における取組）

（単位：億円）

| 緊急取組項目 | 計 画 案 | | 17～18 年度における取組 | | |
|---------|-------------------------|---|--|--|-------------------|
| | 取 組 内 容 | | 取 組 内 容（斜字体は 18 年度から実施） | 17年度実績 （見込） | 18年度予算 |
| 施策の再構築 | 水道事業会計への一般会計繰出金の休止 | 府営水道の経営状況や一般会計の財政状況を踏まえ、計画期間中、一般会計繰出金を休止する。 | ・一般会計繰出金の休止 | 13 | 27 |
| | 建設事業の重点化 | 建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね 10% を削減する。また、これに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図る。 | ・建設事業費の概ね 10% を削減 | 37 | 37 |
| | 流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し | 市町村と共同で、今後の事業運営のあり方について検討し、緊急取組期間内を目的に具体の方向性を示す。受益と負担の最適化、市町村との役割分担の観点から、一部事務組合等に対する維持操作事務府費補助金について、見直しを行う。 | ・市町村と共同で、今後のあり方について検討 ・維持操作補助金の一部見直し | 1 | 2 |
| | 減免制度の精査 | 減免制度について、そのあり方を精査し、必要な見直しを行う。 | ・ 府立高校授業料の新たな減免制度の適用 | | 6 |
| | 施策評価や事務事業見直しによる取組 | 施策評価などを活用して、事業の必要性や効果などの観点から限られた府の資源を投入すべき施策領域について厳しく選択と集中を行うことを基本に施策の再構築や事務事業の見直しを行う。 | ・庁舎借上料の縮減 ・生活困窮者援護費関係制度の見直し ・施策評価による取組 など | 38 | 60 |
| | 小計 | | | 89 | 132 |
| 組織等の再構築 | 定数削減に向けた取組 | 23 年度までに一般行政部門 3,200 人の削減に向けて、緊急取組期間で 1,000 人を削減する等。 23 年度までの削減見込（うち緊急取組期間における削減） ・事務事業の見直し・出先機関の再編 1,250(300)人 ・アウトソーシングの実施 900(250)人 ・事務効率化 450(150)人 ・独立行政法人化 600(300)人 合計 3,200(1,000)人 | ・職員数の削減（一般行政部門） 緊急取組期間(17～19 年度)で 1,000 人削減 実績 644 人削減 | 38 (特別会計分等を除く) | 43 (特別会計分等を除く) |
| | | 期末・勤勉手当の削減 17 年度から 3 年間、全職員の期末・勤勉手当を削減する。 管理職手当の見直し 国及び他府県との均衡等を考慮し、支給水準を引下げる。 時間外勤務の縮減 時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減する。 退職時の特別昇給の廃止（16 年度実施） 定年・勤奨退職者に対する特別昇給制度を廃止する。 | 期末・勤勉手当の削減 ・指定職：10% カット ・管理職：6% カット ・その他：4% カット 管理職手当の見直し ・国及び他の都道府県の状況等を考慮し、支給割合の引き下げ 特殊勤務手当等の見直し 時間外勤務の縮減 ・年間 360 時間の上限規制を導入 | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 知事等特別職の期末手当の削減 ・知事 30%・副知事 15% ・出納長 10%・その他特別職 10% </div> | |

| | | | | | |
|-------|-----------------------|--|---|-----|-----|
| | 勤務条件等の見直し | <p>非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し検討 非常勤(若年)特別嘱託員をこれからの学校教育に求められている課題への対応や経費の効率的執行の観点から、さらなる活用を行う。また、今後の退職者数の増加等の状況を踏まえ、非常勤(若年)特別嘱託員制度の見直しを検討する。</p> <p>職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の削減 職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減する。</p> <p>教職員の新たな給与制度の構築 中間的な職の設置、それぞれの職の仕事と役割に見合った給料表構築の必要性や社会情勢の変化を踏まえ、教職員の各種手当も含め、新たな給与制度の構築に向けて検討する。</p> | <p>非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し</p> <p>職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の見直し ・補助金を16年度比10%削減(H17) (補助率:掛金1に対して0.86 0.77) ・補助金を17年度比1/2削減(H18) 教職員の新たな給与制度の構築 ・新たな定時制通信教育手当の実施 ・給料の調整額の廃止(段階実施)、産業教育手当・教員特殊業務手当(部活動手当)の改定</p> | 101 | 124 |
| | 出資法人改革 (公の施設改革を含む) | 19年度までに総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保をめざす。 | <p>事務事業の見直し、人員削減、公の施設改革等 (法人数の削減 17年2月現在 61法人)</p> <p>・解散:6法人・統合:5法人 2法人 } 13法人 削 減 ・関与の見直し:4法人</p> <p>17年度末現在(予定) 48法人</p> | 6 | 20 |
| | 小計 | | | 145 | 187 |
| 歳入の確保 | 府税の徴収向上 | 課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取り組む。特に、個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化するなど従来の対策と合わせてさらなる取組をすすめ、府税の徴収向上に努める。 | <p>・不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化 ・個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化 ・高額滞納事案の集中処理 ・自動車税の滞納整理の強化 等</p> | 30 | 30 |
| | 府有財産の売払い | 職員宅舎の廃止や府営住宅の建替により生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める。 | 府有財産の有効活用を図るとともに、処分可能な府有地については積極的に売払いを実施し、計画額の確保に努める。 | 143 | 127 |
| | 使用料・手数料の見直し | 情勢変化等を踏まえた使用料・手数料の設定の見直しを行う。 | ・使用料・手数料の改定等 | 1 | 1 |
| | 小計 | | | 174 | 158 |
| | 合計 | | | 408 | 477 |

《参考資料2》 財政収支（平成18年2月試算）

（単位：億円）

| 区 分 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (A) | 歳出 | | | | | | | | |
| | 義務的経費 | 13,388 | 12,831 | 12,770 | 13,000 | 12,900 | 12,700 | 12,600 | 12,400 |
| | 人件費 | 9,507 | 8,905 | 9,085 | 9,400 | 9,450 | 9,250 | 9,100 | 8,900 |
| | 退職手当 | 1,038 | 640 | 762 | 1,150 | 1,250 | 1,200 | 1,150 | 1,150 |
| | 退職手当以外 | 8,469 | 8,265 | 8,323 | 8,250 | 8,200 | 8,050 | 7,950 | 7,750 |
| | 扶助費 | 434 | 449 | 418 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| | 公債費 | 3,447 | 3,477 | 3,267 | 3,150 | 3,000 | 3,000 | 3,050 | 3,050 |
| | 税関連歳出 | 4,616 | 4,252 | 4,381 | 4,500 | 4,500 | 4,550 | 4,600 | 4,650 |
| | 投資的経費 | 3,337 | 2,857 | 2,899 | 3,100 | 2,800 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |
| | 国庫補助 | 2,400 | 2,227 | 2,108 | 2,100 | 2,050 | 2,050 | 2,050 | 2,050 |
| | 単独 | 937 | 630 | 791 | 1,000 | 750 | 650 | 650 | 650 |
| 一般施策経費 | 8,101 | 9,206 | 10,946 | 10,950 | 10,900 | 11,000 | 10,950 | 10,950 | |
| 歳出合計 | 29,442 | 29,146 | 30,996 | 31,550 | 31,100 | 30,950 | 30,850 | 30,700 | |
| (B) | 歳入 | | | | | | | | |
| | 府税 | 11,517 | 11,857 | 11,944 | 13,650 | 13,750 | 13,950 | 14,150 | 14,350 |
| | 交付税・臨時財政対策債等 | 4,429 | 4,297 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,250 | 3,150 |
| | 一般歳入（地方消費税清算金等） | 2,260 | 2,804 | 3,831 | 2,250 | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 2,300 |
| | 特定財源 | 10,581 | 9,511 | 10,788 | 10,950 | 10,700 | 10,700 | 10,600 | 10,600 |
| | 国庫支出金 | 3,369 | 2,886 | 2,458 | 2,450 | 2,450 | 2,450 | 2,500 | 2,500 |
| | 府債（通常債） | 1,302 | 1,036 | 1,127 | 1,300 | 1,100 | 1,100 | 1,000 | 1,000 |
| | 貸付金償還金等 | 5,684 | 5,347 | 6,753 | 6,750 | 6,700 | 6,700 | 6,650 | 6,650 |
| | 府債（財政健全化債等） | 226 | 242 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| | 歳入合計 | 28,787 | 28,469 | 29,863 | 30,150 | 30,050 | 30,250 | 30,300 | 30,400 |
| (C) | 単年度財源不足額（B） - （A） | 655 | 677 | 1,133 | 1,400 | 1,050 | 700 | 550 | 300 |
| (D) | 今後の取組 | - | - | - | 183 | 177 | 232 | 275 | 328 |
| | 単年度収支（C） + （D） | 655 | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 28 |
| | 減債基金の活用（借入れ） | 710 | 677 | 1,133 | 1,217 | 873 | 468 | 275 | 0 |
| | 減債基金活用後単年度収支 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| | 減債基金活用後の累積収支 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 234 | 206 |
| | 活用可能残高 | 2,880 | 2,565 | 1,864 | 1,102 | 809 | 991 | 1,366 | 1,856 |
| (参考) | | | | | | | | | |
| | 減債基金活用額累計 | 3,452 | 4,129 | 5,262 | 6,479 | 7,352 | 7,820 | 8,095 | 8,095 |

* 16年度決算額は、参考のために掲載している。

* 決算の制度上、一般歳入と特定財源（貸付金償還金等）の区別が難しいため、一般歳入は地方消費税清算金、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、繰越金の額を掲げ、その他を貸付金償還金等で処理した。また、府債は発行額ベースで示しており、決算発表の額とは発行差金分の差がある。（同様に貸付金償還金等で端数として扱っている。）

財政収支（18年2月試算）の前提

財政収支の推計にあたっては、将来の税収、国の地方財政対策や各種の制度改正などを長期にわたって見通すことは難しいため、現時点で見通せる限りの条件を踏まえつつ、また、流動的な要素については一定の前提を置くことにより試算した。

《歳出》

- 人件費 …… 職員数は、18年度当初予算をベースに、退職に伴う年齢構成の変動を見込んだ。
- 公債費 …… 各年度の府債発行見込額から推計した。
- 税関連歳出 …… 府税収入見込額から推計した。
- 扶助費、投資的経費及び一般施策経費 …… 財政収支への影響が大きいと考えられる事業で、現行の事業計画等をベースとして事業費が見込めるものについては、個別に積上げを行った。

《歳入》

- 府税 …… 平成18年度当初予算をベースに、平成19年度以降、「大阪21世紀の総合計画」において予測した経済成長率のうち、最も低い1.3%の伸びを見込んだ。また、所得譲与税（一般歳入）については、19年度以降、個人府民税として見込んだ。
- 交付税等 …… 府税収入の伸びに伴い、抑制基調で見込んだ。
- 一般歳入 …… 税関連の歳入（譲与税、精（清）算金収入）については、府税の伸び率に連動させた。その他については、原則として、19年度以降は18年度と同額とした。
- 特定財源 …… 現行制度をベースに歳出連動で見込んだ。

《今後の取組》

今後の取組については、18年度当初予算をベースとして、19年度以降に追加される効果を見込んだ。

（単位：億円）



| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 施策の再構築 | 13 | 6 | 1 | 4 | 9 |
| 施策・建設事業の重点化 | 7 | 14 | 19 | 24 | 29 |
| 再生重点枠 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 組織等の再構築 | 56 | 88 | 138 | 181 | 229 |
| 組織・定数、勤務条件の見直し | 51 | 88 | 138 | 181 | 204 |
| 出資法人の見直し（公の施設含む） | 5 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 歳入の確保 | 140 | 95 | 95 | 90 | 90 |
| 計 | 183 | 177 | 232 | 275 | 328 |

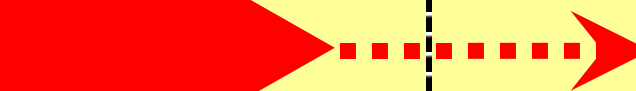


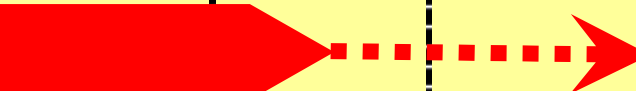
《参考資料 3》

行財政改革ワーキング・グループ進捗状況


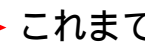
■ 今後の府政運営における検討課題のうち、税財政制度や民間活力の活用等に関するものについて、8つの「行財政改革ワーキング・グループ」を設置し、行財政改革有識者会議の委員や学識経験者などから助言等を得て、取組の具体化に向け着手し、成果を上げてきました。これからも引き続き構造改革に向けた検討をすすめ、速やかに結論を出していきます。

【税財政制度等に関するもの】

(注)  これまでの進捗  18年度の進捗計画

| テーマ | ワーキング・グループ進捗度合(H18.2現在) | | | | これまでの検討内容(16・17年度) | 18年度の主な取組 |
|---------------------------------------|--|-------------|------|-----|--|--|
| | 現状把握 調査 | 分析・課題 整理 | 方向付け | 具体化 | | |
| - 1 行政水準・適正な 受益と負担 WG (水準超過行政) |  | | | | 個別事業について決算額と基準財政需要額の乖離額を把握。 乖離が大きい事業の要因分析などを他府県調査結果等をもとに実施し、見直し等について検討。 | ➢ 17年度の検討結果を踏まえ、対象事業の見直しなどについて関係部局と協議。 |
| - 2 行政水準・適正な 受益と負担 WG (使用料・手数料) |  | | | | 他府県、類似施設等の比較を行った結果、大部分が同程度以上の水準。17年度当初予算において17件の設(改)定を実施。 コストに見合った負担となっているかについて、既存の使用料・手数料のあり方等を検討。 | ➢ 設(改)定の必要なものについては、関係部局と随時協議。 |
| 課税自主権の活用 WG |  | | | | 超過課税(法人事業税、法人府民税法人税割)の期間を延長。 新たな行政ニーズと費用負担のあり方を検討。 | ➢ 新たな行政ニーズの有無とその課税自主権の活用及び法人府民税均等割超過課税の期間延長の是非について整理。 |
| 自主財源の確保 WG |  | | | | 他府県事例の調査。法的側面から流動化の可否を点検。 政策的見地から流動化の是非を検討。 財政状況、金融環境等の見地から検討。 | ➢ 17年度の検討内容を踏まえ、今後の収支や減債基金の状況など財政的見地から債権の対象範囲などについて検討。 |

【民間活力の活用等に関するもの】

(注)  これまでの進捗  18年度の進捗計画

| テーマ | ワーキング・グループ進捗度合(H18.2現在) | | | | これまでの検討内容(16・17年度) | 18年度の主な取組 |
|---------------------------------|-------------------------|---------|------|-----|--|--|
| | 現状把握調査 | 分析・課題整理 | 方向付け | 具体化 | | |
| - 1 出資法人・公の施設改革 WG (出資法人改革) | | | | | 出資法人BSの現状分析、財政状況、資産の有効活用等の課題整理、洗い出し。 法人に対する府の関与の再検討。個別法人について、ヒアリングの実施。ケーススタディの実施。 | ➤ 可能なものから順次実施。株式公開、株式売却、事業売却について判断するための考え方の整理を検討。 |
| - 2 出資法人・公の施設改革 WG (指定管理者制度) | | | | | 指定管理者制度導入に向けた手続等の検討を踏まえ、運用マニュアル(案)の策定に着手。 運用マニュアル(案)の策定及びさらなる取組に向けた課題整理。 | WGについては、17年度で終了。 (以後、個別施策・事業において適切に対応) 【WGの主な成果】 ➤ 指定管理者運用マニュアル(案)策定(H17.4)し、適宜改定 |
| アウトソーシング WG | | | | | 府の取組実績の調査分析。 他府県の取組、民間状況の把握。 事例収集、事例分析の実施とアウトソーシング推進のためのガイドラインの策定。 | WGについては、17年度で終了。 (以後、個別施策・事業において適切に対応) 【WGの主な成果】 ➤ アウトソーシングの推進のためのガイドライン策定(H18.3) |
| 市場化テスト WG | | | | | 市場化テストを実施するための基本的な考え方などをとりまとめた「市場化テストガイドライン」を確定。 提案アウトソーシング型を軸に庁内外で意見交換などを行いながら、導入にあたっての課題を検討。 | WGについては、市場化テストガイドラインを確定し、庁内の方向付けを確認したうえで17年度で終了。課題の検討は内容に応じて、取組体制を含め個別に検討。 【WGの主な成果】 ➤ 市場化テストガイドラインの策定(H17.6) |
| 広告事業等民間資金活用 WG | | | | | 「大阪府広告事業要綱」を策定し、パスポートセンター(本所)内壁面に広告スペースを設置するなど、導入に着手。 ホームページや納税通知書封筒等への広告掲載、ストリートファニチャーとして歩道橋リフレッシュ事業を先行的に実施。今後ともあらゆる資産の広告媒体化の可否等を検討し、条件の整ったものから順次実施。 | WGについては、要綱策定及びこれに基づく事業が具体化したことから、17年6月をもって終了。今後は、先進事例をモデルとして、全庁的に事業展開。 【WGの主な成果】 ➤ 「大阪府広告事業要綱」(H17.3)の策定 ➤ 広告事業の実施(パスポートセンターへの広告掲載(H17.4) ホームページの広告掲載(H17.6)など) |
| PFI WG | | | | | PFI導入促進に向け、検討にあたっての基本的方針と制度上の課題を整理。 導入検討と諸課題に対する対応策を取りまとめたガイドライン案を作成中。 | ➤ 18年度を目途に建築物については、導入促進のためのガイドラインを確定。 ➤ 都市基盤施設等は、導入可能性のある事業を整理し、方針を取りまとめた段階でWGを終了。 |

参考資料4 これまでの行財政改革の取組の概要

平成8年度以降、全国で最も厳しい改革を実行してきました。

その結果、累計額で約5,680億円の歳出を削減、抑制するとともに、約4,880億円の歳入を確保し、総額約1兆560億円の効果をあげました。

これまでの行財政改革の主な取組実績

| | |
|--|--------------------------------------|
| ・平成8年1月 「大阪府行政改革大綱」策定 | ・平成10年9月 「財政再建プログラム(案)」策定 |
| ・平成9年3月 「大阪府行政改革推進計画」策定(平成12年3月まで毎年策定) | ・平成13年9月 「大阪府行財政計画(案)」策定(平成16年11月改定) |

(1) 歳出削減等の実績

| 区分 | 平成8～10年度 | 平成11～13年度 | 平成14～16年度 | 平成17年度 | 平成18年度(当初) |
|----------------|---------------------------------|---|--|--|---|
| 歳出削減、抑制 | ・人員削減 2,926人 約292億円 | ・人員削減 3,799人 約380億円 <small>(注)教職員定数改善計画に基づく増員は含まない</small> | ・人員削減 1,542人 約154億円 <small>(注)同左</small> | ・人員削減 746人 約45億円 <small>(注)効果額は大学独法化による減等を除いて算出</small> | ・人員削減 |
| | ・管理職手当等のカット (9・10年度各3億円) 6億円 | ・管理職手当等のカット (11～13年度各3億円) <small>(注)知事等給与カットを含む</small> 9億円 | ・管理職手当等のカット (14～16年度各3億円) 9億円 <small>(注)同左</small> | ・管理職手当等のカット、 特殊勤務手当等の見直し 4億円 <small>(注)同左及び支給割合の見直しを含む</small> | ・管理職手当等のカット、 特殊勤務手当等の見直し 4億円 <small>(注)同左</small> |
| 人件費の抑制 (*1) | ・ベースアップ凍結 (9・10年度計) 150億円 | ・昇給停止 (400億円) (11～13年度の効果累計額) | ・昇給停止 (480億円) (11～14年度の効果累計額) | ・昇給停止 (480億円) (同左) | ・昇給停止 (480億円) (同左) |
| | ・特殊勤務手当見直し (平年度ベース) 7億円 | ・期末手当引き下げ (11～13年度 0.55月) 245億円 | ・期末手当引き下げ (14・15年度計 0.3月) 125億円 | ・期末手当カット (管理職 6%、その他 4%など) 81億円 | ・期末手当カット (81億円) (同左) |
| | | | ・超過勤務手当の縮減、 通勤手当の支給方法の変更 20億円 ・退職手当の見直し (計画期間内の年平均効果額) 62億円 ・退職時特別昇給の廃止 10億円 (同上) | ・超過勤務手当の縮減 5億円 ・互助会補助金等の縮減 4億円 ・非常勤特別嘱託員制度の見直し等 25億円 | ・教職員の新たな給与制度の構築 (定時制通信教育手当、給料の調整額 産業教育手当、部活動手当の改定) 10億円 ・互助会補助金等の縮減 18億円 |
| | | ・給料表の改定 280億円 (プラス較差に対するマイナス改定) 14・15年度改定の効果計[通年分] | | | |
| 事業の見直し (*2) | ・事務事業見直し 171億円 | ・事務事業見直し 592億円 | ・施策評価 417億円 (出資法人の改革9億円を含む) | ・施策評価等 101億円 | ・施策評価等 57億円 |
| | ・シーリング 752億円 | ・シーリング 638億円 ・公の施設改革 2億円 | ・建設事業の重点化 240億円 ・出資法人の改革 23億円 (一部再掲) | ・建設事業の重点化 213億円 ・出資法人の改革 5億円 | ・出資法人の改革 11億円 |
| | ・主要プロジェクト凍結 | ・主要プロジェクト凍結 | ・公の施設改革 8億円 ・経費節減 20億円 ・主要プロジェクト見直し | ・公の施設改革 1億円 ・経費節減 10億円 | ・公の施設改革 3億円 |
| 計 | (a) 約1,378億円 | (b) 約2,266億円 | (c) 約1,839億円 | (d) 約974億円 | (e) 約664億円 |

(2) 歳入確保の実績

| 区分 | 平成8～10年度 | 平成11～13年度 | 平成14～16年度 | 平成17年度 | 平成18年度(当初) |
|------|---|---|---|--|--|
| 歳入確保 | ・課税、納税の取組 165億円 (9・10年度) ・法人二税に係る超過課税 3年間で 886億円 | ・課税、納税の取組 325億円 (注)財政再建プログラム案に基づく取組分 ・法人二税に係る超過課税 3年間で 723億円 | ・課税、納税の取組 124億円 (注)行財政計画案に基づく取組分 ・法人二税に係る超過課税 3年間で 825億円 | ・課税、納税の取組 30億円 (注)同左 ・法人二税に係る超過課税 337億円 | ・課税、納税の取組 30億円 (注)同左 ・法人二税に係る超過課税 334億円 |
| | ・府有財産売払い促進 159億円 | ・府有財産売払い促進 277億円 | ・府有財産売払い促進 340億円 ・長期貸付金の 前倒し償還 9億円 | ・府有財産売払い促進 143億円 ・広告事業収入の確保 0.6億円 | ・府有財産売払い促進 127億円 ・広告事業収入の確保 0.7億円 |
| | ・使用料・手数料見直し 13億円 (平年度ベース 25億円) | ・使用料・手数料見直し 23億円 (平年度ベース 50億円) | ・使用料・手数料見直し 7億円 (平年度ベース 27億円) | ・使用料・手数料見直し 1億円 (平年度ベース 1億円) | ・使用料・手数料見直し |
| | 計 (f) 約1,223億円 | (g) 約1,348億円 | (h) 約1,305億円 | (i) 約512億円 | (j) 約492億円 |

平成8年度～平成18年度合計

・ 歳出削減、抑制 (a)～(e)計 = 約5,680億円

(*1)人件費の抑制 ……2,420億円
 (*2)事業の見直し ……3,260億円)

(注1)昇給停止の効果額は平成14年度分(累計額)のみ算入。

(注2)人員削減の効果額は、1人あたり1,000万円とみなす。

・ 歳入確保 (f)～(j)計 = 約4,880億円

なお、平成17年度及び平成18年度の数値は一部予算上(最終、当初)での取組を見込んでおり、今後、決算において変動することがある。

緊急取組期間における各項目の 具体的な取組

「大阪府行財政計画（案）平成16年（2004年）版」において記載されている項目について、緊急取組期間（17～19年度までの3ヵ年）における具体的な取組を示したものです。

項目

- ・ 取組項目（具体的な取組項目など）
- ・ 検討課題
- ・ 行財政改革ワーキング・グループ
- ・ 前計画の取組で引き続き取組む項目

なお、表中の記号は次のことを示しています。



取組が具体化され、その取組を継続して実施していくもの



取組の具体化に向けて検討を続けるもの

【完了】

当該年度において計画に掲げた取組が完了したもの

【24項目 / 214項目】

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--------|---|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (1) 府民・NPOとの協働 | | | | | | | |
| 各施策分野における協働事業の展開 | | | | | | | |
| 1 | 各部局にNPO協働推進担当を設置 | NPOからの提言・提案を施策立案に活かすため、各部局に協働推進担当を配置する。 | 庁内推進体制の検討 | 各部局に協働推進担当を配置【完了】 | | | 生活文化部 府民活動推進課 |
| 2 | 協働マニュアルの見直し | 全庁的協働ルールを確立するため、協働の形態ごとの具体的な進め方など、「NPO協働マニュアル」を見直し、協働事業を推進する。 | NPO協働マニュアルの見直し | マニュアルの見直しを図りつつ、協働事業を推進 | | | 生活文化部 府民活動推進課 |
| 府民ニーズに応じた公共サービスの提供 | | | | | | | |
| 3 | 府民ニーズに応じた公共サービスの提供 | NPOとの意見交流の場を通じて、公共的課題やその解決策について共通認識を図り、NPOとの協働により、府民の求めている公共サービスの提供に努める。 | 意見交流会の開催(2テーマ) | 意見交流会の開催(3テーマ) | | | 生活文化部 府民活動推進課 |
| 協働事業の評価 | | | | | | | |
| 4 | 協働事業の評価結果を今後の協働推進施策や施策評価へ活用 | 協働事業のプロセスや成果などについて、総合的・客観的視点から評価を行い、その成果を今後の協働推進の施策や施策評価へ活用する。 | 評価システムの検討 | 評価システムの導入(共催、委託) | ・評価の実施、公表 ・協働推進施策や施策評価への活用の検討 | | 生活文化部 府民活動推進課 |
| 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討 | | | | | | | |
| 5 | 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討 | 地域における府民活動を応援するため、NPOの活動支援拠点施設である「大阪NPOプラザ」の機能充実を図るなど、地域における課題解決力向上を支援する仕組みづくりを検討する。 | 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討 | ・大阪NPOプラザをNPOの総合情報発信拠点として機能を充実 ・パートナーシップによる社会づくり事業の実施(3テーマ・3事業) | | | 生活文化部 府民活動推進課 |
| アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進 | | | | | | | |
| 6 | アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進 | アドプト・プログラムやワークショップなど、府民参加をさらにすすめ、府民とともに地域のまちづくりを推進する。 | ・アドプト・ロード・プログラムの実施 17年3月末 399箇所 ・アドプト・リバー・プログラムの実施 17年3月末 54箇所 ・アドプト・シーサイド・プログラムの実施 17年3月末 1箇所 ・環境ふれあいワークショップの実施 16年度 5公園 | ・道路や河川などのアドプト・プログラムを府内全域において展開・拡大し、府民参加のもと清掃・緑化など環境美化活動を実施 ・公園の環境ふれあいワークショップなど府民との協働による公共事業を展開 ・アドプト・ロード・プログラムの実施 17年12月末 416箇所 ・アドプト・リバー・プログラムの実施 17年12月末 68箇所 ・アドプト・シーサイド・プログラムの実施 17年12月末 3箇所 ・環境ふれあいワークショップの実施 17年度 5公園 地域協働いきいき通信の発行や、アドプト団体をサポートする「花と緑の出前講習会」の開催 | アドプト・プログラムの継続的な協働を進めるために、花苗育成システムの構築、地域活動のリーダーの養成などを実施 | | 土木部 交通道路室道路環境課 河川室河川環境課 港湾局 公園課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|------------------------|--------------------------------|---|--|--|---|---|---------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 7 | NPOとのより実りある協働の実現 | 府民・NPOの参加と協働により、柔軟な公共サービスを提供し、府民が積極的に参加する府政へと転換を図る。 | 大阪府NPO協働推進計画の策定、推進 | 具体的取組み施策の推進 | 具体的施策の見直し | 具体的取組み施策の推進 | 生活文化部 府民活動推進課 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 8 | 《先導的協働事業の実施》 NPOとの協働による就労支援 | NPOとの協働により、障害者の職場定着等を支援する専門人材を育成し、活用する。 | NPOとの協働による障害者の就労支援を行うジョブ・サポーターの養成と、授産施設等の要請に基づくジョブ・サポーターの派遣を実施 [養成実績] 計60名 [支援実績] 462名 [支援回数] 9,360回 | ジョブ・サポーターの機能を向上させ、応募・要請があった授産施設等に入通所する障害者に対して支援計画を策定、登録されたサポーターを派遣し、計画に基づく就労・生活支援を行う「ジョブライフサポーター登録派遣事業」を新たに創設し、NPOとの協働により実施 [登録サポーター数] 71名（うち雇用型8名、登録型63名） | | | 健康福祉部 障害保健福祉室 計画推進課 |
| (2) IT社会の実現に向けて | | | | | | | |
| 「府民本位のe社会」の推進 | | | | | | | |
| 9 | 大阪バーチャル府庁の構築（電子申請の拡充） | 公的個人認証サービスや行政手続オンライン化条例の整備など電子申請を実施する環境が整ってきたことから、現物確認が必要な手続、出頭や対面審査が必要な手続等を除く全ての手続を対象に、費用対効果を考慮しながら手続の電子化に取り組む。 | ・簡易な電子申請 253手続・受付件数約28,000件 ・本格的な電子申請 155手続・受付件数約98,000件（以上、13年度から17年3月末までの累計） ・電子署名に対応した電子申請を17年1月開始 | ・簡易な電子申請 283手続・受付件数約33,000件 ・本格的な電子申請 249手続・受付件数約128,000件（以上、13年度から17年12月末までの累計） ・大阪電子自治体推進協議会の電子申請システムとの連携について手続を選定して開発 ・手数料等収納を伴う手続のオンライン化の検討 | 引き続き申請・届出等手続のオンライン化を推進 | | 総務部 行政改革室IT推進課 |
| 10 | 大阪バーチャル府庁の構築（電子調達の本格導入） | 建設工事について、システムの機能強化を図りながら、入札・契約制度の改善とあわせて対象範囲を拡大していく。 各種業務委託や物品購入について、順次電子入札システムの導入をすすめ、全部局での調達業務の電子化を実現する。 | （13年度）建設工事関係の入札参加資格登録の電子申請開始 （15年度）建設工事18件の電子入札実施 （16年度）建設工事77件の電子入札実施、物品・委託役務等業務関係の入札参加資格登録の電子申請開始 | ・建設工事について、一般競争入札及び公募型指名競争入札の案件120件程度を電子入札で実施する予定 ・実績評価型指名競争入札の電子入札一部導入を図るとともに、現行の通常指名競争入札について、業者の入札参加意欲を反映させた公募による新たな入札方式の導入を検討 ・測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等業務について、電子入札を一部導入 | ・建設工事の実績評価型指名競争入札について電子入札の対象を拡大するとともに、現行の通常指名競争入札について、業者の入札参加意欲を反映させた公募による新たな入札方式について電子入札を一部導入 ・測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等業務について、電子入札の対象を拡大 | 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等業務の電子入札の本格導入を実施 | 契約局 契約総務課 |
| 11 | 大阪バーチャル府庁の構築（府税の電子申告） | 全国の地方自治体で共同して推進する地方税（法人二税）の申告手続の電子化について、本格運用をめざす。 国がすすめる自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）化の一環である自動車税・自動車取得税の申告手続などの電子化について、実施をめざす。 | ・法人府民税・事業税の電子申告受付を開始 ・OSSシステムの実用化に係る試験運用（第二次運用）を実施 | OSSに係る自動車税、自動車取得税の電子申告・電子収納を開始（新車新規検査登録） | | | 総務部 税務室指導課・税政課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----------------|---|--|--|---|---|--------------------------------|----------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 12 | 大阪府ITステーションの整備・運営 | 障害者のIT利用総合支援拠点として大阪府ITステーションを開所した。 19年度末までに、働く障害者をめざし、重度障害者を対象とするIT基礎講習会受講1万人、障害者を支援するITサポーターの養成・確保1千人、障害者テレワークによる在宅就労100人、ITを活用した雇用300人などの目標を掲げ、企業の理解を求めつつ、障害者のIT利用日本一のまちをめざす。 | ・大阪府ITステーションを16年9月に開所 ・障害者IT利用相談支援事業、障害者IT講習事業、ITサポーター支援事業、障害者テレワーク推進事業の実施 ・障害者IT活用支援研究事業の実施 | ・障害者IT利用相談支援事業・障害者IT講習事業・ITサポーター支援事業・障害者テレワーク推進事業の実施 ・障害者IT活用支援研究事業の実施 | | | 健康福祉部 障害者保健福祉室 計画推進課 |
| | | | ・雇用支援コーディネート業務の委託 ・障害者IT人材情報ナビシステムの構築 ・重度視覚障害者用事務処理ソフトの開発 ・障害者雇用企業相談の実施 | 雇用支援コーディネート業務の委託、障害者IT人材情報ナビシステムの運用、重度視覚障害者用事務処理ソフトの開発、IT雇用実践ビデオの作成、障害者雇用企業相談の実施など、障害者雇用の促進を支援 | | | 商工労働部 雇用推進室雇用対策課 |
| 13 | コンタクトセンターの設置検討 | 府庁のIT化の進展等により、窓口機能としてのホームページの重要性が増すなか、情報の所在や検索方法等に関する質問や電子申請等にかかる操作上の問合せに即答できるヘルプデスク機能をもったコンタクトセンター（コールセンター）の設置・運営について検討する。 | コンタクトセンター検討の基礎となる概要調査 | ・費用対効果の検証・課題の整理などコンタクトセンター設置に向けた検討 ・大阪府コンタクトセンター整備推進会議の設置 | 17年度の検討結果を踏まえ、モデルケースによる実証実験など具体化に向け引き続き検討 | 総務部 行政改革室IT推進課 | |
| 「筋肉質なe-ふちょう」の実現 | | | | | | | |
| 14 | 入札契約センター（仮称）の設置 | 電子調達の導入にあわせ、部局ごとに行っている入札・契約に関する事務や権限を1か所に集め、全庁にわたる統一的な方針のもと、その運用を行う「入札契約センター（仮称）」を設置する。 | 16年4月、設置に向けた検討を行う専任組織を設置 | 17年4月契約局を設置し入札契約センターの運営を開始【完了】 | | | 契約局 契約総務課 |
| 15 | 建設CALS/EC（公共事業支援情報システム）の推進とそれと一体となった公共事業業務の改革 | 公共事業の調査計画から設計積算・入札契約・工事施工・維持管理にいたるすべての過程において、ITを活用した効率的な業務執行体制を構築する。 これに加え、業務の再点検を行うことにより、アウトソーシングなど、さらなる公共事業業務の改革についても検討をすすめる。 | （15年度）情報共有・電子納品システムの一部導入 （16年度）台帳管理サブシステムなど各種サブシステムの基本設計に着手。アウトソーシングなど、さらなる公共事業業務の改革についても検討 | ・建設CALS/ECを構成するサブシステムについて、順次、実施設計・開発、供用開始 ・業務の再点検を行うことにより、アウトソーシングなど、さらなる公共事業業務の改革についても検討をすすめる、導入可能なものから順次実施 | | | 総務部 行政改革室IT推進課 |
| 府の枠を超えた新たな関係の構築 | | | | | | | |
| 16 | 府内市町村、近隣府県との共同取組の実施 | 大阪電子自治体推進協議会を通じ、府内全市町村と府が共同して、情報システム・情報ネットワークの整備・運営、企画・研究をすすめるとともに、市町村の取組を支援する。 近畿ブロック広域ブロードバンド圏構想の実現のため、近畿各府県、関西広域連携協議会、(財)関西情報・産業活性化センターと連携し、共同取組を推進する。 | 【府内市町村との共同取組】 ・共同事業の運営 ・LGWAN府域ネットワーク、ｽﾎｰﾂ施設情報ｼｽﾃﾑ、電子入札ｼｽﾃﾑ、電子申請ｼｽﾃﾑ ・市町村への情報提供 | ・共同事業の運営 ：LGWAN府域ネットワーク、ｽﾎｰﾂ施設情報ｼｽﾃﾑ、電子入札ｼｽﾃﾑ、電子申請ｼｽﾃﾑ ・市町村への情報提供 | | | 総務部 行政改革室IT推進課 |
| | | | 【近隣府県との共同取組】 ・関西広域ポータルサイトの構築 ・関西IT合同会議（人材育成事業）の開催 ・関西情報化グランドデザインの策定に着手 | ・ポータルサイトの運営 ・関西IT合同会議の開催 ・関西情報化グランドデザイン策定 | ・18年度以降も継続実施の方向で関係機関と調整 ・グランドデザインを踏まえて、関西圏の広域的IT連携施策の具体化 | 企画調整部 企画室 | |
| 17 | 官民連携地域ポータルサイトの拡充 | 平成15年11月に構築した、官民が連携して行政、民間の情報やサービスを一緒に掲載・提供する地域ポータルサイト「eおおさか」について、健康・安全なまちづくり・雇用など、府民の関心の高いテーマにカテゴリー分類した総合的行政手続き地域情報ワンストップポータルをめざす。 | ・地域ポータル立ち上げ ・手続きワンストップサービス着手（民間手続き先行） ・公共コンテンツを取り扱う基盤となるISP事業の計画 | ・引越し手続きサービス開始 ・引越し手続きサービスの広域（北海道・東京・大阪）連携実験実施 ・ISPサービスの開始（Webホスティング、電子自治体アプリケーションのインターネット接続など） | ・手続きワンストップメニュー拡充（行政手続等） ・ISPサービス利用拡大 | ・手続きワンストップ事業拡大 ・ISPサービス事業拡大 | 企画調整部 企画室 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 | |
|-----------|------------------------------------|---|---|--|--|--|---|----------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | | |
| 18 | 先進的ITを活用した実証実験(IPv6、安全・安心なまちづくりなど) | 最新のインターネット通信設備、万全のセキュリティシステムを装備した府立iDCを活用し、先進的、先導的実証実験を行うことにより、大阪のIT都市の基盤形成を図る。 <IPv6移行実証実験> ・プライバシーとセキュリティが確保され利用者利便性の高いインターネット環境を構築するため、IPv6移行実証実験を実施する。 <安全・安心なまちづくり> ・「安全なまちづくりIT活用推進研究会」において、ITを活用した安全な防犯環境づくりの検討と実証実験を行う。 | 【IPv6実証実験】 ・大阪都市圏IPv6グループ発足 ・大阪都市圏IPv6フォーラム発足 ・オープニングフォーラム開催 ・府民向け公開実証実験の実施 ・IPv6円卓会議開催 | ・16年度実施のIPv6簡易移行ソリューションを府立iDCにてサービス化 ・国への17年度のIPv6実証実験についての獲得対応 ・住民向けPush型情報提供サービス(IPv6移行実証実験)の実施 ・大阪都市圏IPv6活用推進フォーラムの実施 | 府立iDCを基盤にIPv6を活用した実証実験やサービスの展開に向けたIPv6利活用促進活動を推進。 |   | 企画調整部 企画室 | |
| | | | 【安全なまちづくり】 ・「大阪『安全なまちづくり』IT活用推進研究会」発足 ・「安全・安心なまちづくりICT活用ハンドブック」作成 ・「大阪安全・安心なまちづくり支援ICT活用協議会」発足 ・豊中市「地域安心安全情報共有システム(総務省)」実証実験実施 ・防犯ポータルサイト オープン | 社会実証実験の推進 ・吹田市立古江台中学校「IT(ICTタグ)を活用した生徒の安全確保システム構築事業」(全国都市再生モデル調査)の実施 ・「街角見守りロボット」(大阪市中央小学校) ・「登下校見守りシステム」(帝塚山学院小学校) 総務省「地域安心安全情報共有システム」 ・豊中市：昨年度に引き続き運用 ・枚方市：実証実験実施 大阪安全・安心なまちづくり支援ICT活用協議会 ・HPリニューアルオープン ・1周年記念実証実験説明会 | 社会実証実験の推進 ・シンボルプロジェクトの構築 ・既存プロジェクトの支援及び評価 ・国事業の情報収集と提案支援 大阪安全・安心なまちづくり支援ICT活用協議会の支援 ・情報配信・交流事業の実施 ・シンポジウム・セミナー等の開催 ・テーマ別研究会の開催・支援 | | | |
| IT推進の基盤整備 | | | | | | | | |
| 19 | デジタルデバイドの解消、ユニバーサルデザインの推進 | 府民が利用するシステムの開発やサービスの提供に際し、国等の研究や情報通信における機器・ソフトウェア・サービスのJIS化など新たな動きも踏まえながら、ユニバーサルデザインの考え方にそった開発等を行っていく。 重度の視覚・聴覚・上肢障害者を対象に、平成16年度に開所した「大阪府ITステーション」において、IT基礎講習会やそれら講習会等の支援を行う。 府ホームページについては、ウェブアクセシビリティの拡充も含め、引き続き、使いやすくわかりやすいユニバーサルデザインを推進する。 | 【電子申請システム】 本府の「ユニバーサルデザインに対する必須項目」に配慮した画面づくり等を実施。全項目対応 | ユニバーサルデザインに配慮した画面づくり等 | |  | 総務部 行政改革室IT推進課 | |
| | | | 【大阪府ITステーション】 ・大阪府ITステーションを16年9月に開所 ・障害者IT利用相談支援事業、障害者IT講習事業、ITサポーター支援事業、障害者テレワーク推進事業などを実施 | ・障害者IT利用相談支援事業・障害者IT講習事業・ITサポーター支援事業・障害者テレワーク推進事業の実施 ・障害者IT活用支援研究事業の実施 | | |  | 健康福祉部 障害者保健福祉室 計画推進課 |
| | | | 【府ホームページ】 ・府ホームページリニューアル(15年6月) ・府ホームページ作成ガイドライン改定(17年3月) | ・ユニバーサルデザインの推進(主要3項目(タイトル情報、代替テキスト、機種依存文字)のチェック、改善) ・府ホームページ・トップページリニューアル | | 府ホームページリニューアル |  | 知事公室 広報室広報報道課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------|---------------------------------------|---|---|--|--|---|---|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 20 | デジタルアーカイブなど官民連携による保有資産・保有データの活用、情報提供 | デジタルアーカイブやGIS(地理情報システム)など、府が保有しているデータを整備し、庁内業務への活用、市町村への提供などの利活用を図る。 | 【デジタルアーカイブ】 ・「大阪府デジタルアーカイブ流通推進研究会」発足(16年10月) ・デジタル保存されたコンテンツの二次利活用(産業、教育等)実現に向け、実証実験の評価・検証 ・二次利活用(流通)に係る諸課題を整理 | ・実証実験の成果を踏まえ、二次利活用の具体化 ・府内市町村にも参画を呼び掛け(大阪市、堺市、高槻市、河内長野市) ・実証実験途中の案件について、継続して実験を実施 | ・デジタル文化都市創造戦略会議(仮称)の実施 ・デジタルコンテンツに関する制度整備 ・文化資産のデジタル化(超高精細画像化)の実施 ・デジタルコンテンツ流通事業体制の整備 ・トライアルによるデジタルコンテンツの流通テスト | ・デジタルコンテンツの市場流通体制の構築 ・各部署による博物館等へのデジタルアーカイブ管理システムの順次導入 | 企画調整部 企画室 |
| | | | 【GIS】 統合型GIS推進庁内組織「統合型GIS整備推進会議」を設置し、統合型GISマスタープランの検討を開始 | 統合型GISのシステム整備に向けた整備基本計画策定 庁内の地図情報の利用に関する調査を実施 | 統合型GISのシステム整備に向けた基本計画に基づき、「共用空間データ」の整備、共有、DB化等の機能を持つ新たな庁内WebGISの開発運用(IT推進課・総合計画課) | → | 総務部 行政改革室IT推進課 建築都市部 総合計画課 ほか |
| 21 | 政策形成プラットフォームなどITを活用した行政経営改革の実現 | 《行政経営支援ツールの検討》 低コストで質の高い行政サービスを提供し、効率的な行政運営を行うためにはコスト等の数値の集計や分析を的確に行い、評価したうえで、事業の再構築につなげていくことが重要であるため、ITを活用した経営判断を支援するツールの整備について検討する。 | ・本府における行政評価などの取組みの現状把握や民間企業等のITを活用した経営改革の動向把握などを行い、今後の取組み方向の整理を実施 | ・コスト分析方法の検討(ABC手法等) ・コスト情報、既存成果情報等のITを活用した多面的な連動・参照方法の検討等 | 17年度検討結果を踏まえ、具体化に向け検討 | → | 総務部 行政改革室IT推進課 |
| 22 | テレワーク、eラーニングなど誰もが参加し、支えあう新しい社会モデルの創出 | テレワークにより、就業において一人ひとりの能力を発揮するステージが広がるとともに就業と家事・育児・介護との両立が可能となるなど共同参画社会の実現に資するものと考えられる。よって、民間のテレワーク推進及び民間を先導するモデル職場をつくる観点から大阪府におけるテレワーク導入に向けた検討を行う。 | ・国家公務員のテレワーク導入について情報収集、庁内関係機関による検討を開始 ・テレワーク、モバイル端末の利用を想定したネットワーク基盤構築手法について調査 | ・国の試行実施の状況を踏まえた課題整理やIT環境、必要経費等について検討 ・エクストラネット、モバイル端末の活用について検討 | 府職員におけるテレワーク導入の可能性の検討 | → | 総務部 行政改革室IT推進課 |
| 23 | 大阪発IT活用リーディングモデルの構築 | 構造改革特区提案による「高度電子自治体」の構築 法令による制約の多い公金(使用料・手数料)の各種カード(クレジットカード、プリペイドカード等)による支払いを可能とすることを特区等を通じて検討し、府内市町村への普及を図る。 PPP改革の推進 府では、行政効率化におけるIT活用を強化するとともに、府民がITの利便性を実感できる新しい行政サービスを提供することを検討している。そのため、PPP改革の一環として「新府民サービス部会」を設置し、3つの事業について検討する。 | 【電子申請等の決済】 総務省の検討会に参画して地方自治法改正等を働きかけるとともに、庁内で電子申請による手数料、インターネット上での施設予約などに伴う使用料の決済について、府民の利便性向上につながるサービスの創設を検討 | → | ・17年度の成果を踏まえ、導入指針としてまとめる ・研究会を開催し決済電子化の具体化 | → | 企画調整部 企画室 総務部 行政改革室IT推進課 |
| | | | 【公金決済用カードの導入検討】 ・総務省に対し、第5次及び第6次構造改革特区提案を実施 ・庁内WGで公金決済の電子化を検討 | → | ・17年度の成果を踏まえ、導入指針としてまとめる ・研究会を開催し決済電子化の具体化 | → | 企画調整部 企画室 |
| | | | 【GIS-ASP】 府立iDC内に市町村向けASP用のGISを整備 | ・市町村向けASPサービスの提供開始(4月～) ・利用自治体拡大に向けたパンフレットの作成と配付(大阪圏自治体55自治体) ・関西情報化維新協議会(GIS分科会開催) ・自治体訪問説明(府内6自治体) ・本年度受注実績:1自治体(熊取町) ・新府民サービス部会にて検討を実施 ・大阪府電子契約導入検討ワーキングを実施 | ・(財)関西情報・産業活性化センターとの連携により利用自治体の拡大に向けた取組を継続実施 ・セミナーを活用した広報活動や実機を用いたシステム操作体験イベントなどの実施 | → | → |
| | 【電子契約】 調達業務における契約の電子化について、庁内で検討を開始 | → | 17年度検討の成果を受けて電子契約の実証実験を実施 | → | 契約局 契約総務課 総務部 行政改革室IT推進課 | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---|--|--|--|---|---|---|-----------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 24 | ペーパーレス化の推進 | 電子媒体の活用による情報の共有化、紙を使わない執務スタイルの定着を推進するとともに、文書量削減に向けた新たな取組を検討し、さらなるペーパーレス化を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理システムの整備、稼働(電子決裁、電子保存の導入) 行政文書管理システムと総務事務サービスシステムの連携 電子文書交換システムの稼働 など 上記取組を実施した結果、意思決定の迅速化が図られたが、電子会議や電子媒体のままでの情報活用等の普及やペーパーレス化の進展は緩慢 削減効果 約1千万枚(11年度比:約14%減) | <ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理システムによる電子決裁、電子保存の推進 電子文書交換の推進 ペーパーレスの普及啓発 不要文書の廃棄 業務システム連携推進、庁内ウェブを活用した業務改革推進 Cキューブのチームサイト機能を活用し業務レベルでの文書・資料類の電子化を推進(法規審査ウェブページほか) 関係部局等と連携し、電子媒体活用や文書量削減に向けた新たな取組を検討 ペーパーレス化に向けた職員の意識改革への取組の検討 | 18年度庁内電子会議の普及啓発(17年度~電子部長会議実施) | (20年度以降) ・行政文書管理システムの更新、機能強化 ・出先機関における行政文書管理システムの全面稼働 | 総務部 法制文書課・ 行政改革室IT推進課 |
| (3) 新たな自治システム 大阪都市圏にふさわしい新たな自治システム | | | | | | | |
| 新たな自治システムの研究 | | | | | | | |
| 25 | 新たな自治システムの研究 | 大阪府地方自治研究会における検討結果も踏まえ、府民・市民、各界からの意見も参考に研究をすすめ、大阪市との研究会などの場を活用して、幅広く議論するとともに、国へも働きかける。 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪府地方自治研究会の最終報告とりまとめ 報告において提案された広域連合型の案をもとに大阪市と議論 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪新都の制度の詳細について検討 市長会、町村長会、経済界と共催で、大阪都市圏にふさわしい自治体像について、シンポジウムを開催 「新しい大都市自治システム研究会」において府市双方の考え方を議論 「分権改革における関西のあり方に関する研究会」報告を受け、関西の自治体と経済界が共同設置した「関西分権改革推進委員会」において、広域連合の実現可能性について検討 全国知事会「道州制特別委員会」に参画 近畿ブロック知事会に「広域府県研究会」を設置。広域的な地方制度のあり方について議論 | | | 総務部 行政改革室行政改革課 |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 26 | 関西州などを視野に入れた、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムの実現方策 | 経済界及び2府7県3政令市が参画する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」の報告や、現在、国の地方制度調査会で進められている道州制の審議内容等を踏まえながら、府県域を越える広域行政のあり方とあわせて、大阪都市圏にふさわしい自治システムの全体像について幅広く議論・検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 「分権改革における関西のあり方に関する研究会」に参画。17年1月に広域連合の設置を提案する報告を公表 16年度新たに発足した全国知事会の「道州制研究会」にも参画 | | | | |
| (3) 新たな自治システム 大阪市との連携強化・二重行政の解消 | | | | | | | |
| 事業共同化・役割分担の見直し | | | | | | | |
| 27 | 事業共同化・役割分担の見直し | 大阪府と大阪市で設置している「新しい大都市自治システム研究会」などの場を活用して、引き続き協議をすすめ、可能なものから具体的な取組に着手していく。 | 「新しい大都市自治システム研究会」において、個別課題の役割分担や事務の共同化、権限移譲等について、具体的に協議 | <ul style="list-style-type: none"> 知事と大阪市長による首脳懇談会を実施し、府市連携に向けた取組について協議 「新しい大都市自治システム研究会」報告書とりまとめと研究会の成果を継承・発展させる後継組織の設置に向け、大阪市と協議 | 具体的な施策の共同化や連携強化の方策について、引き続き大阪府と協議 | | 総務部 行政改革室行政改革課 |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 28 | 大阪市との二重行政解消に向けた類似施策や施設の共同化・一元化方策 | | | | | | |
| 29 | 広域的見地から府・市の施策の共同化を図るべき課題と仕組み | 広域的な見地から、府・市の施策の共同化を図るべき課題やその仕組みについて、府として研究を行うとともに、大阪市と協議をすすめる。 | 大阪府地方自治研究会の報告で提案された「大阪新都広域法人」の考え方も踏まえ、研究を開始 | | <ul style="list-style-type: none"> 府・市で共同化を図るべき施策分野やその具体的な仕組みについて研究 大阪市と協議・検討 | | 総務部 行政改革室行政改革課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------------------------|---|---|---|--|--|--------------------------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (3) 新たな自治システム 広域行政の推進 | | | | | | | |
| 府県域を越える広域的な自治制度のあり方 | | | | | | | |
| 30 | 府県域を越える広域的な自治制度のあり方 | 道州制をはじめとする府県域を越える広域的な行政システムのあり方については、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方とあわせて、関係方面と幅広く議論をすすめる。 また、府県域を越える行政課題について、広域連合制度などの現行制度の活用も視野に入れつつ、各府県との連携を深める。 | ・「分権改革における関西のあり方に関する研究会」に参画。17年1月に広域連合の設置を提案する報告を公表 ・16年度新たに発足した全国知事会の「道州制研究会」にも参画 | ・「分権改革における関西のあり方に関する研究会」報告を受け、関西の自治体と経済界が共同設置した「関西分権改革推進委員会」において、広域連合の実現可能性について検討 ・全国知事会「道州制特別委員会」に参画 ・近畿ブロック知事会に「広域府県研究会」を設置。広域的な地方制度のあり方について議論 | | | 総務部 行政改革室行政改革課 |
| | 今後の府政運営における課題 | | | | | | |
| 31 | 関西における広域行政推進のための制度や実施方策(広域連合・協議会・道州制など) | | | | | | |
| 32 | 新しい自治システム(大阪新都)と関西州等との関係の整理 | 経済界及び2府7県3政令市が参画する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」の報告や、現在、国の地方制度調査会で進められている道州制の審議内容等を踏まえながら、大阪都市圏にふさわしい自治システムとあわせて、府県域を越える広域行政のあり方について幅広く議論・検討する。 | 大阪府地方自治研究会の報告を踏まえ、府県域を越える行政システムと新しい大都市自治システム(大阪新都)の関係について検討を開始 | | | | |
| (3) 新たな自治システム 市町村への権限移譲等 | | | | | | | |
| 関連事務の一括移譲 | | | | | | | |
| 33 | 関連事務の一括移譲 | 「大阪版地方分権推進制度」を活用し、総合的な行政の展開や住民サービスの向上を図る観点から、関連する事務の一括移譲について取組む。 | 大阪府・市町村分権協議会における検討(府と市町村の役割分担及び事務移譲の現状分析等) | 大阪府・市町村分権協議会における検討(府と市町村の役割分担及び事務移譲に係る今後の考え方) | 一括移譲案[パッケージ]の検討及び市町村との協議 | 市町村への事務一括移譲の実現 | 総務部 市町村課 |
| | 今後の府政運営における課題 | | | | | | |
| 34 | 市町村に一括移譲する事務の整理と財源措置等 | | | | | | |
| 35 | 府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化 | 市町村の自主性や自立性を尊重し、効率的、効果的な行政運営が期待できる補助金の統合・メニュー化を検討する。 | モデルケース対象補助金の抽出等 | モデルケースの導入・調整 | モデルケースの実施・効果検証 | | 総務部 財政課 |
| (3) 新たな自治システム 市町村合併の推進 | | | | | | | |
| さらなる市町村合併の推進 | | | | | | | |
| 36 | さらなる市町村合併の推進 | 大阪都市圏における基礎的自治体の役割や分権時代における合併の意義等についての議論を喚起するとともに、市町村合併について広く府民に理解を求めると、市町村合併に向けた取組をさらに強化する。 | 堺市・美原町合併(17年2月1日) | 市町村合併について府民に理解を求めるとともに、地域の取組状況に応じた支援を行い、市町村合併を促進 ・市町村合併推進審議会設置 ・シンポジウム開催 | ・市町村合併推進審議会中間答申 ・民間団体講演会等への講師派遣 や住民アンケート等の実施 | ・市町村合併推進審議会最終答申 ・構想作成 | 総務部 市町村課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|------------------------|------------------------|--|--|---|--|--------|------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (4) 公営企業の自立化の促進 | | | | | | | |
| 病院事業会計 | | | | | | | |
| 37 | 府立5病院の経営改革 | 府民に信頼され、安心で質の高い医療を持続的に提供できる病院運営の確立をめざして、目標設定と業績評価の仕組みの下で、より自律的な運営が行える組織運営への改革を行い、府民・患者サービスと効率性の向上に取り組むため、府立5病院の地方独立行政法人化について検討をすすめる。 | <ul style="list-style-type: none"> 「府立の病院改革プログラム-運営形態の見直し編」の策定(17年3月) 定款の議決(17年3月) | 法人設立の総務省認可、中期目標の議会審議など法人移行の準備 | 地方独立行政法人大阪府立病院機構の設立(18年4月予定) | → | 病院事業局 病院改革課 |
| 38 | 府立病院事業会計への一般会計繰出基準の見直し | 府立病院の経営改革を実施し、一般会計からの繰出基準の精査を行う。 | 毎年度、各病院ごとの事業目標を設定し、経営改善の取組みを推進 | 引き続き、より一層の経営改善に取り組み、不良債務の解消に努めるとともに、地方独立行政法人化後の負担基準について検討 | 設定された中期目標に沿って、地方独立行政法人制度の特性を活かした抜本的な経営改善に取り組み、第1期中期計画期間における不良債務の確実な解消に努める | → | 病院事業局 経営管理課 |
| 中央卸売事業会計 | | | | | | | |
| 39 | 中央卸売市場の経営改善と一般会計繰出金の抑制 | 市場管理経費の縮減を行うなど、当面する経営改善を行うとともに、卸売市場法の改正や流通環境の変化等を踏まえた今後の市場運営のあり方を検討する。これら市場運営の経営改善や一般会計の財政状況を踏まえ、一般会計繰出金の抑制を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> (経営改善) 市場施設の管理業務の(株)大阪府食品流通センターへの包括的委託の見直しなどによる施設管理経費の削減 北門横の保留地及びバナナ加工場裏の土地を水産加工場等として有償貸付けを行い、収入確保 (一般会計繰出金の抑制) 一般会計繰出金のあり方について検討 | <ul style="list-style-type: none"> (経営改善) 市場取引の公正の確保と活性化を図りつつ、スリムで効率的な市場運営を行うため、さらなる経営改善に取り組む 市場の設備管理、ゴミ処理業務について、入札による契約の締結 夜間査察業務の見直しに伴い、6名を減員 金融棟の一部を用途変更し、コンビニエンスストアに貸付け、収入確保 (今後の市場運営のあり方検討) 「大阪府中央卸売市場中期経営計画(案)」を策定(3月末予定) (一般会計繰出金の抑制) 市場運営に支障を来たさない範囲で一般会計からの繰出金を抑制 | <ul style="list-style-type: none"> (経営改善) 市場取引の公正の確保と活性化を図りつつ、スリムで効率的な市場運営を行うため、さらなる経営改善に取り組む 施設管理経費の一層の削減努力 旧花き市場建設予定地などの保留地の有効活用の検討 (今後の市場運営のあり方検討) 「大阪府中央卸売市場中期経営計画(案)」を踏まえ、市場経営上の問題点の整理や、商物分離取引等の規制緩和拡大、品質管理の徹底などに対応した多様な機能の強化の実現等、流通環境の変化を見据えた課題の洗い出しを行い、中長期的な視点で、今後の市場のあり方を検討 (一般会計繰出金の抑制) 市場運営に支障を来たさない範囲で一般会計からの繰出金を抑制 | → | 環境農林水産部 流通対策室 |
| 20年度以降の繰出金の取扱いについて協議 | | | | | | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------|------------------------|---|---|---|---|------------------|--------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 水道事業会計 | | | | | | | |
| 40 | 府営水道の第7次拡張事業(水源計画)の見直し | 大阪臨海工業用水道企業団が保有していた水利権及び府工業用水道事業の余剰水利権の転用により、丹生ダム、大戸川ダムの利水参画の見直しを行う。さらに、大阪府建設事業評価委員会の意見等を踏まえ、将来の水需要等の検証・精査を行い、安威川ダム、紀の川利水の見直しを視野に入れた新たな水源計画を策定する。 | 27年度を目標年次とした水需要予測を実施、大阪府水道部経営・事業等評価委員会の評価を得て決定(17年3月) 〔内容〕 ・27年度の計画1日最大給水量 216万m3(上位値) ・水源確保量 日量231万m3 | 大阪府の水源計画をとりまとめ、8月19日に公表 〔内容〕 既得水利権 210万m3/日 臨海工水の転用 12万m3/日 安威川ダム 1万m3/日 紀の川大堰 1万m3/日 府工水の転用 7万m3/日 合計 231万m3/日 丹生ダム・大戸川ダムからの利水撤退 | 淀川フルプランの改定に合わせて、新たな水源計画に基づく第7次拡張計画を見直し | | 水道部 経営企画課 |
| 41 | 府営水道の業務のアウトソーシング | 安全で安定した給水に十分に配慮しつつ、府営水道の経営の安定化を図る観点から、引き続き外部委託化等による業務の効率化をすすめる。 | 水道事業の基本である浄水処理から送配水までの運営に関する一連の技術的な業務のうち、基幹業務(原水の取水から浄水・送配水までの水道施設の運用監視業務や、建設改良などの業務の計画から執行までの運営監理業務)については自ら統括的に実施し、その他の業務については積極的に民間企業に外部委託を実施 | 外部委託可能業務の精査結果を踏まえ、委託可能な業務の内容、委託方法等について検討 | 新たに送水を開始する北部送水施設の維持管理(日常点検及び夜間休日の緊急対応支援、ならびにこれらの無人施設の機械警備システム)を包括的に外部委託 | 水道部 事業管理室調整課 | |
| 42 | 府営水道事業会計への一般会計繰出金の休止 | 府営水道の経営状況や一般会計の財政状況を踏まえ、計画期間中、一般会計繰出金を休止する。 | 大阪府水道事業懇話会の答申(11年6月)を受け、11年度から国基準による繰出しに見直しを実施 | 一般会計繰出金の休止 | | 水道部 経営企画課 | |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 43 | 経営改善方策(水道事業会計) | 物品調達や施設運営の大幅なコストダウンなど効率的な経営手法のあり方 | ・効率的送水運用による動力費(電力料金)の削減 ・無薬注脱水機の導入による薬品費の削減及び水道残渣の減量化と有効利用の促進 ・設備診断等の採用による補修周期の見直しによる修繕費の削減 等 | ・大庭浄水場の運転管理業務を庭窪浄水場に一元化 ・村野浄水場の磯島取水場に非常用自家発電設備を整備するに際して、設計・施工と長期の維持管理を一括発注するDBM(デザイン・ビルド・メンテナンス)方式を採用し、民間の技術及び経営ノウハウを導入 | 三島浄水場(一津屋取水場、三島浄水施設、万博浄水施設)の運転管理業務を庭窪浄水場に一元化 | 水道部 事業管理室調整課 | |
| 44 | 経営改善方策(中央卸売市場事業会計) | 物品調達や施設運営の大幅なコストダウンなど効率的な経営手法のあり方 | ・現状等及び当面の改善方策、今後の検討課題の抽出 ・当面する改善方策に関する検討 | ・改正卸売市場法後の府中央卸売市場の経営手法について具体的検討 ・管理棟、金融棟への入居者誘致活動を行い、金融棟へのコンビニエンスストアを誘致 | ・「大阪府中央卸売市場中期経営計画(案)」を踏まえ、経営手法について具体的な検討 ・新たな収入源の検討 | 環境農林水産部 流通対策室 | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-------------------|--------|--|---|--|--|-------------------|----|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (5) 出資法人改革 | | | | | | | |
| 3つの削減目標の取組 | | | | | | | |
| 45 | 法人数の削減 | 平成19年度までに指定出資法人79法人(13年7月現在)の4割の削減をめざす。 (行財政計画期間内に概ね半減) | 17年2月現在法人数: 61法人 法人削減の内訳 解散: 5法人 統合: 3法人 自立・民営化: 4法人 関与の見直し: 6法人 | 法人数の削減: 13法人 【解散】 (財)大阪府大学学術振興基金(16年度末) (財)大阪府勤労者福祉協会(16年度末) (株)岸和田コスモポリス(16年度末) (株)いずみコスモポリス(17年9月末) りんくうゲートタワービル(株)(18年2月1日) (財)大阪産業廃棄物処理公社(17年度末) 【統合】 大阪府住宅供給公社 (財)大阪府住宅管理センター (17年度当初) (財)大阪府千里センター (財)大阪府泉北センター (財)大阪府臨海・りんくうセンター (17年11月1日) 【関与の見直し】(17年度当初) (財)大阪府生活衛生営業指導センター (財)大阪府みどりのトラスト協会 関西高速鉄道(株) 国際文化公園都市(株) | 検討している法人 【関与の見直し】 (財)大阪体育協会 (20年度以降) 検討している法人 【自立・民営化】 (社福)大阪府障害者福祉事業団 | 総務部 行政改革室出資法人課 | |
| | | (効率性や専門性等の観点から法人のあり方を検討) (あり方検討をすすめる法人) (株)千里ライフサイエンスセンター: 関係団体の協調により抜本的な事業運営のあり方について検討を進める。 (株)大阪府食品流通センター: 加工団地を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、一層の活性化を図るため、民営化も含めて府の関与のあり方について検討を行う。 (株)大阪鶴見フラワーセンター: 一層の経営改善に努め、累積損失の削減を図るとともに、経営実態等を踏まえつつ、法人運営における自立性向上の観点から、府の関与のあり方の検討を行う。 (財)大阪府下水道技術センター: 流域下水汚泥処理事業維持管理業務の包括的民間委託について検討(平成18年度末を目途)を行うとともに、あわせて法人のあり方について抜本的な見直しを行う。 (財)大阪府都市整備推進センター: 法人が実施する各事業についての課題・将来見通しを検証しつつ、府都市行政における法人の役割、今後のあり方について取りまとめ、関係機関と協議する。 (財)大阪府水道サービス公社: 法人に対する府の委託事業等について、「公社のあり方(案)」に基づき、順次実施する。 | (指定管理者制度の導入による公の施設改革を踏まえあり方を検討する法人) (財)大阪府男女共同参画推進財団 公の施設の運営については、法人の自主性のもと公募における競争上の優位を確保するため一層の専門性向上と効率的な施設運営を促す。法人は、男女共同参画事業の実施について、先駆的、専門的な事業を実施してきたノウハウを活かし、引き続き、効率的・効果的な事業を展開するとともに、NPOとの協働の進展を踏まえ、NPOに対する中間支援機能を強化する。 (財)大阪府青少年活動財団 公の施設管理業務については、民間事業者に委ねることとし、法人は、人材育成を軸に、青少年の自立支援・非行未然防止など専門性やノウハウを活かした事業に重点化した事業展開を図る。また、当該業務の実施状況を検証のうえ、より効果的・効率的な運営に向けた取組みを促進する。 (財)大阪府地域福祉推進財団 公の施設の運営について、指定管理者制度導入の効果検証を通じて、法人の専門性を十分に発揮した効果的・効率的な施設運営を促進する。なお、公募施設に関しては、法人の自主性のもと公募における競争上の優位を確保する観点からも一層の専門性向上と効率的な施設運営を促す。また、公の施設運営以外の明るく活力のある福祉社会づくりの実現を目的とした業務の実施手法を精査し、法人における運営の効率化に向けた取組みを促進する。 (財)大阪府保健医療財団 府民の健康の保持・増進の観点から、健康科学センター、中河内救命救急センターの効率的・効果的な運営が図られるよう検討するとともに、法人のあり方についての結論を得るべく引き続き検討を行う。 (財)大阪労働協会 指定管理者制度の導入に伴い、一層の府民サービス向上のため、適切かつ効率的な施設運営を促す。また、労働教育・普及啓発等の業務の実施については、法人の専門性を発揮し、効果的・効率的な取組みを促進する。 | (財)大阪府みどり公社 公の施設の運営については、法人の自主性のもと公募における競争上の優位を確保するため一層の専門性向上と効率的な施設運営を促す。また、農業支援、環境関係業務等法人が実施する公の施設運営以外の業務の実施手法を精査し法人における運営の効率化に向けた取組を促進する。 (財)大阪府公園協会 指定管理者制度の導入に伴い、質の高い府民サービスの実現を目指し、一層の専門性向上と効率的な施設運営を促すため、法人運営の自由度を高めることも含め、法人のあり方を検討する。 (財)大阪国際児童文学館 公の施設の運営については、法人の自主性のもと公募における競争上の優位を確保するため一層の専門性向上と効率的な施設運営を促す。また、児童文学の調査研究等法人が実施する公の施設運営以外の業務の必要性や実施手法を精査し、法人のあり方を検討する。 (財)大阪府スポーツ・教育振興財団 公の施設におけるスポーツ振興業務以外の管理業務については民間事業者へ委ねることとし、法人は門真スポーツセンターを活用した専門性の高いスポーツ振興業務に重点化を図る。また、学校給食事業の今後の動向を踏まえ、法人のあり方を検討する。 (財)大阪府文化財センター 公の施設の運営については、法人の自主性のもと公募における競争上の優位を確保するため一層の専門性向上と効率的な施設運営を促す。また、発掘調査業務の実施手法を精査し、法人のあり方を検討する。 | | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|------------------------------------|---------------------------|--|--|-----------------------------------|--|------------------------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 46 | 役職員数の削減 | 平成19年度までに4,907名(13年4月現在)の2割を削減するとともに、計画期間全体ではさらに200名程度の追加削減をめざす。(関与見直し等による削減を含まない純削減数) (行財政計画期間内に1,200名程度の削減) | 868名の削減 (関与見直し等による削減を含まない純削減数) | 46名の削減 (関与見直し等による削減を含まない純削減数) | 約100名削減(見込) 法人の統廃合、事務事業の見直し等による減 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 47 | 府からの補助金、委託料の歳出削減(歳入確保を含む) | 平成19年度までに総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保をめざす。 | 16年度当初予算28億円の歳出抑制(13年度当初予算比) | 6億円の歳出抑制及び歳入確保(取組効果額) | 20億円の歳出抑制及び歳入確保(取組効果額) 事務事業の見直し、人員削減、公の施設改革等による | 25億円の歳出抑制及び歳入確保(取組効果額) | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 法人の健全性、自立性、透明性を確保するための「3つの新プラン」を推進 | | | | | | | |
| 健全性確保プラン | | | | | | | |
| 48 | 計画的経営の促進 | 中期経営計画(年次別取組計画)の策定、公表 法人運営を一層効率化し経営の健全性をより高めるため、現在の経営目標、経営評価制度に加えて、中期的な取組計画を策定、公表し法人経営の計画的な改善を図る。 | 中期経営計画(年次別取組計画)の策定、公表に向けての諸準備 | 中期経営計画(年次別取組計画)の策定、公表 | 経営評価制度対象法人については、中期経営計画の策定・公表 緊急取組期間内 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 累積欠損金解消計画の策定 累積欠損金を有する法人について、現状及び解消方策等を示すことにより、欠損金の計画的な解消をすすめる。 | 累積欠損金を有する法人及び金額の公表 | 累積欠損金解消計画の策定、公表 | 策定法人については、計画の促進、決算状況に応じた計画の更新 | | |
| 49 | 民間ノウハウの活用 | 民間人材の活用 民間経営のノウハウを積極的に活用し経営体質の改善を図るため、役員等への民間人材の登用をすすめる。 | 9法人9名(13年度~) (うち3法人(3名)については府の関与を見直し) | 役員及び管理職員への民間人材の登用の拡大、管理職員以外での活用促進 | 検討している法人 大阪府土地開発公社：コンサルOB等の活用 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 業務のアウトソーシングの推進 法人業務について積極的にアウトソーシングをすすめる、業務の効率化とサービスの向上を図る。 | (主な事例) (財)大阪府育英会：現年度債権の電話による支払案内の民間専門会社への委託 | 法人業務のアウトソーシングの促進 | | | |
| 50 | 財務基盤の強化 | グループファイナンスシステムの活用 法人の運用調達相互の資金効率を高める観点から、グループファイナンスシステムの活用をさらにすすめる。 | グループファイナンスの実施(14年度) ・キャッシュマネジメントシステム(CMS) ・証券化を活用したシステム(3年もの、5年もの) | 対象法人、対象資金の拡大等によるグループファイナンスの拡充 | 検討している法人 大阪府住宅供給公社：10年もの証券の発行 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 直接金融の導入 資金ニーズや市場信用力等、条件の整った法人について、社債発行等の直接金融の導入を検討する。 | 直接金融についての事例調査 | 直接金融について課題整理・研究の実施 | 個別法人について導入の可否の検討 | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|----------|---------------|---|---|--|--|--------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 51 | 法人間連携の強化 | 人材の育成・活用面での連携 法人プロパー職員について、法人間の人事交流の拡充や、府との人事交流等により、人材の有効活用や育成を図る。 | 出資法人人事交流システムの創設 （14年度） （主な事例） ・（財）大阪府地域福祉推進財団と（社福）大阪府総合福祉協会との人事交流 ・大阪府都市開発（株）：府との人事交流 | 法人プロパー職員の専門知識の育成・活用など、法人ニーズに合致した人事交流を、条件の整った法人から順次実施 | | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 事業実施面での連携 法人独自のノウハウや施設を互いに活用するなど、事業実施面での法人間の連携を強化する。また、法人の総務事務の一元処理化についても検討する。 | ノウハウ、施設等の法人ニーズの把握 | ・ノウハウ、施設等の法人ニーズの把握、法人間のマッチング推進 ・法人の総務事務の一元処理化の課題整理 | 法人の総務事務の一元処理化の実施可能性の検討 （法人ニーズ調査、法人間の調整） | | |
| 自立性確保プラン | | | | | | | |
| 52 | 自立した人事給与制度の確立 | 府職員による法人代表者の廃止 法人の代表者への府職員の兼務は、法人自立の観点から原則廃止する。 | 府職員が代表者として兼務している法人数：4法人（17年2月現在） | 早期解消に向けて法人と調整 実績 大阪府土地開発公社 解消 18年2月現在 3法人 | | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 府派遣役職員の縮減 法人経営に対する府の関与を抑え、法人自らの責任と判断に基づく経営を促す観点から、府職員の法人への派遣については縮減を図る。 | 府派遣役職員数：719名（16年7月現在） | 府派遣役職員数：2名増加（17年7月現在） | 法人の統廃合、事務事業の見直し等 約70名削減（見込） 自立的経営を促進する観点から府派遣役職員の見直し | | |
| | | 雇用制度改革 能力のある人材を確保、活用していくために、契約社員や人材派遣など、多様な雇用制度を導入する。 | （主な事例） （財）大阪国際児童文学館：任期付専門員の任用 | 多様な雇用制度の検討及び実施の促進 実績 （社福）大阪府障害者福祉事業団：契約職員制度の導入 | 検討している法人 大阪高速鉄道（株）：多様な雇用制度の導入 | | |
| | | 業務内容、経営実態に応じた独自給与制度の導入 法人の自立的経営を給与面から支援するため、法人の業務内容や経営実態、職員個々の法人業績への寄与度等に基づく独自給与制度の具体的導入をすすめる。 | （主な事例） ・（財）大阪府マリナー協会：業績に連動した賞与決定 ・（社福）大阪府障害者福祉事業団：新給与制度の導入実施 | ・独自給与制度の導入促進 ・条件の整った法人から実施 実績 大阪府土地開発公社：再雇用職員への成果給制度の導入 | | | |
| 53 | 自立した財政基盤の確立 | 自主財源等の確保 収益事業の展開も含めた自主財源の充実や、寄附金、協賛金など外部財源の確保をすすめ、府の財政に頼らない財政基盤の確立を図る。 | （主な事例） ・大阪高速鉄道（株）：兼業収入の向上（コンビニ開設、駅一体型売店） ・（財）大阪府マリナー協会：契約艇数の増加に向けた受入船種の拡大及び保証金の引下げ | 自主財源の確保策の検討及び実施の促進 実績 （財）大阪府文化振興財団：特定公益増進法人の認定 | 検討している法人 （社福）大阪府障害者福祉事業団：法人立社会福祉施設の設置・経営等（知的障害者通所授産施設、重症心身障害児施設 開所予定） | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 法人財産等の積極的活用 法人の資産効率を高めるため、法人が有する財産の積極的な活用方策を検討する。 | （主な事例） ・大阪高速鉄道（株）：モノレール車体広告の実施 ・大阪府住宅供給公社：建替事業の計画的推進による敷地の高度利用と再生地活用 | 広告収入の確保等、法人が有する未利用、低利用資産の積極的な活用方策の検討及び実施の促進 | 検討している法人 大阪府都市開発（株） 大阪外環状鉄道（株） | | |
| | | 府による補助、委託のあり方の見直し 法人に対して経営努力へのインセンティブを与えるような補助、委託制度のあり方を検討する。 | 関係部局との協議・調整 | ・法人の経費削減や収入拡大の努力が反映され、経営努力へのインセンティブが働くような補助、委託制度のあり方検討 ・他府県事例の調査実施 ・条件の整った法人から実施 | | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|----------|-------------------|--|---|--|---|--------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 54 | 民間とのイコールフットingの確保 | 法人が行う事業のうち、民間と競合する分野について、官民の同一競争条件を確保する観点から、法人に対する優遇措置や規制措置を見直す。 | 法人に対する優遇措置や規制措置の現状把握 | 指定管理者制度の導入に際してのイコールフットingの確保 | 法人に対する優遇措置や規制措置の見直し検討 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 55 | 危機事象への適切な対応 | 法人において危機事象が発生した場合に、府民生活への影響が最小限にとどまるよう、迅速かつ適切な対応を行うための体制整備をすすめる。 | 現状把握と危機管理体制整備についての検討 | 危機管理体制整備のための研修・啓発の実施 実績 法人職員を対象に研修を実施 | | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 透明性確保プラン | | | | | | | |
| 56 | コンプライアンス体制の充実 | 外部監査の導入や監事への公認会計士等の専門家の登用などにより、会計業務を含め法人業務全般のコンプライアンス体制の充実をすすめる。 | 現状把握及びコンプライアンス体制の充実の仕組みについての検討 | ・外部監査の導入や監事への公認会計士等の専門家の登用などの促進 ・コンプライアンス体制確保のための研修・啓発の実施 実績 法人職員を対象に研修実施 | 外部監査の導入を検討している法人 (財)大阪府タウン管理財団 他 公認会計士等の専門家の登用を検討している法人 (財)大阪府国際交流財団 他 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 57 | 役員業績評価制度の充実 | 役員業績評価制度について、より充実した内容となるよう検討する。 | ・経営評価制度の導入(14年度) ・役員業績評価制度の試行実施(16年度~) | 役員業績評価制度の試行実施、試行実施の検証及び制度改善 | 経営評価制度の改正、報酬反映の対象役員の拡大 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 58 | 経営状況等の開示 | 法人への委託状況等の公表 法人への委託状況等を公表し、法人に対して業務委託することの必要性、必然性を明らかにする。 | 現状把握及び公表する項目、時期等の検討 | 法人への委託状況等の公表 実績 「指定出資法人に対する委託状況」 (17年9月公表) | } | } | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| | | 法人経営の府財政への影響度等の公表 法人の自立度と将来的な府財政への影響度を明らかにするため、府の法人に対する貸付金や損失補償付与等の状況を公表する。 | 現状把握及び公表する項目、時期等の検討 | 法人への貸付金残高、債務保証、損失補償の対象となる借入金残高の状況の公表 実績 「指定出資法人への貸付金等の状況」 (17年9月公表) | | | |
| | | 情報公開の推進 インターネット等を活用して、法人自身による経営情報の開示をすすめる。 | 現状把握と情報開示促進に向けた法人との協議・調整 | 指定出資法人のホームページによる情報公開の充実 実績 47法人が法人ホームページを整備 | | | |
| 59 | 顧客サービス意識の向上 | 「新しい時代にふさわしい公共サービスの担い手」として、顧客の満足度を的確に把握し事業を実施していけるよう、法人職員の意識改革の徹底に努める。 | 現状把握、意識改革に関する検討 | 意識啓発に係る研修等の実施 実績 法人職員を対象に研修実施 | | | 総務部 行政改革室出資法人課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--------------------------|--|---|--|--|---|--------|--|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 出資法人・公の施設改革WG | | | | | | | |
| 60 | 公共サービスの担い手としての法人のあり方 | 法人が「公共サービスの担い手」として機能し、自立的な経営を確立するための取組を促す有効な方策の検討 ・自主財源の確保策 ・法人が有する資産の有効活用 ・経営の健全化が図れた法人の株式の公開、株式の売却等 | ・基本スキームの検討 ・法人に対する府の関与の必要性、メリット・デメリット等の判断基準(ガイドライン)の検討 | 可能なものから順次実施 個別法人について検討(条件の整った法人から実施) | → | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 61 | 法人事業のうち民間のビジネスが成立する分野での事業売却 | 法人事業のうち民間のビジネスが成立する分野での事業売却をすすめる。 | ・基本スキームの検討 ・公益目的に対する府の関与の必要性の検討、メリット・デメリット等の判断基準(ガイドライン)の検討 | 個別法人について検討(条件の整った法人から実施) | → | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 62 | 法人が提供する各種サービスについて、民間並みのコストとなるためのガイドライン | 市場化テストWG(118)で検討 | | | | | |
| 前計画等における取組 | | | | | | | |
| 63 | 土地開発公社の代替地差損の処理 | 代替地処分の際し、地価下落に伴う差損が生じるため、公社内の引当金を充ててもなお不足する額については、府が支援することとし、今後10年間(14~23年度)を目標に計画的に処理を行う。 | 16年度末までの処分金額(簿価) 108億円/290億円(全体) | 17年度末までの処分金額(簿価)(見込) 196億円/290億円(全体) | → 18年度末までに未利用代替地の売却処分に努める | | 土木部 用地室 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 64 | 住宅供給公社の経営改善 | 経営の安定化に向け、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自主努力を基本に経営改善を計画的に進めており、府は住宅政策の観点から、公社の老朽賃貸住宅の建替促進策を講じる。 | 「新経営計画」策定(16年9月) 【主な取組内容】 ・公社資産の有効活用(110億円) ・経営合理化・適正化(186億円) ・事業資金コストの軽減(68億円) ()内数字は13年度(前「経営改善計画」)からの取組実績(16年度末までの実績) | ・「新経営計画」に基づく経営改善 ・ストックの有効活用を基本とした計画的・効率的な事業展開による経営の安定化 【主な取組内容】 ・公社資産の有効活用(143億円) ・経営合理化・適正化(225億円) ・事業資金コストの軽減(90億円) ()内数字は13年度(前「経営改善計画」)からの取組実績(17年度末までの見込み) | → (20年度以降) ・20年度 単年度損益の黒字転換 ・21年度 繰越欠損金の解消 | | 建築都市部 住宅まちづくり政策課 総務部 行政改革室出資法人課 |
| (6) 地方独立行政法人制度の導入 | | | | | | | |
| 大 学 | | | | | | | |
| 65 | 大 学 | 世界的な競争的環境の中で評価される教育・研究内容の質の高さや、幅広い社会貢献の推進などをめざし、平成17年4月に公立大学法人大阪府立大学を設立する予定。法人が設置する新大学では、教育・研究環境の整備を図り、社会を支えリードする人材の養成をはじめ、大阪産業の活性化等さまざまな政策課題への貢献など、府民の期待に応えられる大学づくりに取組む。 | ・新大学の設置認可(16年7月) ・公立大学法人大阪府立大学の設立認可(16年11月) ・工学部新学舎の整備 | ・公立大学法人大阪府立大学の設立、新しい大阪府立大学の開学(4月) ・自律的・自主的な大学運営の確立、効率的な運営の確保(中期目標、中期計画の策定(4月)、年度計画の策定(7月)) ・キャンパスプランに基づく教育研究施設の整備(工学部新学舎の供用開始(10月))【完了】 | | | 生活文化部 大学課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---|-----------------|--|--|---|------------------------------|--------|--|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 病院 | | | | | | | |
| 66 | 病院 | 府民に信頼され、安心して質の高い医療を持続的に提供できる病院運営の確立をめざして、目標設定と業績評価の仕組みの下でより自律的な運営が行える組織運営への改革を行い、府民・患者サービスと効率性の向上に取組むため、府立5病院の地方独立行政法人化について検討をすすめ、平成16年度を目途に「府立の病院改革プログラム<運営形態の見直し編>」を策定する。また、経営基盤を確立するための具体的推進方を検討する。 | ・「府立の病院改革プログラム - 運営形態の見直し編」の策定（17年3月） ・定款の議決（17年3月） | 法人設立の総務省認可、中期目標の議会審議など法人移行の準備 | 地方独立行政法人大阪府立病院機構の設立（18年4月予定） | | 病院事業局 病院改革課 |
| 試験研究機関 | | | | | | | |
| 67 | 試験研究機関 | 試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否について検討する。 | 各試験研究機関のあり方を検討する中で、独立行政法人化のメリット・デメリット等を検討 | 国や他の自治体の動向を踏まえ、試験研究機関のあり方、地方独立行政法人制度導入の適否について検討 | | | 総務部 行政改革室行政改革課 健康福祉部 商工労働部 環境農林水産部 |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 68 | 経営改善方策 | ・物品調達や施設運営の大幅なコストダウン ・意思決定のスピードアップ、TQMを活用した職員の意識改革 | 経営改善方策、組織運営の改善について検討 | 事務部門のBPR、物品調達手法の改善による経費節減、組織運営方法、人事評価システム等の具体化検討 | 法人による効率的な組織運営、経費節減の実施 | | 病院事業局 病院改革課 |
| 69 | 大学の地域貢献方策 | 企業に対する技術相談や共同研究の実施、技術移転など産学官連携を推進するとともに、社会人の受け入れの推進や公開講座の充実など「開かれた大学づくり」をめざす。 | 知的財産ブリッジセンターの整備（15年度） | ・知的財産ブリッジセンター機能を発展拡充させた産学官連携機構を整備（4月） ・総合教育研究機構に「エクステンションセンター」を設置（4月） ・産学官連携の推進及び公開講座の実施【完了】 | | | 生活文化部 大学課 |
| (7) ストックの活用 企業誘致の促進とまちづくりの早期実現（企業局事業の収束） | | | | | | | |
| 産業用地における企業誘致の促進 | | | | | | | |
| 70 | 産業用地における企業誘致の促進 | 事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度などの活用により、企業誘致の促進を図る。 | 事業見直しの実施と分譲促進（13年度～） ・分譲価格の引き下げ ・残事業費の見直し ・「一万社ローラー作戦」等の企業訪問活動 総合的な企業誘致戦略の展開（15年度～） ・事業用定期借地権方式を本格導入 ・地元市町と連携を図り企業立地インセンティブを拡充（賃料減額の導入等） ・国際交流特区認定（りんくうタウン）（15年4月） ・二色の浜産業用地への企業誘致完了（16年度） 進捗状況（17年3月31日現在の契約率） りんくうタウン 68.4% 阪南スカイタウン 42.2% 二色の浜 100% | ・引続き事業用定期借地権方式と地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により企業誘致を促進 ・りんくうタウン駅南側エリア事業用地の事業予定者の決定 契約実績（18年1月31日現在） りんくうタウン 分譲 1件 定期借地 6件 阪南スカイタウン 分譲 1件 定期借地 2件 進捗状況（18年1月31日現在の契約率） りんくうタウン 70.0% 阪南スカイタウン 44.6% 二色の浜 100% | | | 企業局 りんくうタウン推進室 阪南スカイタウン推進課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--------------|--------------|---|--|--|--------|--------|--------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 住宅用地における分譲促進 | | | | | | | |
| 71 | 住宅用地における分譲促進 | 引き続き、競争力のある価格設定と、販売代理方式やいわゆる「民間卸(みんかんおろし)」など、民間へのアウトソーシングを中心とする多様な販売手法により、宅地分譲の促進を図る。 | 宅地分譲の促進 ・土地利用計画の見直し(15年度) ・新価格による分譲を開始(15年度～) ・民間へのアウトソーシングの推進 ハウスメーカーへの販売代理を実施(15・16年度) 完成宅地の民間卸の実施(16年度) 進捗状況(17年3月31日現在の契約率) 54.0% | 引き続き競争力のある価格設定と民間ノウハウの活用により、宅地分譲を促進 ・宅地販売活動の強化 販売会の開催を年2回(16年度)から4回(17年度)に充実 ・アウトソーシングの推進 民間卸の導入(粗造成宅地等) ・規制緩和に向けた特区申請 民間卸の促進させるため、構造改革特区申請 申請内容 建築条件付宅地分譲(いわゆる「売り建て」)の容認 契約実績(18年1月31日現在) 81区画 進捗状況(18年1月31日現在の契約率) 58.5% | | | 企業局 阪南スカイタウン推進課 |
| 概成事業の早期完了 | | | | | | | |
| 72 | 概成事業の早期完了 | 保有地の民間への売却や地元市への引継ぎ等をすすめ、早期完了をめざす。 | 保有地処分の推進 ・千里中央地区再整備事業コンペ提案募集の実施 ・競争入札等による売却の促進 ・公共施設用地等の地元市等への引継ぎの推進 | 保有地処分の推進 ・千里中央地区再整備事業者決定 売却完了 ・競争入札等による売却の促進 ・公共施設用地等の地元市等への引継ぎの推進 | | | 企業局 企業監理課 |
| 局出資法人の財産活用 | | | | | | | |
| 73 | 局出資法人の財産活用 | 平成17年度中を目途に(財)千里センター、(財)泉北センターを解散し、(財)臨海りんくうセンターに事業等を継承するとともに、残余財産は府に帰属する。 | 局出資法人の統廃合と残余財産活用に向けた検討 ・局出資法人統廃合の具体策の検討 ・千里、泉北両センターの資産売却推進 | 局出資法人の統合と財産活用の実施 ・千里、泉北両センターの資産売却を推進 ・10月31日に千里、泉北両センターを解散し、11月1日に(財)大阪府タウン管理財団(臨海・りんくうセンターから改称)に事業等を継承 ・残余財産を府に帰属【完了】 | | | 企業局 企業監理課 |
| 企業局組織の廃止 | | | | | | | |
| 74 | 企業局組織の廃止 | 早期の廃止と他部局への事業移管を図る。 | 事業の進捗に応じ、組織再編を実施(14年4月) ・水と緑の健康都市開発事業の所管課等(水と緑の健康都市建設課・箕面整備事務所)の建築都市部への移管 ・宅地室・臨海室を再編しプロジェクト完結型組織に移行 ・阪南・臨海整備事務所の廃止 等(15年4月) ・千里・泉北分譲課の廃止 等 企業局の廃止と他部局への事業移管に向けた検討(課題整理等) | 企業局の廃止と他部局への事業移管に向けた検討 (17年度末) ・企業局の廃止 (18年4月) ・他部局への事業移管 阪南スカイタウン事業、りんくうタウン事業等 建築都市部【完了】 | | | 企業局 企業監理課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--------------------------------|--------------|---|---|--|---|------------------|---------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (7) ストックの活用 主要プロジェクトの点検 | | | | | | | |
| 面的開発プロジェクト | | | | | | | |
| 75 | 南河内・健康ふれあいの郷 | 事業の早期完了をめざし、住宅ゾーンについては、住宅地の分譲を促進し、平成19年度までに完売をめざす。 スポーツゾーン北地区については、暫定利用終了後の最終的な活用方策を早急に取りまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> 14年6月 建設事業評価 15年6月 本格的な造成工事に着手 16年9月 第1期分譲開始 17年3月 造成工事竣工、住宅入居(第1期)、まちびらき ・スポーツゾーン(北地区)のあり方について関係者と協議(22年3月末まで暫定利用) | <ul style="list-style-type: none"> 17年4月 スポーツゾーン(北地区)暫定利用開始 17年5月 第2期分譲開始 17年12月 コンベによる複合施設地区事業者決定 スポーツゾーン(北地区)について、引き続き関係者と協議 | 第3期分譲予定 | 第4期分譲予定(分譲完了) | 企画調整部 企画室 |
| 76 | 和泉コスモポリス | 引き続き企業誘致を促進し、緊急取組期間(平成17年度~19年度)内の事業完了をめざす。 | 129区画のうち 120区画が契約済(17年3月31日現在) | <ul style="list-style-type: none"> 129区画のうち128区画が契約済(17年12月31日現在) 緊急取組期間内の事業完了を目指す 事業推進主体の(株)いずみコスモポリスは、土地処分を完了し17年9月末に解散 事業推進主体の(財)大阪府産業基盤整備協会は、早期に土地処分を完了するべく、残り1区画への企業誘致を推進 | | | 商工労働部 企業誘致推進課 |
| 77 | 岸和田コスモポリス | (株)岸和田コスモポリスが事業の終息に向けて課題解決に取り組んでいるところであり、大阪府としても早期に解決できるよう協力していく。 | <ul style="list-style-type: none"> 14年12月 (株)岸和田コスモポリスの事業計画の見直し結果について、同社取締役会で「コスモ会社が推進する枠組みでの開発の推進は当面困難である」と議決 16年12月 「岸和田コスモポリス地権者共同企業体(JV)」、岸和田市、(株)岸和田コスモポリスの3者において民事調停が成立しコスモポリス事業は終息 事業推進主体の(株)岸和田コスモポリスも16年度末に解散【完了】 | | | | 商工労働部 企業誘致推進課 |
| 78 | 津田サイエンスヒルズ | 早期の事業完了に向け、引き続き事業用定期借地権方式を活用するなど、企業誘致を促進する。 | 研究施設等用地19区画のうち 13区画が契約済(17年3月31日現在) | 早期の事業完了に向け、企業誘致を促進 | | | 建築都市部 住宅まちづくり政策課 |
| 79 | 阪南港阪南2区整備事業 | 土地需要動向等が厳しいことから、採算性確保のため、残事業の徹底した見直し・圧縮を図る。また、地元市・民間と一体となって企業誘致を推進する中で、土地処分見直しを見極めながら、建設発生土等を活用して段階的整備を行うとともに一層のコスト縮減を図る。 | 埋立竣功面積 約35.1ha 供給処理施設用地等竣功面積 約19.7ha <ul style="list-style-type: none"> 清掃工場用地(9ha)分譲契約【13年度】 余熱利用施設用地(3ha)分譲契約【16年度】 道路用地他(7.7ha) 第1期製造業用地埋立完了竣功面積 約15.4ha【16年度】 公有水面埋立免許変更【16年度】 | <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致の促進 第1期製造業用地市域編入 都市計画市街化区域編入(約60ha) 新規産業拠点の指定【企業立地促進補助金(新規事業補助金/先端産業補助金)交付要綱】 公有水面埋立免許変更【平成17年度】 第1期製造業用地処分方針決定(時価方式・定期借地制度導入等) | <ul style="list-style-type: none"> 第1期製造業用地公募開始 公有水面埋立免許変更(区域分割・期間伸長) 産業集積促進地域の指定【創業及び産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産所得税の税率等の特例に関する条例】 | 土木部 港湾局総務部振興課 | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | 備考 |
|----|--------------------|---|---|---|---|---------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | |
| 80 | 国際文化公園都市シンボルゾーンの形成 | 国際文化公園都市(株)は残保有地の売却契約等により財務の健全化を図った。引き続き民間主導のもと、企画会社として施設誘致などの取り組みに力を注ぎシンボルゾーン形成の具体化をすすめる。 | ・国際文化公園都市(株)の保有地を民間開発事業者へ売却契約済 ・ライフサイエンスパークに、医薬基盤研究所(仮称)、彩都バイオインキュベータが開設。(財)日本食品分析センター等の立地決定。インキュベータには18社の入居決定 | 引き続き民間主導のもと、企画会社として施設誘致などの取り組みに力を注ぎシンボルゾーン形成の具体化をすすめる ・彩都バイオフォーラムの開催 (参考) インキュベータには、20社入居済み(30区画のうち29区画入居済み) | (参考) 19年春、国際文化公園都市モノレール開業予定(阪大病院前～彩都西駅間) | 建築都市部 住宅まちづくり政策課 |
| 81 | 水と緑の健康都市 | 見直し案に基づき、事業計画変更手続き完了。採算性確保のため、引き続き徹底したコスト削減による事業費の抑制を行うこととし、PFIの導入による財政負担の縮減・平準化、民間ノウハウを活用した保留地分譲、市街化の促進など総合的なまちづくりを推進し、平成19年春の分譲開始及び主要幹線道路の開通をめざす。 | ・都市計画及び土地区画整理事業計画を変更 ・事業計画(変更後)に基づく造成等工事を実施 ・PFI事業者選定作業 | ・事業計画(変更後)に基づく造成等工事を実施 ・PFI事業者選定作業の完了・本契約締結 ・PFIによる事業の実施 | ・主要幹線道路の開通 ・保留地分譲開始 | 建築都市部 算面整備事務所 |
| 82 | りんくうタウン | 産業用地については、企業ニーズの変化に的確に対応するため、平成15年4月に本格導入した事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により、企業誘致の促進を図る。 | 事業見直しの実施と分譲促進(13年度～) ・分譲価格の引き下げ ・残事業費の見直し ・「一万社ローラー作戦」等の企業訪問活動 総合的な企業誘致戦略の展開(15年度～) ・事業用定期借地権方式を本格導入 ・地元市町と連携を図り企業立地インセンティブを拡充(賃料減額の導入等) ・国際交流特区認定(15年4月) 進捗状況(17年3月31日現在の契約率) 68.4% | ・引続き事業用定期借地権方式と地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により企業誘致を促進 ・りんくうタウン駅南側エリア事業用地の事業予定者の決定 契約実績(18年1月31日現在) 分譲 1件 定期借地 6件 進捗状況(18年1月31日現在の契約率) 70.0% | | 企業局 りんくうタウン推進室 |
| 83 | 阪南スカイタウン | 産業用地については、企業ニーズの変化に的確に対応するため、平成15年4月に本格導入した事業用定期借地権方式と、地元市と連携した賃料減額や補助金制度の活用により、企業誘致の促進を図る。住宅用地については、競争力のある価格設定と民間ノウハウの活用により、宅地分譲の促進を図る。 | 《事業計画》 分譲価格の見直し決定(13年度) 残事業費の見直し(13・15年度) 土地利用計画の見直し(15年度) 《産業用地》 総合的な企業誘致戦略の展開(15年度～) ・事業用定期借地権方式を本格導入 ・地元市町と連携を図り企業立地インセンティブを拡充(賃料減額の導入等) 《住宅用地》 宅地分譲の促進 ・新価格による分譲を開始(15年度～) ・民間へのアウトソーシングの推進 ハウスメーカーへの販売代理を実施(15・16年度) 完成宅地の民間卸の実施(16年度) 進捗状況(17年3月31日現在の契約率) 68.3% (産業用地等42.2%、住宅用地54.0%) | ・引続き事業用借地権方式と地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により企業誘致を促進 ・引続き競争力のある価格設定と民間ノウハウの活用により宅地分譲を促進 販売活動の強化 販売会の開催を年2回(16年度)から4回(17年度)に充実 アウトソーシングの推進 民間卸の導入(粗造成宅地等) 規制緩和に向けて特区申請 民間卸を促進させるため、構造改革特区を申請 申請内容 建築条件付宅地分譲(いわゆる「売り建て」)の容認 契約実績(18年1月31日現在) 産業用地等 分譲1件 定期借地2件 住宅用地 81区画 進捗状況(18年1月31日現在の契約率) 70.9% (産業用地等44.6%、住宅用地58.5%) | | 企業局 阪南スカイタウン推進課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------|--|--|--|---|--|---------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 鉄軌道整備 | | | | | | | |
| 84 | 国際文化公園都市モノレール（阪大病院以北） | 経営採算性の確保のため、引き続き開発者の適切な負担を前提に、建設費及び運行経費の節減を図りつつ、彩都（国際文化公園都市）の開発熟度に合わせた整備を行う。 現在施工中の西センターまでの区間については、平成19年春の開業に向け建設工事を推進する。 西センターから東センター間については、彩都の開発熟度を見極めていく。 | 阪大病院前から西センターまでの区間について、建設工事を施工中 ・進捗率：約55% インフラ：約80% インフラ外：約18% | ・施工中の彩都西までの区間については、19年春の開業に向け建設工事を推進 ・彩都西から東センター間については、彩都の開発熟度を見極め *17年4月に駅名を西センターから彩都西に変更 ・進捗率：約77%（17年度末見込み） インフラ：約90% インフラ外：約57% | | | 土木部 交通道路室街路課 |
| 85 | 大阪モノレール（門真以南） | 将来構想として、地元市等とも連携しながら、需要と採算性を見極めていく。 | 需要と採算性を見極め | 将来構想として、引き続き需要と採算性を見極め | | | 土木部 交通道路室街路課 |
| 86 | 大阪外環状線鉄道 | 事業採算性確保のため、現施工区間（放出～久宝寺間）については、既存施設の有効利用、施工方法の工夫、関連事業との一体施工等により、引き続きコスト削減に努めながら建設工事を推進する。 未施工区間（新大阪～放出間）については、諸課題の解決及び採算性を見極めた上で、事業の進捗を図る。 | ・現施工区間（放出～久宝寺間）については、事業主体において引き続きコスト削減に努めながら、19年度完成を目標に建設工事を推進 ・未施工区間（新大阪～放出間）については、諸課題の解決及び採算性の確保について一定の目処が立ったことから、18年度より工事着手することとした | 関係者との協議・調整 | 18年度から工事着手 | | 土木部 交通道路室交通対策課 |
| 87 | 西大阪延伸線 | 事業主体において、施工方法等の工夫により、事業費の抑制に努めながら建設工事を推進する。 | 事業費抑制に努めながら、建設工事を推進 | | | 20年度完成予定 | 土木部 交通道路室交通対策課 |
| 88 | 中之島新線 | 事業主体において、施工方法等の工夫により、事業費の抑制に努めながら建設工事を推進する。 | 事業費抑制に努めながら、建設工事を推進 | | | 20年度完成予定 | 土木部 交通道路室交通対策課 |
| 主要施設構想 | | | | | | | |
| 89 | 新庁舎 | 新庁舎（行政棟・議会棟）については、緊急取組期間（H17～19年度）中は引き続き着手を見合わせ、その間、庁舎の規模、機能及び整備手法等の精査検討を行う。 | 【13年12月】 ・行政棟の規模・建設費の見直し/PFI手法の有効性を検討 【14～16年度】 ・庁舎（行政棟・議会棟）の規模、機能、整備手法等の検討 | ・緊急取組期間中は事業の着手を見合わせる ・庁舎・周辺整備区域全体としての効率的・効果的な土地利用、既存庁舎の活用可能性を考慮した建物計画、整備手法などの精査検討 | 緊急取組期間以降の新庁舎整備にかかる方針の決定 (本館の耐震診断結果を踏まえ、庁舎整備のあり方について検討) | | 総務部 庁舎管理課 |
| (7) ストックの活用 府有施設等の有効活用 | | | | | | | |
| 府民の利用の拡大 | | | | | | | |
| 90 | 府営住宅駐車場の活用 | 府営住宅駐車場には一定の空き区画が存在し、さらに今後入居者の高齢化に伴い、空き区画の増加も予測されることから、既存ストックの有効活用の観点より、入居者以外の府民への使用拡大について、平成19年度一部実施に向け検討する。 | 団地周辺での駐車場需要予測実態調査 | 空き区画の詳細調査、一般開放が見込める団地の抽出及び検討 | 建替え団地での自治会協議、実施設計及び施工 | モデル団地での一般開放を試行 (20年度以降) ・順次、建替え団地において一般開放を実施 ・既存団地についても検討実施 | 建築都市部 住宅経営室住宅管理課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|----------------------|--------------------------------------|---|--|--|---|--------|--|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 庁舎等施設の有効利用 | | | | | | | |
| 91 | 府職員宅舎(鳴野宅舎)の警察職員待機宿舎への転用 | 警察職員待機宿舎の整理と統合(西及び清水谷待機宿舎の廃止)を図る中で、既存ストックの有効活用観点から府職員宅舎(鳴野宅舎)を転用する。 | 鳴野宅舎を廃止し、警察職員待機宿舎への転用に向けた改修 | ・警察職員待機宿舎として活用 ・西及び清水谷待機宿舎を廃止 | | | 府警本部 警務部厚生課 |
| 92 | 庁舎施設の効率的活用と庁舎借り上げ料の縮減等 | 事務の効率性、経済性を考慮し、庁舎施設全体の効率的かつ有効な活用を図るとともに、借上料等の縮減、使用料の徴収に向けた方策を検討・実施する。 | ・現庁舎施設の効率的利用により、賃借民間ビルの一部を中途解約し、経費節減 ・民間ビル借上料の縮減や庁舎施設の使用料については、関係者と交渉 | ・民間ビル賃借料の値下げ変更契約締結 ・一部民間ビルについて18年度以後の賃料値下げを合意 ・城東庁舎の空きスペースへ2団体が新入居 ・城東庁舎入居団体のうち5団体から18年度分の使用料等を徴収 | | | 総務部 庁舎管理課 |
| 93 | 阪南公舎の廃止 | 老朽化が著しく、近年の入居者が減少している状況を踏まえ、廃止する。 | 19年度の廃止に向けて、今後、新たな入居者を認めないことを決定 | 敷地測量及び境界確定等を順次実施【完了】 | | 公舎廃止予定 | 総務部 庁舎管理課 |
| 94 | 府有施設や未利用地の広告媒体等としての活用検討 | 府有施設や未利用地の有効活用を図る観点から、民間の広告設置等による収入確保策を検討する。 | 広告事業等民間資金活用WGの中で、広告に関する基本的な考え方・課題を整理するとともに、実施対象となり得る施設に関する調査等を実施 | 大阪府パスポートセンターにおいて民間企業広告の掲示を実施 | 17年度の成果・問題点を検証し、対象施設等の拡大に努める | | 総務部 管財課 |
| 大規模未利用地の土地利用、活用方策の検討 | | | | | | | |
| 95 | 大規模未利用地の土地利用、活用方策の検討 | 大規模な未利用府有地等の有効活用や処分を推進する。 | 個々の具体事案の状況に応じて継続的に検討・処理推進 | | | | 企画調整部 企画室 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 96 | 民間主導によるインナーエリア都市拠点整備 | 大規模工場移転跡地を、商業業務機能に加え、多様な機能を備えた都市拠点として再整備する。 | ・第1次都市再生緊急整備地域指定(14年7月) ・第4次都市再生緊急整備地域指定(16年5月) | (都市再生緊急整備地域) ・民間事業者からの都市計画提案に対する迅速な対応 ・都市再生事業促進に係る関係機関協議 | | | 建築都市部 総合計画課 |
| 97 | ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者への府営住宅における対応の拡大 | ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の自立を支援するため、健康福祉部との連携のもと、一時的に府営住宅において受け入れる。 | ・国交省住宅局長通知 ・規程の検討及び関係部局との調整 | 健康福祉部との連携のもと、DV被害者に対する一時使用のための要綱を策定し、住居の選定を行った入居者については随時選定 | 公営住宅法施行令が改正され、DV被害者の単身入居が可能となったことも踏まえ、事務をすすめる | | 建築都市部 住宅経営室住宅管理課 健康福祉部 児童家庭室家庭支援課 |
| (8) 建設事業の重点化 | | | | | | | |
| 建設事業の重点化 | | | | | | | |
| 98 | 建設事業の重点化 | 建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね10%を削減する。また、これに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図る。 | 前計画において、建設事業費の重点化を行うことで、建設事業費のおおむね10%を削減。これにより、起債発行の減に伴う公債費を縮減 | 建設事業費のおおむね10%削減を実施【完了】 | | | 建設事業所管部局 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----------------------------|-----------------------------|---|--|--|-----------------------------------|--------|---------------------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 99 | 都市基盤整備の重点化 | 大阪府都市基盤整備中期計画(案)により、緊急性・費用対効果・既存ストックの活用などの視点から「事業の選択と資源の集中」の重点化基準を明らかにし、それに基づいて事業をすすめる。 | 13年9月に策定した大阪府都市基盤整備中期計画(案)に基づき事業を重点化して実施するとともに、大阪府行財政計画(案)の改定、社会状況の変化に伴い、さらなる重点化を図るために17年3月に同計画を改定 | ・大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版に基づき、事業を重点実施 ・「都市の再生」「安全で安心できる都市づくり」「府民と創る開かれた公共事業」を重点施策方針として事業実施 | | | 土木部 事業管理室 |
| 100 | 計画的・予防的維持管理 | 土木施設の更新需要の予測や延命化の検討を行い、維持管理アクションプログラムを順次策定し、計画的・予防的維持管理を行う。 | 維持管理アクションプログラム(試案)に基づき試行実施。これを踏まえ16年度末に維持管理アクションプログラム(案)策定 | 維持管理アクションプログラム(案)に基づき計画的・予防的維持管理の実施 ・施設点検、データ蓄積 ・緊急性の高い施設の補修工事の実施 ・施設毎の保全計画を策定(H17~H19) | | | 土木部 事業管理室 |
| 101 | 府営住宅のストック再生 | ストック再生に重点を置いた「ストック総合活用計画」により、老朽化の著しい府営住宅の建替えや、高齢化に対応した新たな改善、適切な維持保全など、良好なストック再生に重点化を図る。 | 建設事業の重点化(10%シーリング)を踏まえ、ストック総合活用計画に基づく建替え、改善等を推進 | 建設事業のさらなる重点化(10%シーリング)を踏まえつつ、建替え事業や高齢者向け改善等を実施するとともに、福祉施策等との連携など地域のまちづくりにも貢献 | | | 建築都市部 住宅経営室住宅企画課 住宅整備課 住宅管理課 |
| | | | | ・コスト縮減や民活手法の活用など効果的、効率的な建替え事業の推進による建替え事業量の確保 ・事業コンペ等の効率的な実施による用地活用の推進 ・中層エレベーター設置事業の継続実施 | | | |
| (9) 民間活力の活用 アウトソーシング | | | | | | | |
| アウトソーシングの推進 | | | | | | | |
| 102 | 自動車税事務所業務のアウトソーシング | 自動車保有関係手続のワンストップサービス導入後の状況を踏まえ、自動車税関連業務のさらなる事務処理の効率化を図るため、一部事務のアウトソーシング化と自動車税事務所の再編に向けた取組を行う。 | アウトソーシング可能な業務内容・業務区分の検討等 | 自動車税事務所業務の一部事務のアウトソーシング及び自動車税事務所の再編を実施【完了】 | | | 総務部 税務室指導課 |
| 103 | 教職員給与支給事務のBPRに伴う業務のアウトソーシング | 府費負担教職員の給与関係事務について、総務サービス事業の展開を踏まえ、ITを活用したBPR及びそれに伴う業務の委託化の検討をすすめる。 | 総務サービス事業の市町村への展開に当たっての課題事項等調査研究 | ネットワーク基盤・機器等整備 | ・システム運用開始 ・BPRによる人員及び事務的経費の削減 | | 教育委員会 教育政策室総務企画課 |
| 104 | 違法駐車取締事務の合理化 | 道路交通法の改正に伴い、違法駐車取締関連事務の一部についてアウトソーシングを行う。 | 道路交通法の改正(16年6月公布)に伴い、民間委託導入に向けての諸準備を実施 | ・放置駐車違反確認事務に関する民間委託の準備 監視員資格者講習の実施 法人登録の実施等 ・放置違反金関係事務の民間委託諸準備 | 民間委託開始 放置駐車違反確認事務 放置違反金関係事務 | | 府警本部 交通部駐車対策課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--|--------------------|---|---|--|--|---|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 府民が満足できる施設サービスを最小のコストで実現できるよう、次の視点から新たな公の施設改革をすすめる | | | | | | | |
| 「府民との協働」の視点 | | | | | | | |
| 108 | ボランティアやNPOなど府民との協働 | 管理運営にあたっては、ボランティアやNPOなど府民との協働をすすめることにより、開かれた施設運営と府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供をめざす。 | (主な事例) ・現代美術センター：ボランティア活用事業 ・女性総合センター：NPOとの協働事業 ・花の文化園：ボランティアの参画 | 府民との協働の推進 実施施設 ・現代美術センター：NPO等への事業委託 ・女性総合センター：NPOとの協働事業の拡充 | 実施する施設 現代美術センター、上方演芸資料館、女性総合センター：指定管理者にNPOが参画(18年度当初) | 検討している施設 文化情報センター：NPOの運営参画 | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 109 | 施設の有効活用 | 府の貴重なストックの有効活用の観点から、公の施設を府民との協働の場として活用を図る。 | (主な事例) 女性総合センター：NPOとの協働フロアの整備 | さらなる施設の有効活用 実施施設 ・女性総合センター：NPOとの協働フロアの機能充実 ・青少年海洋センターファミリー棟：地元中学校の職業体験学習の場として活用 | | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 「効率性のさらなる追求」の視点 | | | | | | | |
| 110 | 施設の効率的運営 | 一層の収入増とコスト削減により、効率的な運営を図るとともに、多様なサービスの提供を行い、府民にとって魅力あふれる施設となるよう努める。 | (主な事例) ・青少年海洋センターファミリー棟、体育会館、臨海スポーツセンター：民間事業者のノウハウを活用した運営効率の向上 ・女性総合センター：メールマガジンの発行 | 施設の効率的運営と多様なサービスの提供の推進 実施施設 ・女性総合センター：ITを活用した情報提供の充実 ・国際児童文学館：図書館横断検索システムへの加入 ・中央図書館：開館日の増加、インターネット予約システムの開始 ・中之島図書館：開館時間の延長、休館日の変更、メールマガジンの発行、インターネット予約システムの開始 | 実施する施設 ・現代美術センター、上方演芸資料館、羽衣青少年センター：直営から指定管理者制度への運営形態の変更 ・羽衣青少年センター：大阪国際ユースホステルとの一体運営 ・少年自然の家：家族単位での利用を可能とする利用対象の拡大 ・体育会館、門真スポーツセンター、臨海スポーツセンター、漕艇センター：開館日・開館時間の弾力的運用 ・門真スポーツセンター：スポーツ振興団体(府出資法人)と公募で選定した維持管理団体(民間事業者)を構成団体とした指定管理者による運営(以上18年度当初) ・中央図書館：休館日における図書館開放事業の試行実施 | 検討している施設 ・羽衣青少年センター：利用時間の弾力的運用、宿泊と野外活動をセットにした利用プランの提供 ・大型児童館ビッグバン：開館日の弾力的運用、こども劇場の貸し出し ・花の文化園：開園日、入園料の弾力的運用 ・弥生文化博物館：開館時間の弾力的運用 | 総務部 行政改革室出資法人課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------|---|---|---|---|--|--------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 111 | 府の一般財源からの支出の削減 | 平成19年度までに、公の施設運営費における一般財源支出の概ね1割削減(16年度当初予算(一般財源)対比)をめざす。(公の施設改革プログラム(案)対象施設) | 16年度当初予算 一般財源支出 8億円の削減(13年度当初予算比) | 1億円の削減(16年度当初予算比) (一部重複) 人件費減、管理費減等による | 4億円の削減(16年度当初予算比) (一部重複) 指定管理者制度導入に伴う人件費減、管理費減等による | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 112 | 新たな収入の確保 | ネーミングライツの導入など、民間資金やノウハウを取り入れ、施設運営に活かすよう検討する。 | 先進事例調査 | 新たな収入確保等の検討及び実施の促進 実施施設 青少年海洋センターファミリー棟：指定管理者からの納付金収入の確保 | 検討している施設 ・体育会館：指定管理者からの納付金収入の確保 ・大阪国際会議場：指定管理者による必要備品の調達 ・大型児童館ビッグバン、少年自然の家、門真スポーツセンター、臨海スポーツセンター、漕艇センター：指定管理者の利用料金収入が増額になった場合に増収分の一部を府へ利益還元する方式の導入 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 「透明性の確保」の視点 | | | | | | | |
| 113 | 数値目標の管理 | 施設ごとに具体的な運営目標を設定し、毎年、自己評価を行い、取組成果を府民に示す。こうしたマネジメントサイクルを活用して府民の満足度の向上を図る。 | 今後3年間の運営指標と目標の設定 | 数値目標の実績見込みの検証及び自己評価 PDCAサイクルを有効に活用できるよう評価調書の改正 | 自己評価結果の施設運営への反映 | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 114 | 受益者負担の適正化 | 公の施設の使用料については、これまで同様、受益者負担の適正化等の観点から、必要な料金改定を実施する。 利用料金制度を適用した施設においては、指定管理者等が定める利用料金について、上記の考え方を踏まえ、適正な水準となるよう努める。 | (主な事例：料金体系の見直し) 総合青少年野外活動センター等8施設 | 受益者負担の適正化、類似施設との料金均衡等の考えに基づき検討 実施施設 青少年海洋センターファミリー棟：宿泊料金区分の変更(17年度当初) | 実施する施設 現代美術センター、上方演芸資料館、羽衣青少年センター、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館：利用料金制度の新規導入(18年度当初) | | 総務部 行政改革室出資法人課 |
| 出資法人・公の施設改革WG | | | | | | | |
| 115 | 同種事業を展開する民間事業者と同レベルのコストを実現するためのガイドライン等の検討 | 市場化テストWG(118)で検討 | | | | | |
| 116 | 公の施設運営への民間資金の導入(ネーミングライツの導入等) | 広告事業等民間資金活用WG(119)で検討 | | | | | |
| 117 | 法律等によって指定管理者制度の導入に規制のある分野の改革(規制緩和を国に対し要望) | 今後さらなる取組をすすめることを視野において、現行の法律等によって指定管理者制度の導入に規制のある分野の改革の可能性について、国における規制緩和や法律改正等の動向を見極めつつ、検討を行う。 | 指定管理者制度については、制度の趣旨を踏まえた円滑な導入を図るため、標準的な手続きを定めたマニュアルを策定予定 | ・マニュアル(案)を策定し、制度導入にかかる課題を整理の上、導入に向けた基本的な考え方を示す ・WGについては、17年度で終了(以後、個別施策・事業において適切に対応) | | | 総務部 人事室人事課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----------------------------|--|--|---|--|---|--|--------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 市場化テストWG | | | | | | | |
| 118 | ガイドラインの検討、コスト比較のための分析手法の検討、モデル事業の選定の検討など | 住民の満足度の増大につながる質の高い行政サービスを効率的に提供する選択肢の一つとして、行政責任を踏まえつつ、市場化テストの導入を検討する | ガイドラインの策定をはじめ個別の課題について検討を開始。ガイドラインについては、素案を公表(H17.2) | ・パブリックコメントを経てガイドラインを確定(H17.6)。提案アウトソーシング型を軸に庁内外で意見交換などを行いながら、導入にあたっての課題を検討 ・WGについては、ガイドラインを確定し、庁内の方向付けを確認のうえ17年度で終了 (今後の課題の検討は内容に応じて、取組体制を含め個別に検討) | | | 企画調整部 企画室 |
| 広告事業等民間資金活用WG | | | | | | | |
| 119 | 府有施設への広告の設置 ネーミングライツ ストリートファニチャー | 新たな財源を確保するため、府の保有する資産を活用し、広告事業やネーミングライツ、ストリートファニチャーの導入を検討する。 | ・広告代理店、横浜市等との意見交換 ・「大阪府広告事業要綱」(H17.3)の策定 ・事業推進体制の整備(専任職員の配置) | ・パスポートセンター(本所)壁面(全国初)、ホームページや封筒等への広告掲載、企業等と協働した歩道橋リフレッシュ事業の試行実施など、先駆的な取組みを実施 ・WGについては、事業が具体化したことから17年度で終了 (今後は、先進事例をモデルとして、全庁的に事業展開) | | | 企画調整部 企画室 |
| (9) 民間活力の活用 PFI・ESCO | | | | | | | |
| PFI事業 | | | | | | | |
| 120 | PFI事業 | 府有建築物は、PFIの効果が容易に把握できるシミュレーションソフト開発等を含む実務マニュアルを作成(H16)し、PFI事業の推進に活用する。 府営住宅は、PFI等民間活力を導入し、建替えと、それにより生み出す用地の活用を併せた事業コンペ等を行うことにより、建替えの前倒しを図る。 | ・PFI事業契約 1件 (府警察寝屋川待機宿舎) ・PFIの技術的業務を建築都市部に一元化 ・PFI導入可能性検討マニュアルの作成を委託 ・府営東大阪島之内住宅民活プロジェクトのPFI事業契約締結及び事業着手 ・府営筆ヶ崎住宅における民活手法導入可能性調査・検討を実施 | ・PFI手法を用いた府有建築物の整備を推進 ・PFI事業の設計、工事等のモニタリングを実施 ・PFI事業検討マニュアル(案)をPFI検討委員会です承 建替えの前倒しに向けてPFI等民活手法を幅広く活用 | PFI事業実施(入札・公告予定) ・府警察金岡単身寮 ・府立消防学校 | 建築都市部 公共建築室特別建築課 建築都市部 住宅経営室住宅整備課 | |
| 121 | 警察職員待機宿舎の整備 | 警察職員待機宿舎の計画的集約化とPFI方式など民間活力の活用により、効率的な整備を図る。 | 寝屋川待機宿舎のPFI方式による整備に向けた手続等を実施 金岡単身寮の整備について、PFI導入可能性調査・検討を実施 | 基本・実施設計及び各申請手続を実施 PFI導入可能性調査・検討結果を踏まえ、整備手続き等を実施 | 第1期工事(着手) 金岡単身寮のPFI方式による整備に向けた手続等を実施 | 府警本部 警務部厚生課 基本・実施設計及び各申請手続を実施 | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------------------------------|---|---|--|---|---|---------------|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| ESCO事業 | | | | | | | |
| 122 | ESCO事業 | 『ESCOアクションプラン』を策定(H16.7)し、警察署、学校施設、その他の複合型施設等、より広汎な府有施設への展開を図るとともに、府有施設のみならず、大阪府内の市町村や民間ビルへの普及促進を図る。 | 16施設の府有施設にESCO事業を導入し、普及促進を図るESCO普及促進事業を実施。 | 「大阪府ESCOアクションプラン」に基づき、効率的にESCO事業の事業化を図る。 ・3施設の府有施設でESCO事業に着手 ・ESCO事業の普及啓発を、大阪ESCO協会と協働して推進 ・優良ESCO事業者等表彰制度を制定し、ESCO事業者の健全育成を図る | ・新たに15施設の府有施設でESCO事業に着手 ・中小規模施設省エネルギー化改修推進方策を取りまとめ、中小規模施設についてもESCO事業の導入を推進する。 | | 建築都市部 公共建築室設備課 |
| PFIWG | | | | | | | |
| 123 | PFI手法が導入可能な公共事業分野の拡大 民間の積極的な参画を促進するための、税制や補助金のイコールフットイング等制度面での整備 | 府が実施している公共事業への導入可能性の検証や具体的な導入検討を行う。 PFIの検討課題とされている税制、補助金、事業者選定方法の合理化、資金調達方法等の環境整備等について課題を整理するとともに改善策や対応策を検討する。 | ・幅広く府有建築物への導入を検討 ・都市基盤施設およびその他の公共事業への導入可能性の検討 〔課題整理〕 ・税制、補助金 ・事業者選定方法の合理化 ・資金調達方法等の環境整備 | 都市基盤施設およびその他の公共事業への導入検討 府制度の改善、民間への働きかけ等の対応策を検討し、順次、事業へ反映 | 事業の推進・拡大 | | 企画調整部 企画室 |
| (10) 組織のスリム化・勤務条件等の見直し 組織のスリム化 | | | | | | | |
| 3,200人の削減に向けた取組 | | | | | | | |
| 124 | 事務事業の見直し・出先機関の再編 約1,250人 | 施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編による削減を見込む。 また、電子申請等IT化の普及等を踏まえた窓口機能のあり方や市町村合併等の動向を踏まえた府の役割精査を含め、出先機関のあり方についても検討をすすめる。 | (14-16年度) 約350人削減 | (17年度) 約200人削減 | 【検討項目例】 ・社会福祉施設の民間移行(身体障害者福祉センター授産施設の民間移行、砂川厚生福祉センターの一部民間移行) ・病院の再編(身体障害者福祉センター附属病院と急性期・総合医療センターとの統合) ・試験研究機関の研究業務等の重点化 ・企業局の廃止 など (約100人削減) | 総務部 人事室人事課 | |
| 125 | アウトソーシングの実施 約900人 | 直接、公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施したほうが効率的かつ効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる。 また、現行において、制度等の改革が必要なものについても、国における規制改革の検討状況を踏まえながら、その進捗にあわせ、適宜、実施する。 | (14-16年度) 約320人削減 | (17年度) 約60人削減 | 【検討項目例】 ・教職員給与支給事務のBPRに伴う業務のアウトソーシング ・公の施設の管理・運営業務 など 自動車税事務所業務のアウトソーシング(H17年7月実施済み) (約190人削減) | | |
| 126 | 事務効率化 約450人 | IT化・BPRの活用、業務執行体制の見直しなどを行い、より効率的な事務執行体制を確立することにより、削減を見込む。 | (14-16年度) 約130人削減 | (17年度) 約90人削減 | 【検討項目例】 ・ITを活用した業務執行体制の見直し等(建設CALS/ECの導入による効率化)など (約60人削減) | | |
| 127 | 独立行政法人化 約600人 | 質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性のある組織運営を確保するため、本府の実情に即して活用できる地方独立行政法人化の検討を積極的にすすめる。 | - | (17年度) 約300人削減 公立大学法人大阪府立大学の設立 | ・試験研究機関について、制度導入の適否について検討 | | |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---|----------------------------------|---|--|---|---|--------|--|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 128 | 審議会・懇話会など 附属機関等のスリム化 | 附属機関等の設置、運営等について行政コストや政策決定の迅速性の観点から効率的・効果的活用を図る。 | ・「附属機関の設置及び運営に関する指針(14年9月)」に基づき取組、状況を調査 ・20機関減少(14年度～) | ・「附属機関の設置及び運営に関する指針(14年9月)」に基づき取組、状況を調査 ・10機関減少(14年度～) | | | 総務部 人事室人事課 |
| (10) 組織のスリム化・勤務条件等の見直し 勤務条件等の見直し | | | | | | | |
| さらなる人件費の抑制に向けた取組 | | | | | | | |
| 129 | 期末・勤勉手当の削減 | 17年度から3年間、全職員の期末・勤勉手当を削減する。 | 16年度に関係条例を改正 | 期末・勤勉手当を19年度まで削減 指定職：10%カット 管理職：6%カット その他：4%カット | | | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 130 | 管理職手当の見直し | 国及び他府県との均衡等を考慮し、支給水準を引上げる。 | 16年度に人事委員会規則を改正 | 4月実施 | | | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 131 | 時間外勤務の縮減 | 時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減する。 | 上限目標時間の設定やBPR、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を実施 | さらなる縮減に向けて、時間外勤務命令の上限規制(年間360時間)を導入 | | | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 132 | 退職時の特別昇給の廃止 | 定年・勤奨退職者に対する特別昇給制度を廃止する。 | 16年度退職者分から廃止【完了】 | | | | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 133 | 非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し検討 | 非常勤(若年)特別嘱託員をこれからの学校教育に求められている課題への対応や経費の効率的執行の観点から、さらなる活用を行う。 また、今後の退職者数の増加等の状況を踏まえ、非常勤(若年)特別嘱託員制度の見直しを検討する。 | ・教育課題(生徒指導、心のケア、学力向上等)に対応するため、非常勤(若年)特別嘱託員の有効活用を推進 ・15年度以降に雇用された者について、小学校及び府立高校で初任者研修等定数内活用等を実施 ・18年度当初実施に向けた制度見直し設計 | 15年度以降に雇用された者について、対象を拡大(中学校)し、初任者研修等定数内活用を実施 | | | 教育委員会 教職員室教職員人事課 総務部 人事室人事課 |
| 134 | 職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の削減 | 職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減する。 | 補助率をはじめ福利厚生事業全体の見直し(保養所(千成荘)の廃止 13年5月、職員・教職員宅舎、独身寮の全廃 16年度末 など) 《掛金に対する補助金の割合 1:0.86》 | 補助金を10%削減(16年度比) 《掛金に対する補助金の割合 1:0.77》 | 補助金を1/2削減(17年度比) | | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 教職員の新たな給与制度の構築 | | | | | | | |
| 135 | 教職員の新たな給与制度の構築 | 府人事委員会勧告「意見」(平成15年10月)で指摘されている中間的な職の設置、それぞれの職の仕事と役割に見合った給料表構築の必要性や社会情勢の変化を踏まえ、教職員の各種手当も含め、新たな給与制度の構築に向けて検討する。 | ・定時制通信教育手当について、16年度中に条例改正等を行う ・中間的な職の設置、給料表の構築及び教職員の各種手当も含めた、新たな給与制度を検討 | ・新たな定時制通信教育手当の実施 ・18年度からの適用をめざし各種手当等の見直しも含めた新たな給与制度の構築 | 教職員の新たな給与制度の適用(新たな教育職給料表の適用、給料の調整額の廃止(段階実施)、産業教育手当・教員特殊業務手当(部活動手当)の改定を予定) | | 教育委員会 教職員室教職員企画課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------------------------------|---------------------------------|---|--|--|---|-----------------|---------------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 136 | 国における公務員制度改革等の動向を踏まえた人事給与制度のあり方 | ・地域の実情をより反映した給与のあり方 ・職務給を基本にしつつ、能力・実績主義を重視した給与のあり方 ・査定昇給制度の導入 など | 国における検討状況を把握 | 人事院勧告、府人事委員会勧告を踏まえ、検討 17年度中に関係条例を改正予定 | ・給料表の見直し(国の給料表を基本的に適用し、級構成を再編) ・地域手当の創設 ・普通昇給と特別昇給を勤務成績に基づく昇給制度へ統合 ・新たな任用制度の検討 | → → | 総務部 人事室企画厚生課 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 137 | 公立学校教員定数 | 児童生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応、教育改革の着実な推進等を踏まえた上で、少人数授業などによる基礎学力の向上やきめ細かな指導を目指し、国で措置される定数を最大限確保することにより、本府独自に配置した教員を全廃するなど、一層適正な定数管理に努力する。なお、学校の活性化と年齢構成の是正を図る観点から、教員の計画的な採用に努力する。 | 国措置定数を最大限確保するとともに、単独加配教員全廃に向けた取組 ・府単独加配教員816人削減 ・国改善教員定数983人確保 | ・府単独加配(35人学級を除く)170人削減 ・国改善教員定数313人確保 | | | 教育委員会 教職員室教職員人事課 |
| 138 | 府立学校事務職員等定数 | 一層効率的な学校運営に努め、IT化による業務省力化やアウトソーシング等を行うことにより削減する。 | ・IT化による業務省力化、事務のBPR、アウトソーシング等の実施 ・基幹システムの運用開始(知事部局と連携) IT化、アウトソーシング等188人削減 | ・IT化による業務省力化 ・事務のBPR、アウトソーシング等の実施 IT化、アウトソーシング等69人削減 | → → | (3カ年で約260名削減予定) | 教育委員会 教職員室教職員人事課 |
| 139 | 警察部門の職員定数 | 組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢や警察事象の推移を見極め、より一層適正な定数管理に努力する。 | 14~16年度で790人の警察官の増員により、政令定数を確保 14年度170人 15年度380人 16年度240人 | 政令定数の確保 警察官320人増員 | 政令定数の確保 警察官290人増員予定 | | 府警本部 警務部警務課 |
| (10) 組織のスリム化・勤務条件等の見直し 職員の意識改革 | | | | | | | |
| 能力開発(スキルアップ)のさらなる充実 | | | | | | | |
| 140 | 能力開発(スキルアップ)のさらなる充実 | 民間の経営感覚や発想をさらに府政に浸透させるため、幹部職員研修の対象を拡大するとともに、若手職員の民間派遣研修制度創設など民間のCS(顧客重視主義)意識の向上に関する研修を拡充し、職場での実践的な取組へつなげる。 | ・14年度以降、研修対象者を拡大しながらグループディスカッション形式の研修を実施 ・若手職員の民間派遣研修の創設を検討 | ・部局長等を対象としたトップマネジメント研修及び課長級2年目職員を対象にした討論型研修を実施。講師として民間企業の代表者を招聘 ・若手職員の民間派遣研修を実施 | 民間企業と連携した管理職研修を実施 | → → | 総務部 行政改革室行政改革課 人事室人事課 |
| 組織目標の明確化と共有 | | | | | | | |
| 141 | 組織目標の明確化と共有 | 年度当初に各職場毎に組織目標を設定する職場チャレンジシートの導入を行い、職場全体での目標の共有と目標達成に向けた一体的な取組をめざす。 | 職場チャレンジシートの制度設計 | ・部局ごとに部局運営方針を導入 ・各課・事務所ごとに職場チャレンジシートを導入 | | | 総務部 人事室企画厚生課 行政改革室行政改革課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------|-----------------------------|--|--|---|--------------------------------------|--------------|----------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 現場に根ざした改革の推進 | | | | | | | |
| 142 | 現場に根ざした改革の推進 | 各職場において、職員の主体的な発案に基づき、サービス向上や業務効率化など職場レベルでの業務改革の取組をすすめることにより、現場に根ざした全庁的な業務改革運動への発展をめざす。 | <ul style="list-style-type: none"> 職場チャレンジシートの導入にあわせて職場単位での業務改革目標の明確化等について検討 IT機能(庁内ポータルページなど)を活用した業務改善、業務効率化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 府民サービスの向上や業務改革を目指す各職場ごとの自主的な取組(チャレンジ2005)を展開 庁内ウェブ機能をリニューアル(「チームサイト」の設置による職場単位のスケジュール管理、施策資料等の情報共有など:18年1月現在36サイト設置) | | | 総務部 行政改革室行政改革課 IT推進課 |
| 143 | 教職員評価制度の処遇への反映 | 教職員の資質向上を図る観点から、教職員の評価制度をより実効性のあるものとするため、評価を処遇へ反映させるなど効果的な活用方策について検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> システムの実効性確保に向けた取組 苦情対応制度の確立 評価者研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を処遇へ反映させるなどの効果的な活用方策の検討 必要な制度の改善を検討 | 結果反映を前提とした評価制度の実施 | 昇給及び勤勉手当への反映 | 教育委員会 教職員室教職員企画課 |
| 今後の府政運営における課題 | | | | | | | |
| 144 | 行政経営品質の向上を目指した意識改革など | 行政システム及び業務プロセス全般について、府民満足度という視点から継続的に改革・改善を進めることにより、より効率的な運営体制の実現、質の高い府民サービスの提供をめざす。 | 職場チャレンジシートの導入にあわせて職場レベルの業務改革の取組について検討 | 部局運営方針や職場チャレンジシートの導入による組織目標の共有化、職場レベルの業務改革の取組、民間企業と連携した人材育成等を通じて、行政経営品質の向上を図る | | | 総務部 行政改革室行政改革課 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 145 | 部局単位での自律的で主体的な組織運営 | 行政評価システムによる施策の進行管理をはじめ、予算・人事などの権限の庁内分権を推進する。全庁横断的な総合調整機能を担保するための本庁組織体制の整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 予算・人事等各部局への権限移譲項目の実施 企画調整機能の一元化 | | 部局再編(予定) ・政策企画部の設置 ・にぎわい創造部の設置 | | 総務部 人事室人事課 |
| 146 | シンプルでフラットかつスピーディーな業務執行体制の整備 | 組織の責任と権限をより明確化し、小規模な組織単位で基本的な業務が完結することを視野において業務執行体制を整備する。迅速な意思決定を確保するため、現行の室・課体制の見直し、意思決定に関与する中間職制を見直す。スリムで機動的な組織運営を確保する観点から、非常勤職員の有効な活用方策を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の室課体制の検証と小規模組織の活用 迅速な意思決定を確保するため、スタッフ職の適正配置 府退職職員・非常勤嘱託員登録制度の創設 | | | | 総務部 人事室人事課 |
| 147 | 庁内の政策議論活性化の促進 | 自主研修グループを支援する政策提言サポートシステムや庁内LANによる大阪維新電信室を積極的に活用する。 | 政策提言サポートシステムの運用(研究費用の助成、海外等調査研究の実施) | | | | 総務部 人事室人事課 |
| 148 | シンクタンク機能を強化した組織体質への変革 | 府政のシンクタンク機能を強化するため、戦略的、計画的に人材を養成する。情報発信機能強化に向けた人材を養成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の政策形成能力の向上に向けた取組の推進 職員の広報プレゼンス能力強化に向けた研修充実など | | | | 総務部 人事室人事課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----|-------------------|--|--|-------------------------|--------|--------|------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 149 | 採用方策の多様化 | 年度当初の新規学卒者一括採用にこだわらず、内部での育成・登用が困難な専門性の高い分野において民間人材の登用など多様な採用方策を検討・実施する。 | ・任期付研究員制度の導入(14年度) ・一般職の任期付職員制度の導入(15年度) | 任期付研究員制度、一般職の任期付職員制度の運用 | | | 総務部 人事室人事課 |
| 150 | 能力・人物本位の登用 | 思い切った若手職員の抜擢や役付職員の降任制度の運用など。 | ・新人事評価制度の有効活用及び昇任基準の弾力化などによるさらなる能力本位、人物本位の人事管理の推進 ・役付職員の希望降任の制度化検討 | 希望降任制度の創設、運用 | | | 総務部 人事室人事課 |
| 151 | 多様で柔軟な人事管理 | 職員の専門性を高めるため、異動年限に過度にとられない柔軟な人事配置を行う。 ラインとスタッフ、企画立案と事業実施など多様な人材を育成するコースを設定する。 事務系職員と技術系職員の交流など、職種間の人事異動を促進する。 国、都道府県、市町村、民間企業との人事交流を促進する。 | ・職域ごとの求められる専門性に応じた異動年限にとられない柔軟な人事配置 ・企画立案、事業実施分野など多様な人材を継続的・体系的に育成するため、新人事評価制度を有効に活用し、職員個人の育成ニーズを反映させた研修や人事配置を推進 ・事務系職員と技術系職員の交流など職種間交流の拡大促進 ・新たな交流先の開拓による国、都道府県、市町村、民間企業との人事交流の促進 | | | | 総務部 人事室人事課 |
| 152 | 任用制度(昇任、昇格など)の再構築 | ・組織のフラット化などにも対応できる任用制度(昇任、昇格など)を再構築する。 ・的確な人事評価をもとに、能力や実績をより反映した人事制度を確立する。 | ・国の公務員制度改革の動向を踏まえつつ、現行の任用制度の見直しを検討 ・新人事評価制度を有効に活用した、能力や実績をより反映した昇任管理の推進 | | | | 総務部 人事室企画厚生課 人事課 |
| 153 | 活力のある職場の実現 | プロポーザル型人事異動や庁内リクルートシステムを整備する。 幅広い分野への女性職員の配置や研修の充実、職場環境を整備する。 障害者が働きやすい職場環境の整備、新たな職域開発に向けて検討する。 健康や職場の悩みなどに関する総合相談体制を整備する。 | ・チャレンジJOBシステム(プロポーザル型人事異動)の導入(14年度) ・Eボードシステム(庁内リクルートシステム)の導入(14年度) ・「大阪府における女性の登用・職域拡大に関する意識調査」の結果を踏まえた女性職員の登用・職域拡大 ・女性職員のキャリアサポートのための研修の実施 ・10名以上の所属(室内課)に複数の女性職員を配置していく方針を打出し(16年度)、女性職員の職域拡大を推進 ・目標としていた障害者雇用率3%を達成(15年度)したことを受け、16年度以降は、毎年度の一般行政職の採用数の5%を目標として積極的に身体障害者を採用。併せて、引き続き、障害者が働きやすい職場環境の整備、職域開発に努力 | | | | 総務部 人事室人事課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--------------------------------|-------------------------------|--|---|--|--|---|-------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 154 | 能力、成績を反映した給与制度の導入 | 職員がやる気をおこし、組織の活性化につながるよう、職員の能力、勤務成績が適切に反映される給与制度を確立する。 | 新人事評価制度による評価結果を反映した内容で定数内特別昇給を実施（H15年度～） | 国における公務員制度改革等の動向を踏まえ、より一層の能力・実績主義を重視した人事・給与制度の構築にむけた検討 | 普通昇給と特別昇給を勤務成績に基づく昇給制度へ統合 | 人事評価結果等を活用して昇給及び勤奨手当に反映 | 総務部 人事室企画厚生課 |
| （11）総合的な行政評価システムのさらなる充実 | | | | | | | |
| 施策評価によるさらなる施策再構築の推進 | | | | | | | |
| 155 | 施策評価によるさらなる施策再構築の推進 | 施策評価については、予算編成プロセスの改革のもと、各部局が自ら目標設定を行い、評価結果などを活用して施策の再構築を行うことで、施策の選択と集中をすすめる。 | ・13～15年度の施策目標の達成状況も踏まえ、新たな施策目標を設定するとともに、施策目的の達成手段である事務事業の優先順位付けを再点検 ・各部局が、評価結果などを活用して施策の再構築を実施 | 16年度評価結果を引き継ぎ、施策目標に対する達成状況を点検するとともに、施策目的の達成手段である事務事業の優先順位付けを精査 | 17年度評価結果を引き継ぎ、施策目標に対する達成状況を点検するとともに、施策目的の達成手段である事務事業の優先順位付けを精査 | 16～18年度における施策目標に対する達成状況を踏まえ、新たな目標を設定。また、施策目的の達成のための手段である事務事業の優先順位付けを再点検 | 企画調整部 企画室 |
| 建設事業評価におけるより早い段階から評価を始める仕組の検討 | | | | | | | |
| 156 | 建設事業評価におけるより早い段階から評価を始める仕組の検討 | 建設事業評価については、事業類型ごとに実態に即した、より適切な評価時期、評価手法について検討を行う。また、地域に与える影響が大きい事業や多額の財政負担を伴うような事業等について、構想段階で素案を公表し、府民の意見も踏まえながら段階的に計画としての熟度を高めていくような、より早い段階から評価を開始する仕組について検討を行う。 | 建設事業評価のうち、事業実施の可否を判断する事前評価において、 ・主な事業類型における、より適切な評価時期の検討 ・構想段階評価について、主な事業における計画策定プロセスの分析、課題整理、及び評価対象の検討 | 次の点について、建設事業評価委員会の意見を踏まえ基本方針の取りまとめ等を行う ・主な事業類型ごとのより適切な評価時期の整理、試行実施 ・構想段階における評価について、対象事業、評価手法などの仕組みの検討、ケーススタディとして適当な案件の選定・実施 | ・主な事業類型ごとにより適切な評価時期の設定及びそれに基づく評価の実施（事業類型の対象を拡大） ・構想段階評価の仕組みを引き続き検討。具体的な案件の有無及び制度導入による効果等についても検討 | | 総務部 行政改革室行政改革課 |
| （12）危機管理システム | | | | | | | |
| 危機管理体制の充実・強化 | | | | | | | |
| 157 | 知事直結型の危機管理体制の検討 | 危機発生に際し、知事の直接指示の下で、全庁的な指揮・調整を行うなど、危機管理を統括する知事直結型の危機管理体制を検討する。 | 他府県の組織体制等の事例を調査し、本府の危機管理体制のあり方等を検討 | 年度当初に知事直結型の危機管理監を設置【完了】 | | | 総務部 危機管理室危機管理課 |
| 158 | すべての組織への危機管理責任者（仮称）の設置検討等 | 出先機関も含めたすべての組織への危機管理責任者（仮称）の設置を検討するとともに、危機管理責任者の危機管理マネジメント能力（判断力、指揮命令力等）の向上を図るための研修を充実する。 | 危機管理情報担当を各部局に配置。同担当を対象に、事例研修を実施 | ・危機管理情報担当の役割強化を含め、危機管理責任者（仮称）の役割や設置のあり方等の検討を実施 ・危機管理マネジメント能力の向上を図るための研修を実施 | 17年度の検討結果を踏まえ、出先機関での危機管理責任者（仮称）の設置検討を実施 | | 総務部 危機管理室危機管理課 |
| 159 | 広域的な危機管理に向けた連携体制の強化 | ・近隣府県との広域連携を強化するための相互応援協定など広域的課題の共同検討をすすめる。 ・市町村、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化する。 | ・近畿府県災害対策協議会で応援協定締結。その見直しの検討着手 ・近畿ブロック危機管理等連絡会議で「危機管理ホットライン」を確立。相互応援協定を検討 | ・近畿府県災害対策協議会及び近畿ブロック危機管理等連絡会議が連携して応援協定の見直しを検討（協定の改定は18年度予定） ・新たに自衛隊OBを職員として採用し、自衛隊との一層の連携強化を図った。また、市町村、警察、消防、自衛隊等関係機関と合同で実践的な防災訓練を実施し、連携を強化【完了】 | | | 総務部 危機管理室危機管理課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|---------------------|--------------------------|--|--|--|--|--------------------------|-------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 160 | 夜間・休日における危機管理体制の強化に向けた検討 | ・危機情報センター（仮称）の設置を検討する。 夜間・休日における関係機関からの情報収集システムの拡充 ・警察、消防等のOB職員の活用による宿日直体制の強化 ・非常時職員参集体制を拡充する。（緊急防災推進員制度、災害等対策宿舍） | ・職員2名が宿日直勤務し気象予報等を市町村等へ伝達 ・緊急防災推進員として90名を指名。 10戸の災害要員公舎を確保 | ・各種危機管理マニュアルの策定促進を図り、夜間・休日を含めた庁内及び関係機関との情報収集・緊急連絡体制を強化 ・緊急防災推進員制度の再検討。災害対策要員公舎の確保増 | -----> | -----> | 総務部 危機管理室危機管理課・消防救助課 |
| 危機管理意識・危機対応能力の向上 | | | | | | | |
| 161 | 危機管理人材の計画的な育成 | 職員等の危機管理能力、危機に際しての対応能力の向上を図るため、あらゆる職階の職員を対象とした計画的な危機管理研修を実施する。 | 危機管理セミナー等あらゆる職階を対象とした研修を実施 | 危機管理セミナー等これまでの実施状況を踏まえ、計画的な危機管理研修の実施 | -----> | -----> | 総務部 危機管理室危機管理課 |
| 162 | 実践的な訓練の実施と点検・評価 | ・実践的な訓練による危機管理マニュアルの点検・評価を通じ、機動性を発揮できる体制を整備する。 ・「危機管理必携」（心構え、緊急時の役割、緊急連絡先等）の改定充実を図る。 | 市町村、防災関係機関、住民等の参加を得て、課題に応じた実践的な訓練を実施。また、地震に特化した常時携帯が可能な職員防災必携に改定 | 訓練については、創意工夫を凝らした実践的な内容を企画・実施 | 市町村、防災関係機関、住民等の幅広い参加を得て、課題に応じた実践的で創意工夫を凝らした内容の訓練を実施 | -----> | 総務部 危機管理室消防救助課 |
| 163 | 組織としての危機管理マネジメント能力の向上 | 危機事象に即した実践的な危機管理マニュアルの策定・見直しを行うなどにより、危機に対する組織としてのマネジメント能力の向上を図る。 | 大阪府危機管理対応指針及びそれに基づくマニュアルの作成 | 大阪府危機管理対応指針に基づく各部署のマニュアルの点検・見直し及び新たな危機事象に対応したマニュアルの策定促進【完了】 | | | 総務部 危機管理室危機管理課 |
| 迅速な情報提供・公表システムの確立 | | | | | | | |
| 164 | IT活用による防災情報の収集・提供システムの検討 | ・防災情報や道路、河川、ライフライン等被災情報の府民への提供システムを検討する。 ・携帯電話メール等を活用した府民への緊急情報提供システムを検討する。 | 災害業務に係る情報収集・提供システムのあり方について、これまでの災害事例の教訓や他府県の先進事例をもとに調査、検討、整理 | ・様々なIT技術を効果的に活用した災害に関する情報収集・提供システムの多重化のあり方等に関し検討 ・防災に特化したホームページ（防災ポータルサイト）の開設や防災情報メール配信、高所カメラによる被害情報の収集などに関して、府内市町村との共同事業化をめざして調整 | 府内市町村と共同して、防災ポータルサイトの開設や防災情報メール配信、高所カメラによる被害情報の収集などの事業推進を図ることにより、既存の情報システムとあわせた防災情報の収集・提供の多元化を図る | -----> | 総務部 危機管理室消防救助課 |
| (13) 自主財源の確保 | | | | | | | |
| 府税の徴収向上 | | | | | | | |
| 165 | 府税の徴収向上 | 課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取り組む。特に、個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化するなど従来の対策と合わせてさらなる取組をすすめ、府税の徴収向上に努める。 | 府税収入の確保 14年度 41億円 15年度 48億円 16年度 35億円 | 府税収入の確保（目標額） 30億円 （主な取組） ・不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化 ・個人府民税の直接徴収体制を構築し徴収向上に向けた取組を強化 ・高額滞納事案の集中処理 ・自動車税の滞納整理の強化 等 | 同左 | 同左 （20年度以降） 各30億円 | 総務部 税務室指導課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|--|---------------------------|---|--|---|----------------------------------|--------|-------------------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 府有財産の売払い | | | | | | | |
| 166 | 府有財産の売払い | 職員宅舎の廃止や府営住宅の建替えにより生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める。 ・大阪府職員宅舎・教職員住宅等の廃止による施設跡地 ・府営住宅建替えにより生み出す用地 ・府立高校再編整備に伴う施設跡地等 ・廃川・廃道敷、施設跡地等の普通財産 ・低・未利用の行政財産 | 府有財産の売払い (前計画3か年目標) 330億円 (実績) 14年度 105億円 15年度 128億円 16年度 107億円 計 340億円 | 売却見込額 143億円(最終予算) | 330億円 売却予定額 127億円(当初予算) | | 総務部 管財課 |
| 自主財源の確保WG | | | | | | | |
| 167 | 府が有する債権の売却等 | 貸付、出資などの金銭債権の流動化による資金確保 | 先進事例の調査、債権の法的側面からの検討等 | ・売却等の影響検討 ・手法の検討 | | | 総務部 財政課 |
| (14) 府民との対話・アカウンタビリティ(説明責任)の確保・情報発信力の強化 | | | | | | | |
| 府政だよりの充実 | | | | | | | |
| 168 | 府政だよりの充実 | 府民の皆さんへの基本的な府政の情報提供媒体である府政だよりの質的・量的拡充を図る。 | 13年度から広告掲載を導入するなど、発行回数を年6回から9回に拡充 | 広告単価の引き上げや広告枠数の増加などにより、総ページ数を拡大 | 広告枠数を増やすことなどで、総ページ数を拡大 | | 知事公室 広報室広報報道課 |
| 大阪ブランド戦略の推進による大阪の情報発信力の強化 | | | | | | | |
| 169 | 大阪ブランド戦略の推進による大阪の情報発信力の強化 | 行政、大学、経済界などオール大阪の情報発信の核となる「大阪ブランドコミッティ」を創設し、大阪のブランド力と情報発信力の強化のための諸事業を展開する。 | ・大阪ブランド戦略の推進母体となる「大阪ブランドコミッティ」を設置 ・大阪ブランドコミッティを活用した情報発信(ホームページ、分野別パネルの設置・運営、各種イベントなど) | ・大阪ブランドコミッティを活用した情報発信(イベントの開催による大阪ブランドの発信、分野別パネルの設置・運営) ・各種広報媒体を活用した大阪の情報発信力の強化 | | | 知事公室 広報室広報報道課 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 170 | 府政の情報発信機能の強化 | 府民と府政のコミュニケーションを深め、府としてのアカウンタビリティ(説明責任)をより一層果たすため、府政の情報発信機能を強化する。 | インターネット等を通じた広報活動の実施 ・ホームページリニューアル、報道提供資料の電子化(15年度) ・メールマガジン「府れっしゅレター」創刊(15年度) 首都圏で活躍されている大阪ゆかりの方々を対象とした「なにわ懇談会」を開催し、東京・首都圏における府政の情報発信 | (インターネットを通じた広報活動) ・府ホームページの充実 ホームページリニューアル バナー広告の導入など (東京・首都圏での情報発信) ・引き続き、東京・首都圏において開催する「なにわ懇談会」の場などを通じて、企業誘致、観光・文化、2008年サミット誘致など、大阪の魅力や府政の情報発信に努めた | (インターネットを通じた広報活動) ・府ホームページの充実 | | 知事公室 広報室広報報道課 知事公室 総務課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|----------------------|--|--|--|--|---|--------|-----------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| (15) 適正な受益と負担 | | | | | | | |
| 使用料・手数料の料金設定の見直し | | | | | | | |
| 171 | 府立高校納付金の改定 | 府立高校の全日制課程の授業料について、教育の充実を図るため、適正な受益と負担の観点から改定に向けて検討する。なお、改定の方式については、在校生にも適用されるスライド制の導入を検討する。 | 12年度の授業料の改定における考え方や国(交付税単価)の改定を踏まえて検討(スライド制の導入も含む) | 高校納付金の改定について引き続き検討 | | | 教育委員会 財務課 |
| 172 | 違法駐車車両保管料の見直し | 適正な受益と負担の観点から違法駐車車両の排除保管施設(キタクリアウェイセンター)の保管料を見直す。 | 関係規則を改正予定 現在の保管料金 30分250円 | 新たな保管料金の適用 30分300円【完了】 | | | 府警本部 交通部駐車対策課 |
| 使用料・手数料の減免制度の精査 | | | | | | | |
| 173 | 府立高校授業料減免制度のあり方 | 適正な受益と負担の観点から、「減免制度に関する有識者会議」の意見等を踏まえ、修学を促す効果的な制度のあり方を検討する。 | 「減免制度に関する有識者会議」において、今後の減免制度のあり方についての方向性をとりまとめ | ・「減免制度における有識者会議」の提言を受け、新たな減免制度について検討 ・パブリックコメントの実施 ・新たな減免制度の制定及び規程改正 | 新たな減免制度の適用 | | 教育委員会 財務課 |
| 使用料・手数料等の適切な徴収 | | | | | | | |
| 174 | 府営住宅使用料(家賃)の収納率向上 | 入居者滞納の長期化などにより、収納率が低下傾向にあることから、長期滞納に至らないよう、督促の強化とともに、法的手続きの早期化など、一層の滞納対策に取り組む。 | 長期滞納(12ヶ月以上)の減少 11年度末 1,535件 16年度末 616件 | ・長期滞納(12ヶ月以上)について滞納整理対策を継続することにより19年度末で解消を図る ・短期滞納(5ヶ月以下)の督促強化 | | | 建築都市部 住宅経営室住宅管理課 |
| 175 | 府営住宅使用料(家賃)の設定 | 公営住宅法施行令(平成16年3月一部改正)等を踏まえ、適切な家賃設定を行う。 | ・入居者向けの広報誌「ふれあいだより2004年秋号」において制度の改正内容を周知 ・17年度家賃から改正内容が適正に反映されるよう、適切な家賃を設定 ・17年2月の堺市と美原町の合併に伴い、17年度から4年間の負担調整措置を実施 | 公営住宅法施行令等に基づき、適正な家賃を算定し徴収 | 公営住宅法施行令の改正(収入超過者に係る家賃制度の合理化)に適切に対応 | | 建築都市部 住宅経営室住宅管理課 |
| 176 | 府育英会奨学金等償還率の向上 | 近年の府育英会奨学金等制度の根幹を揺るがす返還金の償還率低下の状況に対応するため、新たに償還率の目標を定めるなど取組の強化を検討する。 | ・債権管理データベースの構築(15年度) ・現年度債権の電話による支払案内の民間専門会社への委託(15年度) | 新たな償還率目標を設定し、民間の債権回収のスキル、ノウハウを持った者を活用した滞納整理特別推進事業を実施 | | | 生活文化部 私学課 |
| 課税自主権の活用 | | | | | | | |
| 177 | 課税自主権の活用 | 超過課税や法定外税など課税自主権の活用について、引き続き検討を行う。 | 法人事業税及び法人府民税(法人税割・均等割)について超過課税を実施 | 法定外税及び超過課税について、政策的な観点、法的な問題点等の課題について整理しながら検討 | | | 総務部 税務室税政課 |
| 課税自主権の活用WG | | | | | | | |
| 178 | ・現行超過課税の検証 ・新たな行政ニーズの有無と行政ニーズに対応するために法人や個人から新たな税負担を求めることの適否 | 現在実施している法人事業税、法人府民税法人税割及び法人府民税均等割の超過課税のあり方について、検討を行う。 新たな行政ニーズの有無を見極めつつ、その行政ニーズに対応する費用負担のあり方を踏まえ、新たに税負担を求めることの適否について、検討を行う。 | 法人事業税及び法人府民税法人税割の超過課税のあり方について検討 | ・新たな行政ニーズの有無について検討 ・新たな超過課税・法定外税の実施可能性の可否について検討 | ・法人府民税均等割の超過課税のあり方について検討 ・新たな行政ニーズの有無と行政ニーズに対応するための課税自主権活用の具体化について検討 | | 総務部 税務室税政課、 財政課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----------------------------|---|--|---|--|--|---------|-----------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 行政水準・適正な受益と負担WG | | | | | | | |
| 179 | 民間や他府県との比較などにより、コストやサービス水準に見合った料金設定となっているか否かの検証 | 受益者負担の適正化を推し進める観点から、他府県や民間における事例等を参考としつつ、使用料・手数料設定の水準、方法等のあり方を検討する。 | 法令改正等に伴い適宜改正を行うとともに、受益者負担の適正化の観点から、行財政計画(案)等に基づき、個別に見直しを実施 増収効果 14~16年度 27億円(平年度) | ・法令改正等に伴う所要の改定 ・他府県、類似施設等の調査結果を踏まえて、主要な使用料・手数料について個別に検討(必要に応じて見直しを実施) | | | 総務部 財政課 |
| (16) 府の役割を純化し、施策を再構築 | | | | | | | |
| 府民の視点に立った施策の検討 | | | | | | | |
| 180 | 私立高校等授業料軽減補助金のあり方 | 府民ニーズ等を踏まえた、より効果的な後期中等教育(高校教育)サービスの提供の観点から、私立高校等授業料軽減補助金のあり方について検討する。 | ・年収1100万円超層を対象外に(9年度) ・平均所得層以上及び他府県高校進学者を対象外に(12年度) ・平均所得層以下に重点化(13年度~) | ・後期中等教育のあり方とともに、公私の役割分担や後期中等教育への財源配分について、府民ニーズ等を踏まえ、より効果的なものとなるよう検討 | | | 生活文化部 私学課 |
| 利用者の視点に立ったサービスの提供 | | | | | | | |
| 181 | 府立図書館の利用時間延長の検討 | ライフスタイルの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえ、府民ニーズや費用対効果等にも留意しながら、利用時間の延長に向けた取組をすすめる。 | 利用時間の延長・休館日の変更の検討 | ・利用時間の延長・休館日の変更(中之島図書館) ・開館日の増加(中央図書館)【完了】 | | | 教育委員会 教育振興室地域教育振興課 |
| 事業の効果的・効率的な執行 | | | | | | | |
| 182 | 環境農林水産系試験研究機関等の再編 | 環境や食の安全など時代のニーズに応じ、危機管理上の要請への対応の強化と研究機能の高度化を図り、効果的、効率的に試験研究を推進するため、食とみどりの総合技術センター、水産試験場、環境情報センターの3機関の企画調整機能、成果活用・普及機能、分析機能を一元化するなど、機能再構築を行う。 3機関の機能再構築に併せ、水生生物センター(旧淡水魚試験場)の研究機能、展示機能、施設のあり方について検討する。 | 環境農林水産部試験研究機能高度化調査報告書を策定(16年8月)、具体化に向けた検討を開始 | 環境農林水産部試験研究機能高度化基本構想を策定(17年11月)、推進体制等を決定。詳細な検討を開始 | 中期計画(運営、研究)、年度計画の策定、条例、規程、事務要領等の見直しと制定 | 新体制への移行 | 環境農林水産部 環境農林水産総務課 |
| 183 | 道路における時間制限駐車区間(パーキングメータ・パーキングチケット)の見直し | 交通の安全と円滑を踏まえ、効果的、効率的な事業執行の観点から、道路における時間制限駐車区間について、一部廃止も含めた計画的な見直しを行う。 | 駐車施設の整備等環境の変化により、低利用となった区間について、見直しを実施 | 駐車施設の整備等環境の変化により、低利用となった区間について、見直しを実施 パーキングメータ等89枠について廃止予定 | 放置駐車違反確認事務の民間委託導入後の駐車需要を踏まえた見直しの検討 | | 府警本部 交通部駐車対策課 |
| 184 | 港湾整備事業の効率的実施 | 分譲促進に加え、さらなる土地処分方策の検討をすすめるとともに、土地処分の具体化を見極めた上でのインフラ整備など、徹底した歳出の見直しを行う。 | 歳入面では、分譲収入に加え、使用料・貸付料収入の維持、増収を図るとともに、歳出面では土地処分見直しを前提としたインフラ整備など、徹底した歳出の見直しを実施 | | | | 土木部 港湾局 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|----------------------|-------------------------|--|---|---|--------------------------------------|--------|---------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 自立支援型施策への転換 | | | | | | | |
| 185 | 生活困窮者援護費関係制度の見直し | 自立支援型施策への転換をはかる観点から、個人給付事業である長期入院患者見舞金及び被保護者夏期歳末一時金を見直す。 | 16年度末で廃止 | 生活保護受給者自立支援事業に転換【完了】 | | | 健康福祉部 社会援護課 |
| 186 | あいりん地区日雇労働者福利厚生措置事業の見直し | 事業化後30年以上を経過し、地区日雇労働者の高齢化など、あいりん地区を取り巻く状況が変化していることから、個人給付事業から高齢日雇労働者に対する就労対策を中心とした事業への転換を図る。 | 「あいりん地区日雇労働者福利厚生措置事業あり方検討会議」を設置し、事業の見直しについて検討 | あいりん地区高齢日雇労働者の就労機会を確保するための事業に転換【完了】 | | | 商工労働部 雇用推進室労働福祉課 |
| マンパワーのさらなる効果的・効率的な活用 | | | | | | | |
| 187 | 知事部局職員の府警本部への配置 | 府民の安全、安心を確保する観点から、一定数の知事部局職員を府警本部へ配置し、実質的な警察官の増員効果を図る。 | 知事部局職員を府警本部に配置するための協議・調整 | 知事部局職員(50人)を府警職員として配置(22年度末までの予定)【完了】 | | | 府警本部 警務部警務課 |
| 市町村との役割分担を踏まえた施策展開 | | | | | | | |
| 188 | 流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し | 市町村と共同で、今後の事業運営のあり方について検討し、緊急取組期間内を目途に具体的な方向性を示す。受益と負担の最適化、市町村との役割分担の観点から、一部事務組合等に対する維持操作事務府費補助金について、見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 流域下水道事業のあり方 現行制度に係る諸課題・改善策の検討 維持操作補助金見直し 下記の見直し方針について検討 不明水処理事務費 汚水処理事務費 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村と共同で、今後のあり方について検討 維持操作補助金の見直し方針について検討 不明水処理事務費取組実施 | 汚水処理事務費取組実施予定 | | 土木部 下水道課 |
| 189 | 都市基盤施設の維持管理のあり方 | 府民サービスやまちづくりの上で、市町村が維持管理を行うことが適切と考えられる都市基盤施設については、移管を推進する。 | バイパス整備に伴う旧道の移管 【移管実績】 12年度 2路線 896m 13年度 4路線 7,057m 15年度 1路線 217m | <ul style="list-style-type: none"> バイパス整備に伴う旧道で覚書のあるものは、引き続き移管を推進 新規のバイパス整備を行う場合は、旧道移管を約した覚書を必ず締結し、移管を推進 【移管実績】 17年12月末 17年度 4路線 2,996m | | | 土木部 交通道路室道路環境課 |
| | | | 河川の政令市への移管 【移管実績】 15年度 大阪市内6河川 | 移管が可能な箇所について協議検討 | 堺市内4河川を5月に移管予定 | | 土木部 河川室河川環境課 |
| 190 | 環境規制業務のあり方 | 公害防止等の生活環境の保全等に係る規制行政について、府と市町村の協力関係のあり方等、より効果的、効率的な業務推進を検討する。 | 部内検討会議を立ち上げ、環境規制業務のあり方等について検討 | <ul style="list-style-type: none"> 部内会議において環境規制業務のあり方について検討 建築物の解体等に係るアスベスト規制の条例化について関係市と協議 環境規制業務のあり方の方向性について、関係市と意見交換 | 環境規制業務のあり方の方向性について、関係市と意見交換、合意形成に努める | | 環境農林水産部 環境管理室 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----------------|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 191 | 私立幼稚園3歳児保育料軽減補助金のあり方 | 府と市町村の役割分担のもと、3歳児の就園率や市町村における3歳児就園対策の状況を踏まえた上で、そのあり方を根本的に検討する。 | ・保護者ニーズ調査の実施（15年度） ・調査結果の分析を踏まえ、関係団体との意見交換（15・16年度） ・市町村との協議の場づくり（14・15・16年度） | 3歳児の就園率や市町村における3歳児就園対策の状況を踏まえ、本補助金のあり方及び施策の再構築等について、関係団体と協議・検討 | 幼稚園と保育所を一体として捉えた一貫した総合施設の導入状況や国の子育て支援施策の動向を踏まえ、補助制度の抜本的な見直しと施策の再構築について、その方向性を見出す | → | 生活文化部 私学課 |
| 行政水準・適正な受益と負担WG | | | | | | | |
| 192 | 他府県水準や基準財政需要額等との比較を通じて、事業継続の必要性や規模・内容を精査 | ・事業内容・規模を決算額と基準財政需要額との乖離や、他府県等との水準より比較 ・乖離が大きい事業を抽出し、調査分析を加え、最終絞り込み事業について見直し検討を行う。 | 検討対象事業の抽出等 | 抽出した事業の分析、検討 | 見直し検討 | → | 総務部 財政課 |
| 前計画案等における取組 | | | | | | | |
| 193 | 後期中等教育のあり方 | 府民の自由な選択の下に、公私立高校が競い合う中で、良質な教育サービスを提供できるよう、保護者負担の公私間格差の是正や公私に今後求められる役割を踏まえつつ、府民ニーズに対応した就学システムに再構築する。 | ・「府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）」の着実な推進 ・授業料軽減補助金等により保護者負担の公私間格差の是正に努めるとともに、府民ニーズに合わせる形で、計画進学率等について見直しを実施 | ・「17年度（第3年次）の推進について」を公表 ・「17年度（第3年次）の実施対象校」（案）を公表 ・「17年度（第3年次）の実施対象校」を決定 ・17年度から実施する計画進学率の引き上げに伴う影響等を検証しながら、公私受入比率の弾力化をはじめとした諸課題について関係機関と協議 ・今後の公私あわせた高校教育のあり方について、関係部局による検討会を設置し、検討 | ・「18年度（第4年次）の推進について」を公表 ・「18年度（第4年次）の実施対象校」（案）を公表 ・「18年度（第4年次）の実施対象校」を決定予定 | ・「19年度（第5年次）の推進について」を公表 ・「19年度（第5年次）の実施対象校」（案）を公表 ・「19年度（第5年次）の実施対象校」を決定予定 | 教育委員会 教育振興室学事課、高校改革課 生活文化部 私学課 企画調整部 企画室 |
| 194 | 大阪センチュリー交響楽団 | 同楽団の自立的経営を促進し、府の補助のあり方を見直す。あわせて、在阪オーケストラの振興方策について、今後、検討する。 | 同楽団の自立的経営を促進し、補助金の縮減を実施 | ・同楽団に対する支援について、在阪オーケストラの振興方策も含め、楽団の自立的経営を促進する観点から、楽団の活動実績等が経営に反映される補助のあり方の検討・見直しを行い、順次具体化 ・同楽団の自主財源確保の促進を図るため、特定公益増進法人の認定を受けた | → | → | 生活文化部 文化課 |
| 195 | 身体障害者福祉センター附属病院の見直し | 同病院が本来果たすべき障害者医療の広域的専門病院としての要請に十分応えた利用実態にないことから、府立の病院において今後、担うべき広域的・専門的な障害者医療やリハビリテーション医療機能をより効果的・効率的に提供する観点から、府衛生対策審議会における審議を踏まえて、そのあり方の抜本的な見直しをすすめる。 | ・急性期・総合医療センターとの統合に向けて、16年9月に再編整備等の基本計画を策定。16年度実施設計 | ・建設工事着手 ・具体的運営体制等について引き続き検討 | 移行準備 | 19年4月統合予定 | 健康福祉部 障害保健福祉室施設課 |
| 196 | 府社会福祉事業団等委託施設 | 府社会福祉事業団等委託の老人福祉施設等については、府立施設としては廃止することとし、今後、事業団等へ移管をすすめる。 | 豊寿荘ほか9施設については府立施設としては廃止し、民立民営化 | 17年4月移管 ・養護老人ホーム（松風荘、東大阪、たかし寮、貝塚） ・軽費老人ホーム（万寿荘、河南荘） | 18年4月移管予定 救護施設（みなと寮） | | 健康福祉部 高齢介護室施設課 社会援護課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----|----------------------|--|---|---|--|--|------------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 197 | 大阪福祉事業財団委託施設 | 大阪福祉事業財団委託施設については、府立施設としては廃止することとし、今後、各施設種別ごとに条件整備に努め、順次、事業財団への移管をすすめる。 | 槻ノ木荘ほか2施設については府立施設としては廃止し、国立民営化 | 早期移管に向けて条件整備を実施（城東特養、城東養護） | 18年4月移管予定（城東特養、城東養護） | | 健康福祉部 高齢介護室施設課 |
| 198 | 肢体不自由児委託施設 | 肢体不自由児施設・同療護施設については、府立施設としては廃止することとし、今後、各施設ごとに条件整備に努め、順次、委託団体への移管をすすめる。 | 太子学園移管（16年4月） | 委託先への移管に向け条件整備（大手前整肢学園、整肢学院） | 指定管理者制度に移行 | | 健康福祉部 障害保健福祉室施設課 |
| 199 | 府障害者福祉事業団委託施設 | 金剛コロニーについては、府として果たすべき役割を精査したうえで、事業団の経営努力に対する指導や運営手法の見直しなどを行い、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。 箕面通勤寮等の一部施設については、民間移行やNPOとの協働の観点から、利用者の立場からみて望ましい施設運営形態をめざす。 | ・非常勤職員化による職員定数の削減 ・法人独自の給与制度を16年7月から導入 | ・非常勤職員化による職員定数の削減 ・重症心身障害児施設の建設等 ・明光ワークス、箕面通勤寮等について、今後の施設の基本方向を検討 | ・特別養護老人ホームの建設 ・移管に向け条件整備（明光ワークス等） ・知的障害者通所授産施設の開設（民営化・予定） ・指定管理者制度に移行 | ・重症心身障害児施設の開設（民営化・予定） ・移管に向け条件整備（明光ワークス等） | 健康福祉部 障害保健福祉室施設課 |
| 200 | 砂川厚生福祉センター | 府として果たすべき役割を精査したうえで、施設種別や運営手法の見直しなどを行い、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。 | ・あり方検討会による再編方針の決定（15年1月） ・再編整備計画の策定（16年3月） ・支援方法等開発のため支援検討会の設置運営（15年～） ・救護施設の移管法人の決定（17年1月） | ・施設利用者の地域生活への移行 ・知的障害者更生施設の民営化に向け条件整備 ・支援検討会等の運営 ・既存施設の改修案の検討 | ・救護施設の開設（民営化・予定） ・支援検討会等の運営 ・強度行動障害者を支援する新規施設の基本計画の策定 ・既存施設の改修案の検討 | ・強度行動障害者を支援する新規施設の基本設計の策定 ・既存施設の改修実施設計の策定 | 健康福祉部 障害保健福祉室施設課 社会援護課 |
| 201 | 身体障害者福祉センター | 更生施設については、付属して必要となる医療機能とあわせて、今後施設のあり方を検討する。また、授産施設については、民間への移行をすすめる。 | 16年9月再編整備等の基本計画策定 | ・更生施設 建設工事着手 ・授産施設 民間移行先の選定、移行に関する条件整備 | ・更生施設移転準備 ・授産施設民間移行先選定 | ・更生施設 急性期・総合医療センター隣接地に移転 ・授産施設 民間移行予定 | 健康福祉部 障害保健福祉室施設課 |
| 202 | 民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金 | 平成11年の社会福祉審議会答申後、国の社会福祉基礎構造改革の進展など新たな環境変化があったことから、答申の趣旨を踏まえつつ、経過措置期間中に、具体的な再構築の道筋をつける。 | 14年11月に学識経験者・施設関係者・行政で構成する再構築検討会を設置し再構築のあり方を検討し、16年8月に施設経営の安定化の推進、施設のサービス提供機能の強化、新たな課題への対応と地域貢献を柱とする再構築報告書を策定されたことを受け、17年度からの新制度を構築 | 民間社会福祉施設の経営安定化や機能強化等のための再構築事業を実施【完了】 | | | 健康福祉部 医務・福祉指導室 法人指導課 |
| 203 | 社会福祉施設機能強化推進費（加算事業） | 国の社会福祉基礎構造改革等を踏まえ、民間社会福祉施設従事職員給与改善費と併せて、今後のあり方を検討する。 | | | | | 健康福祉総務課 |
| 204 | 保健所政令市への移行 | 地域保健サービスの円滑かつ一元的な実施を図るため、保健所政令市への移行を推進する。 | 高槻市政令市移行（15年4月） | 対象となる市に対し働きかけ | | | 健康福祉部 地域保健福祉室健康づくり感染症課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----|------------|--|--|---|---|---------------------|----------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度(実績見込) | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 205 | 看護・医療技術者養成 | 高度専門的な看護医療技術者を養成するため、府立看護大学について、看護学部の充実、リハビリテーション関係学部の新設を行う一方、民間との適切な役割分担のもと、短期大学部及び府立千里看護専門学校を廃止する。 | 〔千里看護専門学校〕 ・看護第1科募集停止(14年4月) ・同 廃止(16年3月) ・看護第2科募集停止(16年4月) 〔府立看護大学〕 ・総合リハビリテーション学部の新設(15年4月) ・看護学部定員増80人 110人(15年4月) 〔短期大学部〕 ・歯科衛生、看護第1科、臨床栄養、臨床検査、理学療法、作業療法募集停止(15年4月) ・歯科衛生廃止(16年9月) ・歯科衛生を除く上記学科の廃止(17年3月) | 〔千里看護専門学校〕 ・看護第2科廃止(廃校)予定(18年3月) 〔短期大学部〕 ・看護第2科募集停止(17年4月) ・全学科廃止(廃校)予定(18年3月) 〔府立看護大学〕 ・17年4月に府立3大学統合・法人化【完了】 | | | 健康福祉部 医務・福祉指導室 医療対策課 |
| 206 | 高等職業技術専門学校 | 少子高齢化の進展や産業構造の変化に対応した公共職業訓練を推進するため、国、民間の教育訓練機関との役割分担や離職者の再就職支援の重要性を踏まえつつ、高等職業技術専門学校の再編整備を行う。 | ・府立高等職業技術専門学校再編基本構想を策定(14年12月) ・高等職業技術専門学校の再編統合の一環として、堺校と松原校を廃止し、新設校をテクノステージ和泉内に開校する取り組みを推進(15年3月末) 堺高等職業技術専門学校 廃止(15年度) 新設校の基本計画・基本設計・用地取得(16年度) 新設校の実施設計・建設工事着手 | ・南大阪校建築工事、機器整備 ・松原高等職業技術専門学校廃止予定(17年度末) | ・南大阪校開校予定(4月) ・南大阪校に引き続き、東淀川校と守口校を廃止し、2校に代わる新設校の開校について検討 | 商工労働部 雇用推進室能力開発課 | |
| 207 | 労働事務所の機能強化 | 現下の雇用情勢を踏まえ、国・市町村との役割分担の下に、複雑多様化する労働事情に的確に対応するため、労働行政地域ネットワークの形成にも留意しつつ、一元化により、労働事務所の機能強化を図る。 | (14年度) 総合的・専門的な労働施策の推進、国、市町村や労使団体等との役割分担と連携による地域労働ネットワークの形成・支援等、労働事務所の機能強化を図る観点から総合労働事務所を設置(15年度) 地域労働ネットワーク推進会議を設置(7ブロックに設置)し、セミナー、労働相談会等の事業実施(16年度) 地域労働ネットワーク基盤整備として情報配信システム等を構築。若年者向け職業興味検査の開発・配布等による若年者就職支援の充実 | ・市町村の主体的な取り組みの促進・誘導等を図るとともに、地域労働ネットワークの活用により、地域における総合的な雇用・労働行政サービスの充実・強化を図る ・OSAKAしごと館を構成する関係機関及び総合労働事務所等からなる連絡会議を設置し、相互の連携強化を図る (17年度) ・地域労働ネットワーク活用事業等の実施 ・10月OSAKAしごと館オープン | → | → | 商工労働部 雇用推進室労政課 |
| 208 | 漁港の管理 | 市町村との役割分担の観点から、第1種漁港の管理について移管に向けた協議会を市町村とともに設置し、協議が整ったものから順次移管をすすめる。 | ・府、市町村及び関係機関で構成する「第1種漁港市町村移管検討協議会」を設置(14年5月) ・「第1種漁港の移管に係る指針」を策定(16年3月) ・順次移管に向けた課題の整理及び対策等の検討協議を実施 | 指針に基づき、早期移管を目標としている市町について重点的に協議 | 指針に基づき、市町と協議が整ったものから順次移管 | → | 環境農林水産部 水産課 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 緊急取組期間における取組 | | | | 備考 |
|-----|-------------------------|--|--|---|---|---|---------------------------|
| | | | 平成16年度までの実績 | 平成17年度（実績見込） | 平成18年度 | 平成19年度 | |
| 209 | 定時制高校の改革 | 生徒ニーズの多様化に応じた様々な就学機会の確保を図るため、全日制課程における再編整備・特色づくりの推進に加えて、新たな昼間定時制課程の設置をはじめとする抜本的な定時制改革を推進する。なお、学校給食については、生徒実態及び社会環境の変化を踏まえ、集中取組期間において、見直しを行う。 | ・多部制単位制高校（クリエイティブスクール）5校を新たに設置 ・夜間定時制高校29校を15校に再配置 ・15年度から、完全給食校14校を自校調理方式から、デリバリー給食に移行を行い、16年度に17年度に再編整備される補食給食校7校をデリバリー給食に移行するための条件整備を実施 | ・多部制単位制高校(5校)を開校 ・夜間定時制再配置校(15校)を開校 ・夜間定時制課程閉課程校(14校)で募集停止 ・17年度に再編整備される補食給食7校をデリバリー給食に移行【完了】 | | | 教育委員会 教育振興室高校改革課 |
| 210 | 府立工業高等専門学校 | 府の大学や試験研究機関等との連携のもと、産業教育の変化や生徒のニーズ、進路の多様化に対応した高等教育機関としての将来展望を視野に入れ、今後とも府が設置する必要性も含め、機能のあり方について検討を行う。 | ・「府立工業高等専門学校改革計画」を策定 ・教育・研究水準の向上を図りつつ、教職員配置のスリム化など改革計画を具体化（14人対15年度比） | ・学科改編、専攻科の設置 ・教育・研究設備の更新・充実 ・空調設備の整備 ・教職員配置のスリム化（16人対15年度比） | ・教育・研究設備の更新・充実 ・空調設備の整備 ・教職員配置のスリム化（24人対15年度比） | ・JABEEの認定取得予定 ・教育・研究設備の更新・充実 ・教職員配置のスリム化（28人対15年度比） | 教育委員会 教育振興室高等学校課 |
| 211 | 府立職業高校 | 産業経済の変化に迅速に対応した専門教育の充実を図るため、職業学科を設置する専門高校の再編及び教員の弾力的配置を行う。 | 工業高校12校を工科高校9校に再編整備 | 工科高校9校を開校【完了】 | | | 教育委員会 教育振興室高校改革課 |
| 212 | 小中学校の適正配置と通学区域のあり方 | 小中学校の適正配置については、教育の機会均等に配慮した上で、設置者である市町村に対して、地域の実情を踏まえた自主的検討を促すとともに、府民の視点に立った小中学校の通学区域のあり方についても研究をすすめる。 | (適正配置) ・小中学校の小規模化が課題となっている市町村に対し、地域の実情を踏まえた再編整備の促進を助言・指導(通学区域) ・市町村教育委員会の担当者会議等での情報交換を図るなど市町村レベルでの研究会、市町村独自の取組を支援 | (適正配置) ・今なお、小中学校の小規模化が課題となっている市町村に対し、地域の実情を踏まえた再編整備の促進を助言、指導(通学区域) ・市町村において通学区域についての検討会を設置するなど、その取組が進むよう助言、指導 | | | 教育委員会 市町村教育室小中学校課 |
| 213 | 全国高等学校総合体育大会（平成18年開催予定） | 平成18年度に大阪府を主会場とし、近畿2府4県でのブロックで開催できるよう、関係団体と調整を行う。その際、スポーツ実践の機会を通じた青少年の健全な育成に向けた、本来の高校スポーツ振興の原点に立った大会とするために、競技団体の協力のもと、府民の支援や市町村の理解・協力など、府独自の21世紀型大会開催方式を目指す。 | ・各専門委員会に小委員会・専門部会を設置し、個別具体的な事項及び大会運営の効率化を目指した基本計画を作成 ・近畿他府県との情報交換及び協力体制を構築 ・近畿ブロックでの開催を決定 ・高校スポーツ振興を目指した大会の基本方針の策定 | ・18年度大会基本方針、基本計画に沿った運営実施計画を策定 ・競技実施要項を作成 ・近畿ブロックで宿泊施設確保のための配宿センターを一本化 ・高校生ボランティア等の募集、研修を行い、大会運営サポート体制を確保 ・18年度大会運営経費の積算並びに経費圧縮、削減方法模索 | ・大会の実施（大阪府内開催19競技） ・近畿2府4県でブロック開催（他府県開催9競技） ・大会運営経費の圧縮、削減を行う予定 ・大会経費決算及び大会報告書の作成 | | 教育委員会 教育振興室保健体育課 |
| 214 | 盲・聾・養護学校の給食調理業務の民間委託の実施 | 児童生徒の障害の状況に応じた段階食の提供や多様なメニューの提供を行えるよう、必要な調理時に集中的な人員配置を行うなど、その効果的・効率的な調理業務を行う観点から、調理業務について民間の力を活用する。 | 府立養護学校3校で、給食調理業務の民間委託化を実施 | 府立養護学校4校で、給食調理業務の民間委託化を実施 | 未実施校について、順次民間委託化を実施 | | 教育委員会 教育振興室障害教育課、保健体育課 |

集中改革プラン

国の新地方行革指針に対応した大阪府の「集中改革プラン」

平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されました。これを受け、平成17年3月29日に総務省において「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」（「新地方行革指針」）が策定され、各地方公共団体において、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度まで（5ヵ年）の具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」）を平成17年度中に公表することとされました。

大阪府においては、平成8年1月の「大阪府行政改革大綱」の策定以降、全国に先駆けた行財政改革に取り組んできたところであり、平成16年11月には、平成13年9月に策定した「大阪府行財政計画(案)」(計画期間：平成14～23年度)を「大阪府行財政計画(案)平成16年版」(以下「計画(案)」)という)として改定し、現在、施策の再構築、組織等の再構築、歳入の確保など、計画(案)に基づいた行財政改革に取り組んでいるところです。

計画(案)は、新地方行革指針において集中改革プランに明示すべきとされた事項及び計画期間(平成17～21年度)を包含していることから、計画(案)の内容を指針に沿って再整理し、大阪府の「集中改革プラン」としてお示ししています。

集中改革プラン(概要)
 【行財政計画(案)16年版の5年間(17~21年度まで)の各項目の目標設定など】

取 組 項 目

1 定員管理の適正化

一般行政部門の職員数を14年度から23年度の10年間で3,200人削減
 [緊急取組期間(17~19年度)の3年間で1,000人削減。]

集中改革プラン(17.4.1~22.4.1)一般行政部門 約1,560人(対 11%超)削減

2 給与の適正化

- 給与構造の抜本的改革(~)
- 期末・勤勉手当の削減(~ 実施)
- 管理職手当の見直し(実施)
- 時間外勤務の縮減[上限規制の導入](実施)
- 非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用(実施)と制度の見直し(着手)

3 福利厚生事業

- 職員互助会・教職員互助組合(職員の福利厚生団体)への補助金の削減
 17年度:補助金10%削減(16年度比)、18年度:補助金1/2削減(17年度比)

4 民間委託等の推進

アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定

5 指定管理者制度の活用

既に管理委託を行っている公の施設に、原則として指定管理者制度を導入
 (H18.4.1までに民営化予定や廃止により公の施設でなくなるもの等を除く)

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 公の施設 103施設(16年度末) | 指定管理者制度導入 |
| | 1施設.....青少年海洋センターファミリー棟 |
| | 67施設(予定).....府営公園(18公園)、府立体育会館など |

6 第三セクターの抜本的な見直し

- 19年度までに
- 指定出資法人79法人(13年度)の4割削減(23年度までに概ね半減)
 - 役員数4,907名(13年度)の2割削減(23年度までさらに200名程度の追加削減)
 - 総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保 をめざす

7 地方公社の経営健全化

大阪府土地開発公社、大阪府住宅供給公社、大阪府道路公社

8 地方独立行政法人制度の活用

- 府立3大学を再編統合し公立大学法人化(公立大学法人大阪府立大学設立)
- 府立5病院を地方独立行政法人化(地方独立行政法人大阪府立病院機構設立予定)
- 試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否を検討

9 地方公営企業の経営健全化

中央卸売市場事業会計、水道事業会計、地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

10 PFI手法の適切な活用(ESCO含む)

- 府有建築物や府営住宅へのPFI事業の活用
- ESCO事業の警察署、学校施設等、より広汎な府有施設への展開

11 地域協働の推進

- アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進 など

12 市町村への権限移譲等

- 関連事務の一括移譲
- 府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化

13 出先機関の見直し

施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等による事務事業の見直しや出先機関の再編

14 その他行財政改革の取組

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) IT社会の実現に向けて | (2) 新たな自治システム |
| (3) ストックの活用 | (4) 建設事業の重点化 |
| (5) 職員の意識改革 | (6) 総合的な行政評価システムのさらなる充実 |
| (7) 危機管理システム | (8) 自主財源の確保 |
| (9) 府民との対話・アカウンタビリティ(説明責任)の確保・情報発信力の強化 | |
| (10) 適正な受益と負担 | (11) 府の役割を純化し、施策を再構築 |

(参考資料)集中改革プラン(平成17~21年度)における取組(見込)

1. 定員管理の適正化

(新地方行革指針)

- 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行
- 過去5年間の純減(4.6%純減: 11~16年度)を上回る純減

基本的な取組方針

- 全国一スリムな組織づくりをめざし、取組を加速させ、職員数のさらなる削減をすすめる

取組の目標

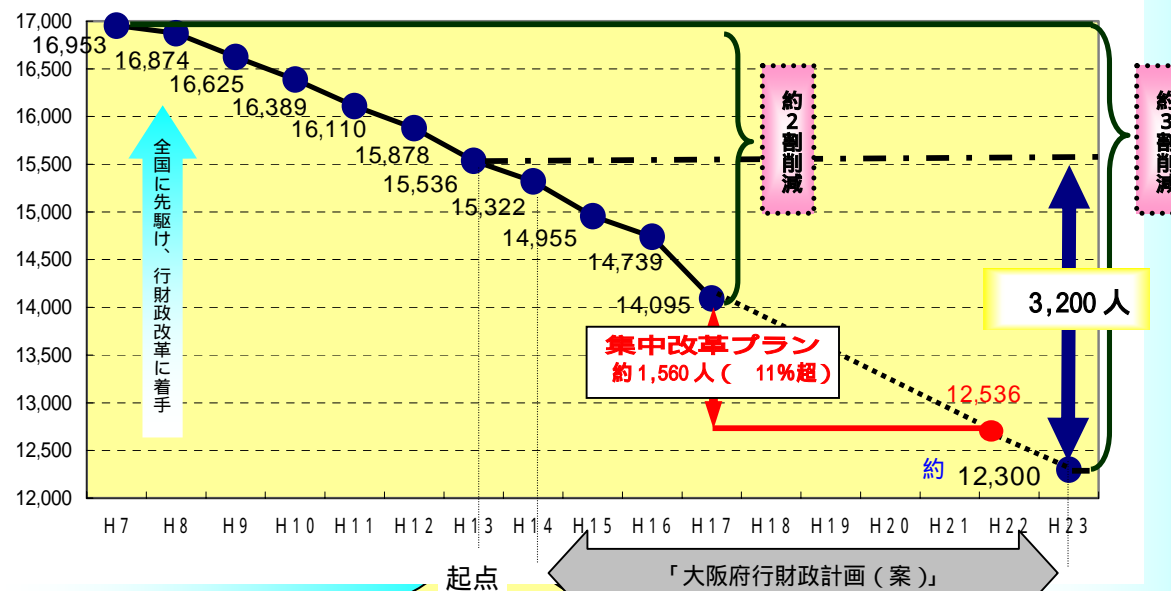
- 一般行政部門の職員数を14年度から23年度の10年間で3,200人削減

集中改革プラン(17.4.1~22.4.1) 一般行政部門 約1,560人(対 11%超)の削減

16年度までの主な取組

職員数の削減
(一般行政部門)
これまでに
約2割削減
(H8~H17)
さらなる取組で
約3割削減
(H8~H23)

17年度以降の主な取組



16年度までの主な取組

- ・14～16年度の3年間で一般行政部門（警察・学校を除く）の職員約800人を削減
- ・教育部門では、府独自に配置した教員を全廃（816人削減）するなど、教職員の一層適正な定数管理に努めた

住民10万人あたりの職員数の比較

| 府県名(人) | 一般行政関係 | 教育関係 | 警察関係 |
|--------|--------|------|------|
| 大阪府 | 116 | 590 | 248 |
| 全国平均 | 219 | 745 | 212 |
| 神奈川県 | 97 | 548 | 185 |
| 埼玉県 | 114 | 609 | 156 |
| 千葉県 | 137 | 660 | 195 |
| 愛知県 | 139 | 638 | 187 |
| 兵庫県 | 156 | 686 | 213 |

（注）総務省統計局の推計人口及び総務省給与実態調査（16年度）より算定

17年度以降の主な取組

一般行政部門の職員数の削減見込（H14～23年度）
 （「大阪府行財政計画（案）」）

| 項目 | 計画期間 (H14～23) | うち緊急取組期間 (H17～19) |
|-------------|------------------|----------------------|
| | 事務事業の見直し・出先機関の再編 | 1,250 |
| アウトソーシングの実施 | 900 | 250 |
| 事務効率化 | 450 | 150 |
| 独立行政法人化 | 600 | 300 |
| 計 | 3,200 | 1,000 |

事務事業の見直し・出先機関の再編

施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編による削減

アウトソーシングの実施

直接、公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施したほうが効率的かつ効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる

事務効率化

IT化・BPRの活用、業務執行体制の見直しなどを行い、より効率的な事務執行体制を確立することにより削減

独立行政法人化

質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性のある組織運営を確保するため、本府の実情に即して活用できる地方独立行政法人化の検討を積極的にすすめる

2. 給与の適正化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
 - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し など

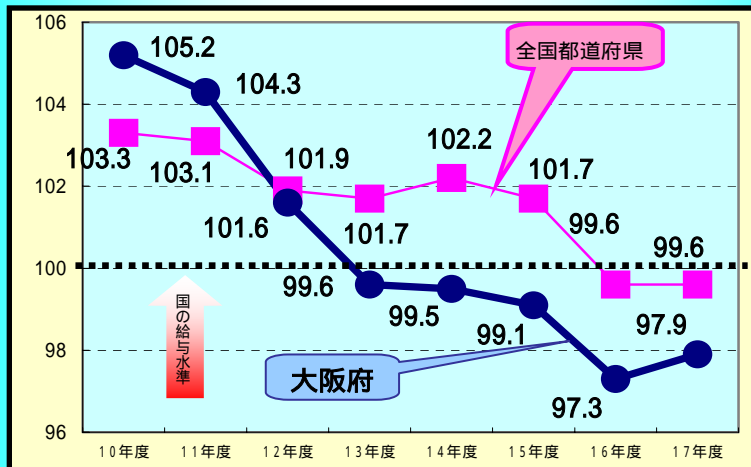
基本的な取組方針

- ▶ さらなる人件費の抑制に取り組むとともに、より一層の能力・実績主義を重視した人事給与制度を構築

16年度までの主な取組

- ・ 給与水準は、13年度には全国で最低となり、現在も全国最低レベルの給与水準
- ・ 職員一人当たりの給与は、11年度以降6年連続の年収減となり、10年度と比べ年収は約1割、ボーナスは約2割の減
- ・ 退職手当の支給水準は、給与水準の引下げによる効果と合わせると、10年度に比べて、支給額で約1割の引下げ

給与水準の抑制(国を100とした場合)
全国最低レベルの給与水準



17年度以降の主な取組

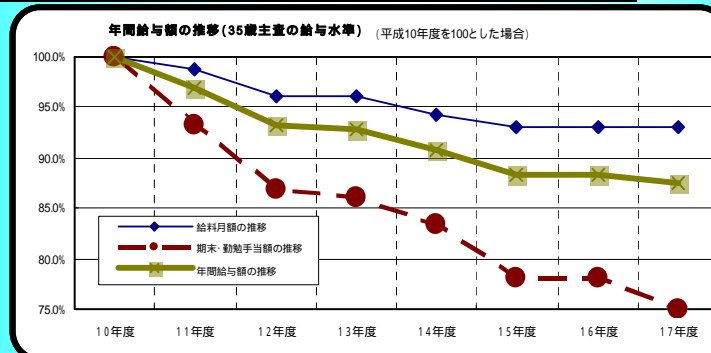
- 給与構造の抜本的改革 (H18~)
 - 国における公務員制度改革等の動向を踏まえた人事給与制度の抜本的改革
 - ・ 給料表の見直しで平均 5.3%の給料引下げ
 - ・ 調整手当を廃止、地域手当を創設
 - ・ 勤務成績に基づく昇給制度の導入 など

期末・勤勉手当の削減 (H17~)

17年度から3年間、全職員の期末・勤勉手当を削減。(指定職 10%カット、管理職 6%カット、その他 4%カット)

<職員一人あたりの給与の推移> (35歳主査級職員の場合)

| | 平成10年度 | 平成17年度 |
|------|---------|---------------|
| 年間給与 | 6,129千円 | 5,358千円 (13%) |



16年度までの主な取組

2年間の普通昇給ストップ(H11~12)

警察・教員を含む全職員を対象に人件費を抑制する効果が最も高い昇給停止を実施

給与のマイナス改定、据置(H14、H15、H16)

府人事委員会の給与引上げ勧告に対し、引下げ改定(H14・H15)・据置(H16)を実施

管理職手当等のカット〔5%カット〕(H9~)

特殊勤務手当の抜本的な見直し(H10)

45歳からの早期勧奨退職制度の導入(H10~15)

管内旅費の日当廃止(H11)

昇給停止年齢の引下げ(H13)

通勤手当の支給方法の変更〔1ヵ月から6ヵ月へ〕(H14~)

時間外勤務の縮減(H14)

退職手当制度の見直し(H15)

退職時特別昇給の廃止(H16) など

新たな人事制度の構築(H12~)

職員の能力や実績を的確に評価できる新しい人事評価制度を導入し、15年度から評価結果を反映した内容で特別昇給を実施

17年度以降の主な取組

管理職手当の見直し(H17~)

国及び他府県との均衡等を考慮し、支給割合の引下げ(最大5%引下げ)

時間外勤務の縮減(H17~)

時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減(年間360時間の上限規制を導入)

非常勤(若年)特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し

(H17~、一部H16実施)

学校教育において、教育に求められる課題への対応や定数内活用などを行う。また、18年度から原則新規枠を設定しないことなどの制度見直しを実施

教職員の新たな給与制度の構築(H18~、一部H17実施)

中間的な職の設置、それぞれの職の仕事と役割に見合った給料表構築の必要性や社会情勢の変化を踏まえ、教職員の各種手当も含め、新たな給与制度を構築

・新たな定時制通信教育手当の実施(H17実施)

・教職員の新たな給与制度の適用(H18実施予定)

(新たな教育職給料表の適用、給料の調整額の廃止(段階実施)

産業教育手当・教員特殊業務手当(部活動手当)の改定を予定)

3. 福利厚生事業

(新地方行革指針)

- 職員に対する福利厚生事業について、点検・見直しを行う。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

基本的な取組方針

- 互助会事業全般について必要性・妥当性・効果などの観点から精査を行い、個別事業や補助金のあり方について見直す

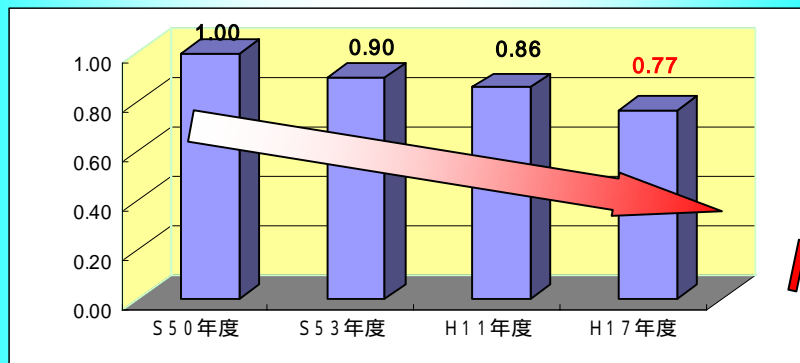
16年度までの主な取組

職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H11）

補助金を S53 年度比 4% 削減

（補助率：掛金 1 に対して 0.90 0.86）

互助会等に対する補助率の推移（掛金を 1 としたときの補助金の割合）



互助会保養所（白浜）の廃止（H13）

職員宅舎等の全廃（～H16）

職員宅舎 18 宅舎 970 戸、单身寮 4 寮 215 室

17年度以降の主な取組

- ・ 互助会事業のあり方を精査・検討する中で、個別事業のあり方について検討

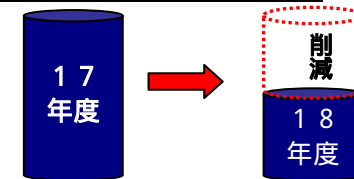
職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減（H17 実施）

地方公務員の福利厚生を取り巻く状況など社会情勢の変化を踏まえ、互助会事業全体について必要性、妥当性、効果などの観点から精査・見直し、事業の再構築を行うことにより、職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減

- 17 年度：補助金を 16 年度比 10% 削減
（補助率：掛金 1 に対して 0.86 0.77）
- 18 年度：17 年度補助額の 1/2 に削減

18年度取組

17年度補助額の1/2に削減



（主な見直し事業）

- ・ 祝い金（「銀婚記念品」など）等個別の給付事業の見直し
（廃止・縮小）
- ・ 「医療補助金」の廃止（又は補助の対象から除外） など

4. 民間委託等の推進

(新地方行革指針)

- 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

基本的な取組方針

- 直接公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施した方が効率的・効果的に実施できる業務・サービスについては、そのサービス水準に留意の上、原則として、民間に委ねる

取組の目標

- アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定

16年度までの主な取組

16年度

総務サービスセンターの設置

総務関係事務(人事・給与・福利厚生・財務会計・物品調達)をIT化・集約するとともに、民間活力導入による効率的な運営を実施

融資に係る債権回収業務を民間へ委託

中小企業高度化資金などの債権管理・回収事務を債権回収会社に委託
旅券発給業務を民間へ委託

パスポートセンターにおける旅券発行業務を民間企業に委託 ほか
市場化テストガイドライン(素案)を公表

市場化テストの基本的な考え方などを明らかにするため、ガイドライン(素案)公表

14～15年度

職員健康診断業務

庁舎管理業務

中央図書館オーディオ・

消費者相談業務

病棟婦業務

ビジュアル室関係業務

各種データ処理等業務

検体検査業務

機器等保守管理業務

一般物質分析関係業務

調査分析業務

ほか

17年度以降の主な取組

自動車税事務所業務のアウトソーシング(H17実施)

自動車税関連業務のさらなる事務処理の効率化を図るため、一部事務のアウトソーシング化と自動車税事務所の再編

教職員給与支給事務のBPRに伴う業務のアウトソーシング(H18実施)

府費負担教職員の給与関係事務について、総務サービス事業の展開を踏まえ、ITを活用したBPR及びそれに伴う業務の委託化

違法駐車取締事務の合理化(H18実施)

道路交通法の改正に伴い、違法駐車取締関連事務の一部についてアウトソーシング

アウトソーシング推進のためのガイドライン(案)の策定(H17実施)

5. 指定管理者制度の活用

(新地方行革指針)

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

基本的な取組方針

- 公の施設について、府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を推進
- 管理委託を行っている公の施設のうち、平成18年度までに民営化を完了する予定のものや廃止するもの等を除き、原則として指定管理者制度を導入
- 制度の導入を検討するにあたっては、制度の目的を踏まえつつ、当該施設の設置目的、態様、性格等を再確認するとともに、行政の福祉化や雇用など府の施策との整合を図る

16年度までの主な取組

- 公の施設改革プログラム(案)策定
- 公の施設が府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を実現するため「公の施設改革プログラム(案)」を策定
- 公の施設指定管理者制度導入に関する庁内検討会議
(のち、出資法人・公の施設改革WG〔指定管理者〕に改組)
- 各公の施設のあり方を含めた当該制度導入の適否の検討
- 当該制度導入に向けた手続等の検討
- 制度導入に向けた手続き
- 青少年海洋センターファミリー棟について、17年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(16年9月議会)、公募、選定(16年11月～)、指定(17年2月議会)
- このほか、府営公園(18公園)及び教育委員会所管施設(7施設)について、18年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(17年2月議会)

17年度以降の主な取組

- 指定管理者制度の導入
- 17年4月から、青少年海洋センターファミリー棟について、指定管理者による管理運営開始
- 出資法人・公の施設改革WG〔指定管理者〕における検討
- 当該制度を導入する場合の標準的な事務処理について整理。
- これを参考に、施設所管部局において、各公の施設の設置目的、態様、性格等を踏まえ、具体的に対応
- 制度導入に向けた手続
- 府営公園(18公園)及び教育委員会所管施設(7施設)について、制度導入に向け手続
- 公募・選定(17年4月～)、指定(17年9月議会)
- 残り検討対象42施設について、18年4月からの制度導入に向け、手続開始
- 設置条例の改正(17年9月議会)、公募、選定(17年10月～)、指定(18年2月議会(予定))

なお、新地方行革指針が求める、全ての公の施設の管理のあり方についての検証、検証結果については、指定管理者の指定が予定されている18年2月議会終了後、速やかに公表

16年度までの主な取組

公の施設の管理運営の状況（平成16年度末現在）

| | 管理委託 | 直 営 (一部業務委託) |
|---------|-------|-----------------|
| 企画調整部 | 1 | |
| 生活文化部 | 5 | 4 |
| 健康福祉部 | 28 | 4 |
| 病院事業局 | | 6 |
| 商工労働部 | 2 | 7 |
| 環境農林水産部 | 12 | |
| 土木部 | 19 | 2 |
| 建築都市部 | (注) 1 | |
| 教育委員会 | 9 | 3 |
| 計 | 77 | 26 |
| | 103 | |

(注) 府営住宅及び共同施設については、便宜上、1施設として計上

17年度以降の主な取組

【指定管理者制度導入施設】

H17.4 導入施設

1施設

【生活文化部】青少年海洋センターファミリー棟

【指定管理者制度導入予定施設：部局別】

【18年度導入予定施設：67施設（内訳）】

【企画調整部】1施設

・インターネットデータセンター

【生活文化部】7施設

・女性総合センター

・総合青少年野外活動センター

・青少年海洋センター

・青少年会館

・羽衣青少年センター ()

・現代美術センター ()

・上方演芸資料館 ()

【健康福祉部】16施設

・整肢学院

・大手前整肢学園

・明光ワークス

・箕面通勤寮

・金剛コロニー

・老人総合センター

・女性自立支援センター

(3施設：あゆみ寮、よしみ寮、のぞみ寮)

・大型児童館ビッグバン

・稲スポーツセンター

・障害者交流促進センター

・介護実習・普及センター

介護情報・研修センター(改称)

・健康科学センター

・中河内救命救急センター

・泉州救命救急センター

【商工労働部】2施設

・国際会議場

・労働センター

【環境農林水産部】12施設

・花の文化園

・府民牧場

・府民の森

(8園地、ほりご園地)

・金剛登山道駐車場

【土木部】19施設

・府営公園(18公園)

・堺泉北港の緑地(府港湾施設)

【建築都市部】1施設

・府営住宅(特定公共賃貸住宅)

*便宜上、1施設として計上

【教育委員会事務局】9施設

・国際児童文学館

・少年自然の家

・体育会館

・門真スポーツセンター

・臨海スポーツセンター

・漕艇センター

・弥生文化博物館

・近つ飛鳥博物館

・近つ飛鳥風土記の丘

：公の施設改革プログラム対象施設

()：直営施設

6. 第三セクターの抜本的な見直し

(新地方行革指針)

▶ 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

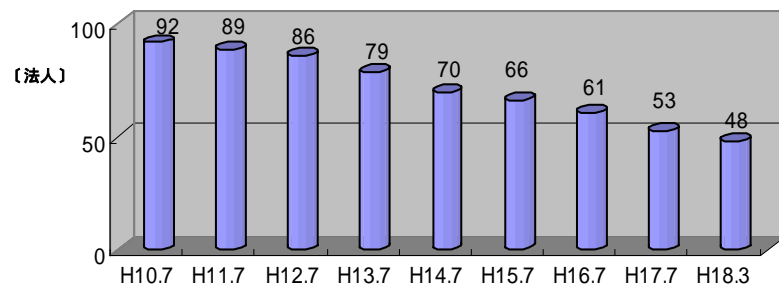
基本的な取組方針

▶ 出資法人について、効率性等の観点から検証し、廃止、統合、民営化を含め、あり方を抜本的に見直すとともに、健全で自立的な経営が確保されるための取組を促進

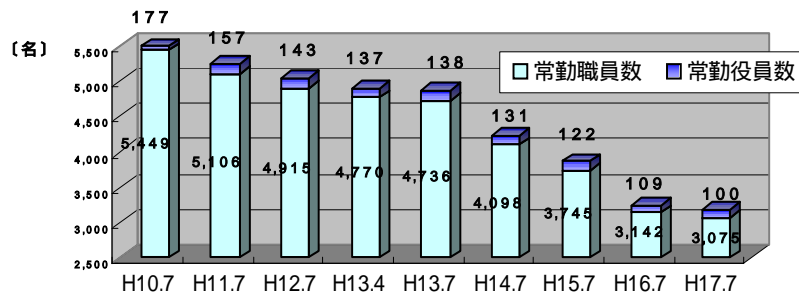
16年度までの主な取組

《3つの削減目標の取組》

法人数の削減



役職員数の削減



17年度以降の主な取組

法人数の削減

H19年度までに指定出資法人79法人(13年度)の4割の削減をめざし、H23年度までに概ね半減する

法人数の削減：対16年度比 13法人(H17末見込)

役職員数の削減(関与見直し等による削減を含まない純削減数)

H19年度までに4,907名(13年度)の2割を削減するとともに、23年度までにはさらに200名程度の追加削減をめざす

役職員数の削減：対16年度比約 140人(H18見込)

府からの補助金、委託料の歳出削減(歳入確保を含む)

H19年度までに総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保をめざす

歳出抑制・歳入確保：対16年度比6億円(H17)

対16年度比20億円(H18見込)

法人の健全性、自立性、透明性を確保するための「3つの新プラン」を推進

健全性確保プラン 法人の経営効率を高めるとともに一層の経営改善を促し、法人経営の健全性確保を促進

計画的経営の促進

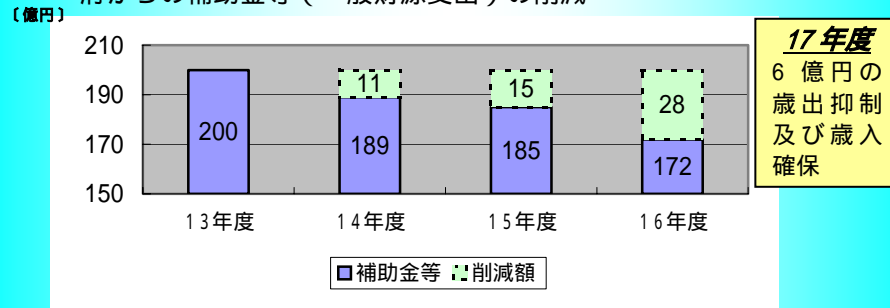
中期経営計画の策定、公表、累積欠損金解消計画の策定

民間ノウハウの活用

役員等への民間人材の登用、業務のアウトソーシングの推進

16年度までの主な取組

府からの補助金等（一般財源支出）の削減



府OB役職員数の削減

162人 94人 61人

法人の解散、統合、自立・民営化

法人の解散（（財）大阪勤労者職業福祉センターなど）や統合（（財）大阪府住宅管理センターと（財）大阪府建設監理協会など）、自立・民営化（（社福）大阪府社会福祉事業団、（株）大阪泉大津フラワーセンターなど）

経営目標の策定、経営評価の実施、公表（H14）

法人自らが経営目標の策定と実績の評価を行い、その内容を公表

役員業績評価制度の導入（H16）

- ・法人の経営評価結果（役員の業績評価結果）を役員報酬に反映
- ・制度導入に際しては、専門家からなる経営評価部会を設け、制度の透明性、公正性を担保するシステムを構築

法人プロパー職員の人事交流制度の実施（H14）

グループファイナンスシステムの実施（H14）

- ・基本財産等を運用する証券化を活用したシステム
- ・日々の流動性資金の運用を行うキャッシュ・マネジメント・システム

役員の退職手当の廃止（H11）

など

17年度以降の主な取組

財務基盤の強化

グループファイナンスシステムの活用、直接金融の導入の検討

法人間連携の強化

人材の有効活用や育成、事業実施面での法人間の連携を強化

自立性確保プラン 法人の経営責任の明確化や法人自身による効率的な経営を一層すすめるため、法人経営の自立性確保を促進

自立した人事給与制度の確立

府職員による法人代表者の廃止、府派遣役職員の縮減、多様な雇用制度、業務内容等に応じた独自給与制度の導入

自立した財政基盤の確立

自主財源等の確保、法人財産等の積極的活用、府補助金等のあり方見直し

民間とのイコールフットingの確保

民間と競合する分野で、法人に対する優遇措置や規制措置を見直し
危機事象への適切な対応

危機事象に迅速かつ適切な対応を行うための体制整備をすすめる

透明性確保プラン 法人の経営内容や経営責任を明確化するため、法人経営の透明性確保を促進

コンプライアンス体制の充実

外部監査の導入や監事への公認会計士等への専門家の登用を図る

役員業績評価制度の充実

役員業績評価制度について、より充実した内容となるよう検討

経営状況等の開示

法人への委託状況等及び府財政への影響度等の公表、情報公開の推進

顧客サービス意識の向上

顧客の満足度の向上のため、法人職員の意識改革の徹底に努める

7. 地方公社の経営健全化

(新地方行革指針)

- 地方公社の経営健全化等について積極的に取組み、法的整理も含め抜本的な見直しを検討

基本的な取組方針

- 大阪府土地開発公社: 用地買収業務をより効率的に実施していく観点から、公社の今後のあり方を検討する
- 大阪府住宅供給公社: 経営の安定化に向け、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自主努力を基本に経営改善を計画的にすすめる
- 大阪府道路公社: 引き続き建設事業の推進に努めるとともに、供用後を睨んだ効率的な組織体制のあり方について検討を行い、一層の経営改善を図る

16年度までの主な取組

大阪府土地開発公社

- ・「大阪府土地開発公社の健全化に関する基本方針(案)」策定(H17.3)
- ・代替地処分に際し、地価下落に伴う差損が生じるため、公社内の引当金を充ててもなお不足する額については、府が支援することとし、23年度を目途に計画的に処理を行う

大阪府住宅供給公社

公社経営全般にわたる経営の安定化に向けた新たな経営計画を策定(H16.9公表)し、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自助努力を基本に経営改善を計画的に実施

大阪府道路公社

経費の削減と効率的な執行により、管理費の増加抑制に努めるとともに、利用促進に向けたPRやサービス向上により利用台数の低下を抑制し、料金収入の確保に努める

17年度以降の主な取組

大阪府土地開発公社

基本方針(案)を踏まえ、府土木部事業の用地買収業務を試行的に委託することにより、公社の持つ機能等の活用に関する効果検証を行った上で、今後の方向づけを行う。なお、未利用代替地については、17、18年度の2か年で売却処分に努める

大阪府住宅供給公社

計画に基づき、建替に伴い生じる再生地の処分や経営の合理化・適正化など、自助努力を基本に経営改善を計画的に実施し、20年度に単年度損益の黒字転換をめざす

大阪府道路公社

箕面有料道路の供用開始後を睨んだ効率的な組織体制のあり方について検討を行い、一層の経営改善を図る

8. 地方独立行政法人制度の活用

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討

基本的な取組方針

- ▶ 病院、試験研究機関などについて、地方独立行政法人制度導入の適否を検討

16年度までの主な取組

地方独立行政法人制度の導入促進

- ・13年度から、質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的・効果的に行うとともに、透明性の高い組織運営を確保するため、大学・病院などについて地方独立行政法人制度の導入を検討
- ・16年12月に、地方独立行政法人の業績評価などを行う「大阪府地方独立行政法人評価委員会」を設置
 - ▶ 国家予算要望において地方での制度創設を提案・要望(H13.6)
 - ▶ 「地方独立行政法人法」の施行(H16.4)

大学の法人化

- ・府立の3大学の再編統合、「公立大学法人大阪府立大学」の17年4月設立に向けた取組みを実施
 - ▶ 「公立大学法人大阪府立大学」定款の議決(H16.3)
 - ▶ 府立の3大学を再編統合する新大学の設置認可(H16.7)
 - ▶ 「公立大学法人大阪府立大学」の設立認可及び大学の設置者変更の認可(H16.11)

病院の法人化

- ・府立5病院の運営主体として「地方独立行政法人大阪府立病院機構」の設立を決定し、18年4月設立をめざす
 - ▶ 府衛生対策審議会答申(H14.9)を踏まえ、府立の病院にふさわしい運営形態を検討(H15~16)
 - ▶ 「地方独立行政法人大阪府立病院機構」定款の議決(H17.3)
 - ▶ 「府立の病院改革プログラム - 運営形態の見直し編」の策定(H17.3)

17年度以降の主な取組

大学

- ・「公立大学法人大阪府立大学」を設立。府立の3大学を再編統合し、新しい大阪府立大学を開学(H17.4)。(府では最初の地方独立行政法人。既設公立大学の法人化の取組としては全国の実先駆け)
- ・法人の中期目標及び中期計画に基づき、教育研究・社会貢献の充実、組織のスリム化・運営の効率化、自律的・機動的な大学運営の実現を図り、高度研究型大学としての発展に取組む

病院

- ・「地方独立行政法人大阪府立病院機構」を18年4月設立予定(都道府県立の病院の法人化として全国初)
- ・法人設立の準備業務をすすめており、法人の中期目標を18年2月議会に上程予定
- ・法人化により、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及び「安定的な病院経営の確立」をめざして取組みをすすめる

試験研究機関

- ・試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否について検討

9. 地方公営企業の経営健全化

(新地方行革指針)

- ▶ 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討するなど経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取組む

基本的な取組方針

- ▶ 経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた経営改革を行い、より自立性の高い経営の実現

16年度までの主な取組

水道事業会計

- ・ 12年度に「大阪府水道部経営評価委員会」(H16.3「大阪府水道部経営事業等評価委員会」に改組)を設置し、経営の状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価を毎年度実施し、「経営レポート」として公表(H13~)
- ・ 施設の老朽化に対応した、計画的な改良更新を行うため、長期施設整備基本計画及び中期整備事業計画を策定するとともに、これらを踏まえた、中期の経営目標として中期経営計画を策定(H16)
- ・ 職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 3.4%

中央卸売市場会計

- ・ 市場の施設管理を、大阪府食品流通センターへの委託から、入札等による市場からの直接契約に変更することによる経費節減
- ・ 職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 15.8%
- ・ 査察業務の見直しによる査察職員の夜勤業務の廃止など、業務の効率化(H16より職員数6名減)
- ・ 保留地等の有効活用方策(H15:北門横保留地(約2,700㎡)、H16年度:バナナ加工場裏保留地(約500㎡)、17年度:配送車両用駐車場の整備・貸付け)
- ・ 毎年度経常収支比率等の目標値を定めて経営評価を実施・公表

17年度以降の主な取組

水道事業会計

- ・ 中期経営計画(17年度~21年度)及び大阪府行財政計画(案)に基づき、経営改善等に取組む
「大阪府水道部中期経営計画」

(主な事項)

- ・ 新たな水源計画に基づく、第7次拡張計画の見直し
 - ・ 安全で安定した給水に十分配慮しつつ、経営の安定化を図る観点から引き続き外部委託化等による業務の効率化をすすめる
 - ・ 物品調達や施設運営の大幅なコストダウンなど効率的な経営手法のあり方を検討・実施
 - ・ 大阪府行財政計画(案)に基づき、一般行政部門の枠組において、適正な定数管理及び人件費の抑制に取組む
- ##### 中央卸売市場会計
- 18年3月、中期経営計画(17年度~21年度)を策定予定。
これに基づき経営改善等に取組む

「大阪府中央卸売市場中期経営計画」

(主な事項)

- ・ 中期財政収支計画を策定し、市場機能の低下をきたさないよう留意しつつ、単年度欠損額を抑制する取組をすすめる
- ・ 市場施設の利便性向上と市場事業会計の改善に資するため、保留地等の有効活用方策について検討を行う

16年度までの主な取組

地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

- ・13年8月、企業局事業について、「企業局事業の収支見通しと会計のあり方(案)」を策定し、事業の抜本的な見直しと今後の取組み方向に関する基本となる考え方をとりまとめ、分譲価格の引下げをはじめ分譲促進に向けた取組みを実施
- ・15年1月、「企業局事業の今後の方向について(案)」を策定し、企業の土地ニーズの変化に対応し、事業用定期借地権方式を本格導入するとともに、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度等のインセンティブの拡充を実施

りんくうタウン産業用地契約率

14年度末 44.0% 16年度末 68.4%

- ・職員数の純減実績(H11.4.1~H16.4.1) 51.5%

17年度以降の主な取組

地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計

- ・りんくうタウン、阪南スカイタウンにおけるまちづくりの早期実現
企業誘致と住宅地分譲の促進 契約率：約7割に(17年度末)
- ・概成事業(千里ニュータウン、泉北ニュータウン、堺・泉北臨海工業地帯、二色の浜)の資産処分の完了
保有資産の早期売却と関係機関への引継ぎの推進
18年度中に全ての資産処分完了を目指す
- ・事業収束に伴い、17年度末に企業局を廃止し、地域整備事業会計、まちづくり促進事業会計を建築都市部に移管

10. PFI手法の適切な活用（ESCO含む）

（新地方行革指針）

➤ PFI事業の積極的な活用

基本的な取組方針

➤ 民間活力を活かしたまちづくりの観点から、民間の技術・資金等の経営資源や創意工夫を活かしたPFI事業・ESCO事業を積極的に推進

〈PFI事業〉

- 16年度までの主な取組
 - ・PFI事業の検討手順等を示す「大阪府PFI検討指針」を策定（H14.2）
 - ・庁内に関係部局からなる「PFI検討委員会」を設置
 - ・PFIワーキング・グループを設置
- 17年度以降の主な取組
 - ・府有建築物は、PFIの効果が容易に把握できるシミュレーションソフト開発等を含む実務マニュアルを作成（H16）し、PFI事業の推進に活用
 - ・府営住宅は、PFI等民間活力を導入し、建替えと、それにより生み出す用地の活用を併せた事業コンペ等を行うことにより、建替えの前倒しを図る
 - ・有識者が参画したPFIワーキング・グループを活用し、さらなる取組を検討

〈ESCO事業〉

- 16年度までの主な取組
 - ・ESCO事業の推進を目的とし「ESCO推進マスタープラン」を策定（H14.2）
 - ・「ESCOアクションプラン」を策定（H16.7）
- 17年度以降の主な取組
 - ・アクションプランを踏まえ、警察署、学校施設、その他の複合型施設等、より広汎な府有施設への展開を図るとともに、府有施設のみならず、大阪府内の市町村や民間ビルへの普及促進を図る

PFI事業の実績

| 事業名 | 内容 | 進捗状況 |
|------------------------|--------------------------|---------------|
| 江坂駅南立体駐車場整備事業 | 立体駐車場及び附帯施設の設計、建設、管理、運営 | H14.11 供用開始 |
| 大阪府営東大阪島之内住宅民活プロジェクト | 府営住宅整備と用地活用を一体的に行う事業 | H16.12 事業契約締結 |
| 大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整備等事業 | 待機宿舎の施設整備事業、維持管理業務 | H17.3 事業契約締結 |
| 水と緑の健康都市第1期整備等事業 | 土地区画整理事業（区画整理事業では全国初） | H17.10 事業契約締結 |
| （仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業 | 区域内の小中一貫校を地元市とともに整備、維持管理 | H18.2 特定事業選定 |
| 大阪府営筆ヶ崎住宅民活プロジェクト | 府営住宅整備と用地活用を一体的に行う事業 | H17.12 落札者決定 |
| 大阪府警察金岡单身寮整備等事業 | 单身寮の施設整備事業、維持管理業務 | H18.1 特定事業選定 |
| 大阪府立消防学校再整備等事業 | 消防学校の施設整備事業、維持管理・運営業務 | H18.1 実施方針公表 |

ESCO事業の実績

| 事業名 | ESCOサビ入期間 |
|--------------------------|-----------|
| 母子保健総合医療センター | 14～25年度 |
| 府民センタービル（三島・泉南・南河内・北河内） | 15～24年度 |
| 急性期・総合医療センター | 16～27年度 |
| 障害者交流促進センター | 16～27年度 |
| 教育センター | 16～24年度 |
| 池田・府市合同庁舎 | 16～27年度 |
| 呼吸器・アレルギー医療センター | 17～28年度 |
| マイドームおおさか | 17～31年度 |
| 労働センター | 17～31年度 |
| 門真運転免許試験場 | 18～28年度 |
| 中河内府民センタービル | 18～32年度 |
| 府庁舎 本館・別館 | 19～28年度 |
| 体育会館、青少年海洋センター 本館・ファミリー棟 | 19年度～（予定） |

11. 地域協働の推進

(新地方行革指針)

- ▶ 活動場所の提供、中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との連携・協力
- ▶ 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備

基本的な取組方針

- ▶ 府民・NPOとの実りある協働の実現に向け、さらなる取組みをすすめる

16年度までの主な取組

- ・「大阪府NPO活動活性化指針」(H12.4)に基づき、NPO活性化に向けて総合的な施策展開を推進
- ・府政の各種課題をテーマにNPOからの提案公募事業を実施
(H12~)
- ・NPOに専門能力を持つ人材を派遣し、運営力強化を図るNPO運営マネジメント支援事業を実施(H12~)
- ・ボランティア・NPOとの協働事業推進に向けた職員研修を実施
(H12~)
- ・NPOとの協働事業推進に向けて、「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定(H13.9)
- ・大阪NPOプラザの整備(H13)
- ・アドプト・プログラム〔府民や地域・企業と協働で道路や河川の清掃・緑化活動〕の実施及び府内全域への展開
- ・NPOとの実りある協働の実現に向け、「大阪府NPO協働推進計画」を策定(H16.4)
- ・府政の課題解決に向け、実践的な活動をしているNPOとの意見交流を実施(H16~)

17年度以降の主な取組

- 各部NPO協働推進担当を設置(H17実施)
- NPOからの提言・提案を施策立案に活かすため、各部局に協働推進担当を配置
- 協働マニュアルの見直し
- 全庁的協働ルールを確立するため、協働の形態ごとの具体的な進め方など、「NPO協働マニュアル」の見直しを図りつつ、協働事業を推進
- 府民ニーズに応じた公共サービスの提供
- NPOとの意見交流の場を通じて、公共的課題やその解決方策について共通認識を図り、NPOとの協働により、府民の求めている公共サービスの提供に努める
- 協働事業の評価結果を今後の協働推進施策や施策評価へ活用
- 協働事業のプロセスや成果などについて、総合的・客観的視点から評価を行い、その成果を今後の協働推進の施策や施策評価へ活用
- 地域の課題解決力向上を支援する仕組みの検討
- 地域における府民活動を応援するため、NPOの活動支援拠点施設である「大阪NPOプラザ」の機能充実を図るなど、地域における課題解決力向上を支援する仕組みづくりを検討
- アドプト・プログラムなど府民参加のまちづくりの推進
- アドプト・プログラムやワークショップなど、府民参加をさらにすすめる、府民とともに地域のまちづくりを推進

府内の NPO 法人数

| | 12 年度末 | 17 年 12 月末 |
|---------|--------|------------|
| NPO 法人数 | 274 法人 | 1,909 法人 |

主な協働の実績

| | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 政策形成過程への参画 | 6 | 14 | 20 | 19 | 12 |
| 委 託 (件) | 17 | 22 | 42 | 42 | 25 |
| 補 助 金 (制度) | 6 | 9 | 11 | 11 | 9 |

府民参加の推進

| | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年 12 月末 |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| アドプト・プログラム (参加人員実績) | 296 箇所 (約 33 千人) | 377 箇所 (約 38 千人) | 454 箇所 (約 43 千人) | 487 箇所 (約 44 千人) |

12. 市町村への権限移譲等

(新地方行革指針)

- 「条例による事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討

基本的な取組方針

- 地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、市町村へのさらなる権限移譲等をすすめる

16年度までの主な取組

市町村の自主的な判断と選択に基づき事務移譲を行う「大阪版地方分権推進制度」を活用して、市町村への権限移譲を推進し、これまで(H10~16)にまちづくり分野を中心に67事務を移譲

【主な実績】

市町村の行政体制整備への支援

「市町村振興補助金」の再編(H11)

地方分権の推進や行政改革・広域行政など、市町村の自律性を高める取組を支援する制度に再編

特例市への移行を支援

・豊中市、茨木市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市(H13移行)

・岸和田市(H14移行)

中核市への移行を支援

・高槻市(H15移行)

・東大阪市(H17移行)

17年度以降の主な取組

政令指定都市への移行を支援

堺市(H18移行)

市町村への事務移譲

「大阪版地方分権推進制度」に基づき、のべ71事務を移譲

(下表参照)

関連事務の一括移譲

・総合的な行政の展開や住民サービスの向上を図る観点から、17年度に府、市長会、町村長会による分権協議会において、関連する事務の一括移譲を視野に入れた「大阪版地方分権推進制度」の見直しを検討

・分権協議会における議論を踏まえ、市町村への関連事務の一括移譲に取り組む

府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化

市町村の自主性や自立性を尊重し、効率的、効果的な行政運営が期待できる補助金の統合・メニュー化を検討

「大阪版地方分権推進制度」(9年度創設)を活用した事務移譲実績

年度別移譲事務数(71事務)

| | | | | | |
|-----------|------|--------|------------------------------|------|--------|
| 福祉分野を中心に | 14事務 | (10年度) | まちづくりを中心に | 16事務 | (15年度) |
| まちづくりを中心に | 16事務 | (11年度) | まちづくりを中心に | 8事務 | (16年度) |
| まちづくりを中心に | 8事務 | (12年度) | まちづくりを中心に | 7事務 | (17年度) |
| まちづくりを中心に | 26事務 | (13年度) | 同一事務であっても複数年度で移譲した場合は、各年度で計上 | | |
| まちづくりを中心に | 11事務 | (14年度) | | | |

13. 出先機関の見直し

(新地方行革指針)

- 都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、市町村への権限移譲を前提として抜本的にそのあり方を検討

基本的な取組方針

- 施策評価の実施や行政の守備範囲の明確化等により、事務事業の見直しや出先機関の再編を行う

16年度までの主な取組

- ・これまで（H5～16）に府民センターの廃止や府税事務所の再編など約5割（H5：196 H16：100）の出先機関数の見直しを実施

17年度以降の主な取組

- ・電子申請等IT化の普及等を踏まえた窓口機能のあり方や市町村合併等の動向を踏まえた府の役割精査を含め、出先機関のあり方についても検討

出先機関統廃合実績

| 年 度 | 出先機関数 | 主な統廃合の内容 | 年 度 | 出先機関数 | 主な統廃合の内容 |
|-------|-------|------------------------|-------|-------|--|
| H 5 | 1 9 6 | | H 1 2 | 1 1 0 | 府税事務所の再編（21所 12所） 保健所の再編（22所7支所 15所14支所）等 |
| H 6 | 1 8 4 | 府民センターの廃止（7所）等 | H 1 3 | 1 0 9 | 児童福祉施設の廃止 |
| H 7 | 1 8 3 | 婦人会館の廃止 | H 1 4 | 1 0 3 | 労働事務所の再編（3所 1所） 公園事務所の再編（5所 4所）等 |
| H 8 | 1 7 5 | 農林水産部出先機関の再編（19所 10所）等 | H 1 5 | 1 0 0 | 公園事務所の再編（4所 3所）、高槻保健所廃止等 |
| H 9 | 1 7 4 | 公衆衛生専門学校の廃止 | H 1 6 | 1 0 0 | |
| H 1 0 | 1 7 4 | | H 1 7 | 9 8 | 自動車税事務所の再編（3所 1所） |
| H 1 1 | 1 6 8 | 地域農業改良普及センターの廃止（4所）等 | | | |

14. その他行財政改革の取組

(1) IT社会の実現に向けて

基本的な取組方針

▶ 府民・企業が ITの利便性を実感できる社会の構築をめざす

16年度までの主な取組

- ・「電子府庁(e-ふちょう)アクション・プラン」を策定(H12)
- ・本庁一人一台パソコン体制を整備(H13)
- ・電子申請システムの導入(H13)
- ・府と府内全市町村で「大阪電子自治体推進協議会」を設立(H14)
- ・総務サービスセンター開設に向けシステムの開発に着手(H14)
- ・「大阪府建設CALS/ECプロジェクト推進会議」を設立
(H14)
- ・行政文書管理システム本庁稼働(H15)
- ・電子入札システムの導入(H15)
- ・「大阪府IT推進懇話会」提言(H15)
- ・「大阪府IT推進プラン」を策定(H15)
- ・建設CALSのシステム開発に着手(H16)
- ・総務サービスセンター稼働(H16)
- ・大阪府ITステーション開所(H16)
- ・入札契約センター開設(H16開設準備、H17開設)

ほか

17年度以降の主な取組

16年3月に策定した「大阪府IT推進プラン」に基づき、取組を推進

大阪バーチャル府庁の構築(電子申請の拡充)

電子化するにあたり課題がなく、実施効果が見込める手続については全てオンライン化を図るとともに、携帯電話に対応した電子申請を導入し、サービスを向上

大阪バーチャル府庁の構築(電子調達の本格導入)

電子調達システムの機能強化と入札・契約制度の改善を図りながら、建設工事における電子入札対象範囲の拡大、物品調達・委託役務等業務における電子入札の導入など、順次、電子入札の範囲を拡大し、全部局の調達業務を電子化

大阪バーチャル府庁の構築(府税の電子申告)

・全国の地方自治体で共同して推進する地方税(法人二税)の申告手続の電子化について、本格運用(H17.1~実施)

・国がすすめる自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)化の一環である自動車税・自動車取得税の申告手続などの電子化を実施(H17.12~)

コンタクトセンターの設置検討

府庁のIT化の進展等により、窓口機能としてのホームページの重要性が増すなか、情報の所在や検索方法等に関する質問や電子申請等にかかる操作上の問合せに即答できるヘルプデスク機能をもったコンタクトセンター(コールセンター)の設置・運営について検討

(2) 新たな自治システム

大阪都市圏にふさわしい新たな自治システム

基本的な取組方針

▶ 大阪都市圏にふさわしい自治システムの実現に向けた取組をすすめる

16年度までの主な取組

- ・14年2月から学識経験者による「大阪府地方自治研究会」において研究
- ・研究会において、新たな制度(大阪新都)の案を提言(H16.10)
- ・報告において提案された広域連合型の案をもとに大阪市と議論

17年度以降の主な取組

- ・大阪府地方自治研究会の報告において提案された広域連合型の案をもとに、府として制度の詳細について検討を開始あわせて、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方について大阪市とも議論
 - ・最終報告などを踏まえながら、引き続き研究をすすめ、国や府内市町村等と幅広く協議するなど、実現に向けた取組をすすめる
- 新たな自治システムの研究
大阪府地方自治研究会における検討結果も踏まえ、府民・市民、各界からの意見も参考に研究をすすめ、大阪市との研究会などの場を活用して、幅広く議論するとともに、国へも働きかける

《大阪府地方自治研究会 最終報告》

大阪都市圏における新しい自治システムの構築(研究会提案の概要)

大阪府を廃止し、新しいタイプの広域連合である「大阪新都機構」を設置。大阪都市圏全体にわたる計画・政策策定、広域の見地からの事業実施など広域行政を総合的、一元的に実施

市町村は、広域連合である「大阪新都機構」を構成するとともに、国や大阪府から権限移譲を受け、住民に身近な行政を自立的に執行
広域的な特定行政分野ごとに「大阪新都広域法人」を設置し、経営管理的手法等により、効果的・効率的に事業を執行

政令指定都市においては、住民自治の充実の観点から「地域自治区」の活用を検討

大阪市との連携強化・二重行政の解消

基本的な取組方針

▶ 大阪府と大阪市の一層の連携方策について、引き続き協議をすすめる

16年度までの主な取組

- ・13年11月に大阪市と共同で「新しい大都市自治システム研究会」を設置し、新たな自治システムの研究、個別の行政課題について事業の共同化や役割分担の見直し、連携の強化などを協議
- ・15年6月に研究会での検討状況を整理した「中間整理」を公表

17年度以降の主な取組

- ・大阪市との役割分担の見直しや事業の共同化、一元化など、一層の連携方策について、引き続き協議をすすめ、可能なものから着手（中間整理の3項目に加えて、合計8項目について成果）
- ・18年2月に知事と大阪市長との首脳懇談会を開催。研究会に一定の区切りを付けるとともに、これまでの成果を継承・発展させるための後継組織の設置について合意

《「新しい大都市自治システム研究会」中間整理 個別課題の取組状況》

| | | |
|----------------------------|------|--------------------------------|
| 具体的な結果のでているもの | 3項目 | ・市内6河川の管理権限の移譲 など |
| 基本的な方向について合意し、具体的に協議しているもの | 9項目 | ・防災・危機管理施策 ・国有財産の境界確定 など |
| 引き続き検討協議を行うもの | 30項目 | ・文化・芸術振興施策 ・中小企業に対する金融施策 など |

事業共同化・役割分担の見直し

研究会の後継機関などの場を活用して、引き続き協議をすすめ、可能なものから具体的な取組に着手

広域行政の推進

基本的な取組方針

▶ 府県域を越える広域的な自治制度のあり方等について引き続き議論をすすめる

16年度までの主な取組

- ・経済界、2府7県3政令市等で構成する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」において、広域的な自治組織のあり方として、広域連合制度の活用検討を提案
- ・全国知事会の道州制研究会に参画

17年度以降の主な取組

- ・経済界、2府7県3政令市で共同設置した「関西分権改革推進委員会」において「関西広域連合」の実現可能性を具体的な広域課題に照らして検討
- ・全国知事会の道州制特別委員会に参画
- ・近畿ブロック知事会議において広域的な地方制度のあり方について議論を開始

府県域を越える広域的な自治制度のあり方

道州制をはじめとする府県域を越える広域的な行政システムのあり方については、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方とあわせて、関係方面と幅広く議論をすすめる。また、府県域を越える行政課題について、広域連合制度などの現行制度の活用も視野に入れつつ、各府県との連携を深める

市町村合併の推進

基本的な取組方針

▶ 大阪都市圏にふさわしい市町村の行財政基盤を確立するため、市町村合併を推進

16年度までの主な取組

市町村合併を推進するため、合併に関する気運を醸成するとともに、合併協議や合併後のまちづくりなど合併に向けた市町村の取組を支援

- 「市町村合併推進要綱」の策定（H12.12）
- ・市町村や住民が合併問題について検討する際の参考や目安として策定。30通りの合併パターンを提示
合併に関する気運の醸成（H12～）
- ・府内5箇所地域シンポジウムを開催
- ・市町村職員や民間団体が行う勉強会等への講師派遣
- ・啓発パンフレットの作成・配布
- ・ケーススタディ調査の実施
- ・府内13箇所に市町村合併情報コーナーを設置
市町村合併推進事業補助金制度の創設（H13～16）
- ・合併協議会の運営経費、市町村や公共的団体等が行う合併に関する調査研究・普及啓発事業に対して、必要経費の1/2以内を補助
大阪府市町村合併支援本部の設置（H13.7）
大阪府市町村合併支援プランの策定（H14.7）
・改定（H15.2）
- ・合併協議会への職員派遣、運営費助成
- ・地域版支援計画の策定（府事業の実施、市町村事業支援）
- ・市町村振興補助金（合併分）、市町村施設整備資金貸付金の金利低減措置等による支援
合併に関する市町村の取組
- ・府内44市町村のうち34市町村が、合併に関する取組（協議会・研究会等）をすすめ、堺市と美原町が17年2月に合併

17年度以降の主な取組

大阪都市圏における基礎自治体の役割や分権時代における合併の意義等についての議論を喚起するとともに、市町村合併について広く府民に理解を求めるなど、市町村合併に向けた取組をさらに強化

自治体の将来像に関する議論の喚起（気運の醸成）
シンポジウム「これからの自治体について考えよう
～地域主権の実現に向けて～」を開催（H17.9）

合併新法（5年の時限法：H17.4～22.3）に基づく取組
「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の作成について意見を聴くため「大阪府市町村合併推進審議会」を設置（H17.10）
中間答申予定（H18.6頃）
・府内における市町村の望ましい姿、合併の推進の必要性等
・市町村の現況及び将来見通し
最終答申、構想作成予定（H18～19末）

(3) ストックの活用

企業誘致の促進とまちづくりの早期実現（企業局事業の収束）

基本的な取組方針

➤ 引き続き事業収束に向け、企業立地の促進等を図ることにより、新たな産業拠点の形成・良質なまちづくりをめざす

16年度までの主な取組

＜企業局事業における事業計画の見直しと今後の事業の取組方向について基本となる考え方をとりまとめ（H13.8）、早期の事業収束に向けて取組を進めた＞

- ・りんくうタウン・阪南スカイタウン
 - 競争力のある価格設定や土地利用の見直しを中心とした事業計画の抜本的な見直し
 - 一般会計による公共施設の整備・買取（りんくうタウン）
 - 住宅用地における競争力ある価格設定と民間ノウハウの活用による分譲促進（阪南スカイタウン）
 - 産業用地に事業用定期借地権方式を本格導入、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度等のインセンティブの拡充（H15.4）
- ・水と緑の健康都市事業
 - 事業見直しと他会計への移管
- ・概成事業
 - 千里・泉北ニュータウン等における企業局資産の早期処分
- ・その他
 - 局出資法人の統廃合及び財産活用に向けた検討

17年度以降の主な取組

産業用地における企業誘致の促進

事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度などの活用により、企業誘致を促進

住宅用地における分譲促進

引き続き、競争力のある価格設定と、いわゆる「民間卸^{みんかんおろし}」など、民間へのアウトソーシングを中心とする多様な販売手法により、宅地分譲を促進

概成事業の資産処分の完了

保有地の売却や地元市への引継ぎ等をすすめ、早期完了をめざす局出資法人の財産活用

17年10月31日に(財)千里センター、(財)泉北センターを解散し、11月1日に(財)タウン管理財団（臨海・りんくうセンターから名称変更）に事業等を継承。残余財産は府に帰属

企業局組織の廃止

17年度末に廃止し、他部局に会計・事業を移管

主要プロジェクトの点検

基本的な取組方針

- 面的開発プロジェクトや鉄軌道整備について厳しく点検・評価を行い、適切なリスク管理に努めながら、早期に事業効果が発揮できるよう取組む
- 新庁舎(行政棟・議会棟)については、緊急取組期間中は着手を見合わせる

16年度までの主な取組

- ・主要プロジェクトのうち、面的開発プロジェクトや鉄軌道整備については、事業の今日的意義や採算性などの観点から厳しく点検・見直しを行い、企業局事業の収束、水と緑の健康都市事業の計画見直しなどを決定、岸和田コスモポリス事業を終息
- ・早期事業完了をめざし、企業誘致・分譲促進方策を展開
 - 事業用定期借地権方式の導入、用途地域変更による誘致対象施設の拡大、国際交流特区の活用、地元市町と連携した立地インセンティブの導入など
- ・新庁舎(行政棟・議会棟)の着手を見合わせ、庁舎の規模、機能、整備手法等を検討
- ・旧来型のハコモノ行政から脱却し、主要な府立施設構想を廃止
- ・新たな府主導の面的開発プロジェクトとは決別
- ・主要プロジェクトのチェックシステムを構築
 - 進捗状況等の点検・公表、必要に応じ外部評価を実施

17年度以降の主な取組

- りんくうタウン
15年4月に本格導入した事業用定期借地権方式と、地元市町と連携した賃料減額や補助金制度の活用により、企業誘致の促進を図る
- 和泉コスモポリス
㈱和泉コスモポリスが所有する土地はすべて契約済となり、11月に解散。早期の事業完了を目指す
- 阪南港阪南2区整備事業
地元市・地元商工会議所一体となって企業誘致を推進。建設発生土等を活用して段階的整備を行うとともに、一層のコスト縮減を図る
- 水と緑の健康都市
徹底したコスト縮減による事業費の抑制と、PFIの導入による財政負担の軽減・平準化、民間ノウハウを活用した保留地分譲を進める
- 国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北)
引き続き開発者の適切な負担を前提に、建設費及び運行経費の節減を図りつつ、彩都の開発熟度に合わせた整備を行う
- 新庁舎(行政棟・議会棟)
緊急取組期間中は引き続き着手を見合わせ、その間、庁舎の規模・機能・整備手法等を精査検討する
ほか

主要プロジェクト評価（17年度）

評価対象

府が実施または関与する主要な面的開発プロジェクト、鉄軌道整備、主要施設整備

評価結果

主要プロジェクトごとの具体的な対応方針を決定

面的開発プロジェクト（8事業）

早期完了に向けて企業誘致等をすすめる

| | |
|--------------------|--------------|
| 津田サイエンスヒルズ | 南河内・健康ふれあいの郷 |
| りんくうタウン | 阪南スカイタウン |
| 国際文化公園都市シンボルゾーンの形成 | 和泉コスモポリス |

一層のコスト縮減と段階的整備など適切なリスク管理に努める

阪南港阪南2区整備事業

徹底したコスト縮減とPFI導入による財政負担の軽減・平準化を図る

水と緑の健康都市

鉄軌道整備（5事業）

一層のコスト縮減と採算性の確保・見極めに取り組む

| | |
|-----------------------|----------|
| 国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北) | 大阪外環状線鉄道 |
| 西大阪延伸線 | 中之島新線 |

将来構想として需要と採算性を見極めを行う

大阪モノレール(門真以南)

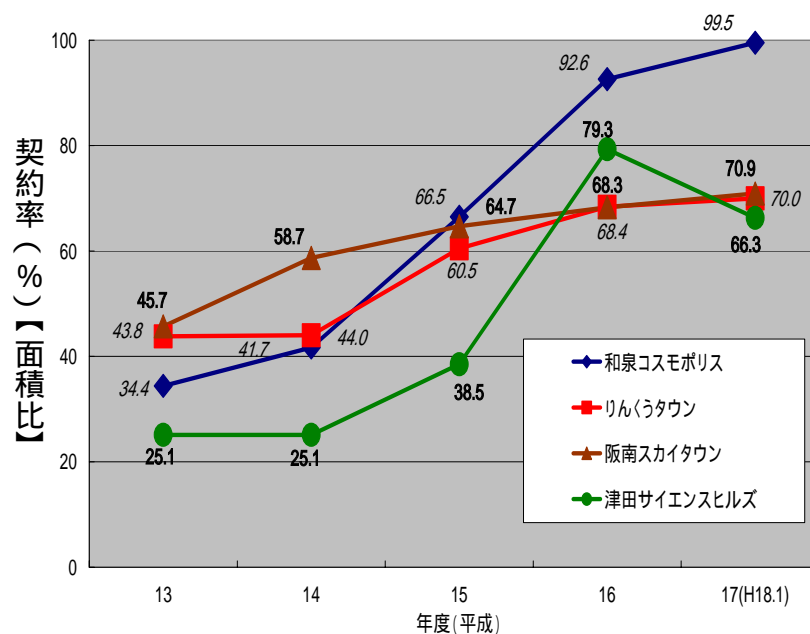
主要施設整備（1事業）

引き続き着手を見合わせ、規模・機能・整備手法等の精査検討を行う

新庁舎（行政棟・議会棟）

企業誘致等をすすめているプロジェクトの進捗状況

分譲・定期借地の契約状況



府有施設等の有効活用

基本的な取組方針

- 社会経済情勢の変化や行財政改革の取組により、低・未利用の状況にある府有施設等については、引き続き他用途への転用など有効活用を推進

16年度までの主な取組

学校の余裕教室の活用

- ・開かれた学校づくりと既存資源の有効活用による府民活動の活性化を図る観点から、府立高校の余裕教室の開放を推進

| 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|------------------------------|--------|----------|
| 学習等の「場の提供」(モデル的な取組として26校で実施) | 50校に拡充 | 60校以上に拡充 |

新たな課題に対応した施設への活用

- ・旧淀川府税事務所 大阪府 IT ビジネスセンター(13年度)
- ・旧福島府税事務所 大阪 NPO プラザ(14年度)
- ・旧天王寺府税事務所 大阪府 IT ステーション(16年度)

など

17年度以降の主な取組

府営住宅駐車場の活用(H19実施)

府営住宅駐車場には一定の空き区画が存在し、さらに今後入居者の高齢化に伴い、空き区画の増加も予測されることから、既存ストックの有効活用の観点より、入居者以外の府民への使用拡大について、19年度一部実施

府職員宅舎(鳴野宅舎)の警察職員待機宿舎への転用(H17実施)
警察職員待機宿舎の整理と統合(西及び清水谷待機宿舎の廃止)を図る中で、既存ストックの有効活用の観点から府職員宅舎(鳴野宅舎)を転用

庁舎施設の効率的活用と庁舎借り上げ料の縮減等(H17実施)

事務の効率性、経済性を考慮し、庁舎施設全体の効率的かつ有効な活用を図るとともに、借上料等の縮減、使用料の徴収に向けた方策を検討・実施

阪南公舎の廃止

老朽化が著しく、近年の入居者が減少している状況を踏まえ、廃止府有施設や未利用地の広告媒体等としての活用検討(H17実施)

府有施設や未利用地の有効活用を図る観点から、民間の広告設置等による収入確保策を検討。17年度は、パスポートセンター壁面に民間企業広告を掲示

(4) 建設事業の重点化

基本的な取組方針

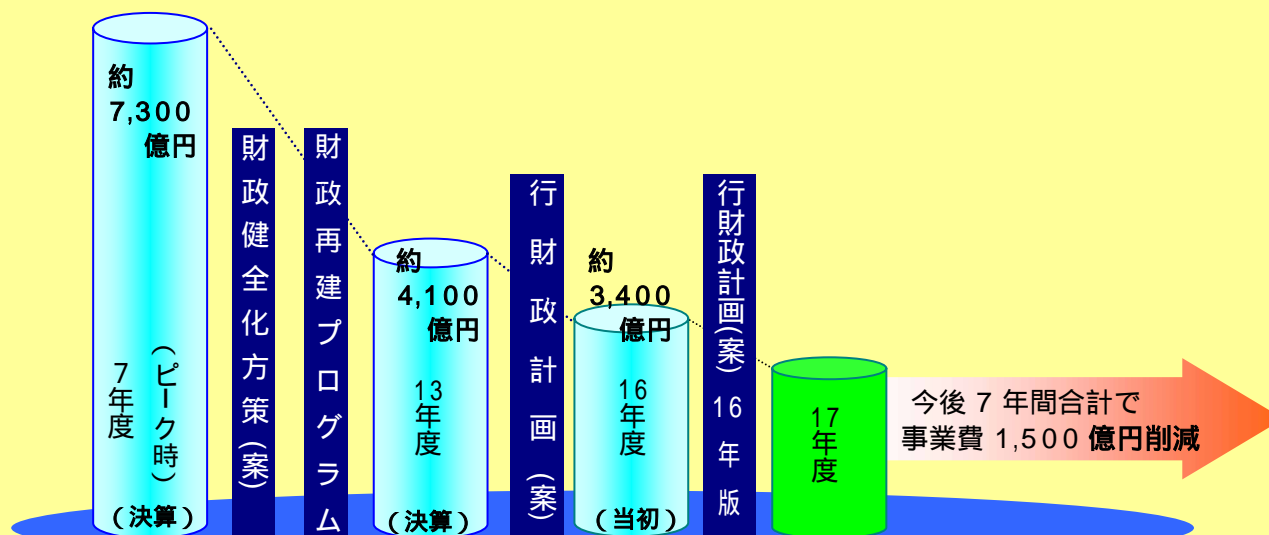
- 厳しい財政状況の中、建設事業については、事業の緊急性や費用対効果などの視点から、一層の事業優先度の精査を行い、重点化を図る

16年度までの主な取組

| これまでの計画 | 策定年月 | 国庫補助事業 | 単独事業 | 備考 |
|------------------------------|-------|--------|--------|---------|
| 財政健全化方策(案) | 8.8 | | 30%カット | 対 当初予算比 |
| 財政再建プログラム(案) | 10.9 | 10%カット | 50%カット | 対 当初予算比 |
| 大阪府行財政計画(案) | 13.9 | 10%カット | | 対 当初予算比 |
| 大阪府行財政計画(案) 平成16年(2004年)版 | 16.11 | 10%カット | | 対 当初予算比 |

17年度以降の主な取組

- ・建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね10%を削減。またこれに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図る(H17実施)



(5) 職員の意識改革

基本的な取組方針

- ▶ 能力開発の充実にあわせ、組織目標の明確化や職員一人ひとりが業務改革に取り組むことにより、顧客(府民)志向の改革マインドの醸成を図る

16年度までの主な取組

勤務意欲の向上、能力開発等の主な取組

- ・ 民間実務研修を開始 (H10)
- ・ 庁内公募制度 (公募により希望職務に人事配置) の拡充 (H10)
- ・ 長期自主研修支援制度の導入 (H11)
- ・ 勤労意欲に関する職員意識調査の実施 (H11)
- ・ 特許等発明者への補償金上限額の緩和 (H11)
- ・ 短期自主研修制度の導入 (H13)
- ・ 政策提言サポートシステムの導入 (H13)
- ・ 女性の登用等に関する意識調査の実施 (H13)
- ・ チャレンジ JOB システムの導入 (H14)
- ・ E - ボードシステム ~ やる気掲示板 ~ の導入 (H14)
- ・ 優秀職員表彰の創設 (H14)
- ・ 任期付研究員制度の導入 (H14)
- ・ 任期付職員制度の導入 (H15) ほか

17年度以降の主な取組

能力開発 (スキルアップ) のさらなる充実

民間の経営感覚や発想をさらに府政に浸透させるため、幹部職員研修の対象を拡大するとともに、若手職員の民間派遣研修制度創設など民間のCS (顧客重視主義) 意識の向上に関する研修を拡充し、職場での実践的な取組へつなげる

組織目標の明確化と共有

年度当初に、部局ごとに「部局運営方針 (戦略プラン)」を、職場ごとに「職場チャレンジシート」をそれぞれ作成し、組織全体での目標の明確化と共有をめざす

現場に根ざした改革の推進

府民サービスの向上や業務改革など、職場ごとの自主的な取組 (チャレンジ2005) をすすめることにより、現場に根ざした全庁的な業務改革運動への発展をめざす

教職員評価制度の処遇への反映

教職員の資質向上を図る観点から、教職員の評価制度をより実効性のあるものとするため、評価を処遇へ反映させるなど効果的な活用方策について検討する

(6) 総合的な行政評価システムのさらなる充実

基本的な取組方針

➤ 施策評価のより効果的な活用手法の整備と建設事業評価システムの充実を図る

16年度までの主な取組

- ・全国でも早い時期（H11）から「行政評価システム」を導入し、4つの評価類型（事務事業評価、建設事業再評価、主要プロジェクト評価、公営企業の経営評価）でスタート
- ・その後、事務事業評価を施策評価へと発展させるとともに、外部委員による事前、事中、事後にわたる建設事業評価システムの確立や、公の施設評価の導入を行うなど、「あらゆる業務を評価する」、「事業のあらゆる段階で評価する」、「外部の目でも評価する」という、総合的な行政評価システムを構築

17年度以降の主な取組

- 施策評価によるさらなる施策再構築の推進
 施策評価については、予算編成プロセスの改革のもと、各部局が自ら目標設定を行い、評価結果などを活用して施策の再構築を行うことで、施策の選択と集中をすすめる
- 建設事業評価におけるより早い段階から評価を始める仕組の検討
 建設事業評価については、事業類型ごとに実態に即した、より適切な評価時期、評価手法について検討を行う。また、地域に与える影響が大きい事業や多額の財政負担を伴うような事業等について、計画段階（構想段階）で素案を公表し、府民の意見も踏まえながら段階的に計画としての熟度を高めていくような、より早い段階から評価を開始する仕組について検討

【 施策 評 価 】

施策評価（事務事業評価）の結果概要と見直しによる効果額

| | | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|----------------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 評価対象 (施策数・事業数) | | 1,173 事業 | 1,153 事業 | 287 施策 1,810 事業 | 275 施策 1,843 事業 | 277 施策 1,850 事業 | 275 施策 1,869 事業 | 273 施策 1,851 事業 |
| 今後の 方向性 | 拡大 | 22 件 | 4 件 | 17 件 | 8 件 | 7 件 | 3 件 | 1 件 |
| | 見直し | 264 件 | 196 件 | 330 件 | 205 件 | 168 件 | 136 件 | 122 件 |
| | 休止・廃止 | 145 件 | 128 件 | 273 件 | 202 件 | 180 件 | 195 件 | 165 件 |
| 次年度当初予算における削減効果額 ()内は一般財源ベース | | 190 億円 (160 億円) | 195 億円 (100 億円) | 206 億円 (81 億円) | 151 億円 (43 億円) | 60 億円 (38 億円) | 65 億円 (31 億円) | 50 億円 (27 億円) |

13～17年度における施策評価の評価結果

| 優先順位 | 基本的な方向 | 事業数 | | | | |
|-------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
| 「AAA」 | 「拡大」又は「継続」する事務事業 | 305事業 | 350事業 | 378事業 | 403事業 | 416事業 |
| 「AA」 | 「継続」又は「見直し」を行う事務事業 | 1,068事業 | 1,133事業 | 1,143事業 | 1,204事業 | 1,216事業 |
| 「A」 | 「見直し」又は「休止・廃止」を行う事務事業 | 437事業 | 360事業 | 329事業 | 262事業 | 219事業 |

【建設事業評価】

建設事業評価の取組状況

17年度建設事業評価結果

【評価対象】

事前評価 18年度に新たに着手予定の主な建設事業
 再評価 事業採択後5年未着工又は10年以上継続中の事業等
 再々評価 再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業
 事後評価 事業完了後概ね5年程度経過した事業のうちから代表的事業を抽出

【評価結果】

事前評価 43件（うち外部評価14件） 「事業実施」43件
 再評価 11件（外部評価） 「事業継続」11件
 再々評価 6件（外部評価） 「事業継続」4件、「条件付き事業継続」2件
 事後評価 1件（外部評価）

（注）上記評価件数には、大阪府建設事業評価委員会の意見具申（1/31）を受け、府の対応方針を策定中のものを含む

(7) 危機管理システム

基本的な取組方針

▶ 府民の安全・安心を確保するための危機管理システムを構築

16年度までの主な取組

危機管理体制の整備などの取組実績

(危機管理体制の整備)

- ・緊急テロ対策本部の設置(H13.11)
 - ▶ 米国同時多発テロの発生(H13.9)を契機に体制整備
- ・防災・危機管理対策推進本部を設置(H14.4)
 - ▶ 自然災害だけでなく社会的影響の大きい事件、事故にも迅速・的確に対応
- ・危機管理室の設置(H15.5)
 - ▶ 危機事象が発生した場合に、所管部局への適切な助言や支援を行う等、迅速かつ円滑な初動体制等を確立
- ・危機管理情報担当(危機管理室兼務・併任)を各部局に配置(H15.5)
 - ▶ 危機事象に関する情報の迅速な伝達と早期の情報共有

(府県間の連携)

- ・近畿ブロック危機管理等連絡会議の設置(H16.6)
 - ▶ 近畿2府4県における広域的な連絡組織を設置し、緊急時の連絡体制【危機管理ホットライン】を確立

(H17.2 2府7県に拡大)

(危機管理対応指針等の策定)

- ・危機管理対策の基本的枠組である「危機管理対応指針」を策定(H15.1)
 - ・「NBCテロの対処現地関係機関連携指針」の策定(H15.1) など
- NBCテロ：核・生物・化学によるテロ

17年度以降の主な取組

知事直結型の危機管理体制の整備(H17実施)

危機発生に際し、知事の直接指示の下で、全庁的な指揮・調整を行うなど、危機管理を統括する知事直結型の危機管理体制を検討し、危機管理監を設置(H17.4)

広域的な連携体制の強化(H17実施)

- ・近隣府県との広域連携を強化するための相互応援協定など広域的課題の共同検討を推進
- ・市町村、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化

危機管理人材の計画的な育成

職員等の危機管理能力、危機に際しての対応能力の向上を図るため、あらゆる職階の職員を対象とした計画的な危機管理研修を実施

組織の危機管理マネジメント能力の向上(H17実施)

危機事象に即した実践的な危機管理マニュアルの策定・見直しを行うなどにより、危機に対する組織のマネジメント能力の向上を図る

T活用による防災情報の収集・提供システムの整備

- ・防災情報や道路、河川、ライフライン等被災情報の府民への提供システムを検討
- ・府民への災害発生時における情報収集・発信力の強化や情報共有体制の充実に向け、防災ポータルサイトの開設、防災情報メールの配信・高所カメラの設置等を実施

(8) 自主財源の確保

基本的な取組方針

- 引き続き、府税収入の確保、府有財産の売払いの促進による自主財源の確保に取り組む

取組の目標

- 17～23年度の7年間で総額840億円程度の歳入確保

16年度までの主な取組

府税収入の確保に向けた取組

- ・ 課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取組む
- ・ 不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化や高額滞納事案の集中処理による滞納整理の充実強化などの取組により、積極的に税収を確保

府有財産の売り払いの促進

- ・ 府有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、低未利用財産及び用途廃止予定財産の他の用途への転用を推進
- ・ 利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却

17年度以降の主な取組

府税の徴収向上

課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取組む。特に、個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化するなど従来の対策と合わせてさらなる取組をすすめ、府税の徴収向上に努める

府有財産の売払い

職員宅舎の廃止や府営住宅の建替により生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める

- ・ 大阪府職員宅舎・教職員住宅等の廃止による施設跡地
- ・ 府営住宅建替えにより生み出す用地・府立高校再編整備に伴う施設跡地等
- ・ 廃川・廃道敷、施設跡地等の普通財産・低・未利用の行政財産

課税調査・滞納整理の推進による府税収入の確保

| 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 (見込) | 18年度 (当初) |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------------|--------------|
| 145億円 | 160億円 | 201億円 | 196億円 | 228億円 | 41億円 | 48億円 | 35億円 | 30億円 | 30億円 |

(注) 14年度からは大阪府行財政計画(案)で、さらなる取組による効果額のみを記載

府有財産(土地)の売り払いによる歳入の確保

| 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 (見込) | 18年度 (当初) |
|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 47億円 | 46億円 | 66億円 | 120億円 | 81億円 | 76億円 | 105億円 | 128億円 | 107億円 | 143億円 | 127億円 |

(注) 17年度は最終予算ベース

(9) 府民との対話・アカウンタビリティ(説明責任)の確保・情報発信力の強化

基本的な取組方針

➤ 府民の皆さんへの情報発信の充実、内外に向けた大阪の情報発信力の強化

16年度までの主な取組

- ・外部監査制度の導入(H11)
- ・インターネットで各種申請書類の提供開始(H11)
- ・府刊行物の販売制度を実施(H11)
- ・新しい大阪府情報公開条例を施行(H12)
 - 行政文書公開制度の充実
 - 総合的な情報公開の推進
- ・出資法人における情報公開の実施(H12)
- ・警察(公安委員会、警察本部長)における情報公開制度実施(H13)
- ・パブリックコメント手続の導入(H13)
- ・インターネットによる情報公開請求の受付開始(H13)
- ・「府政だより」への広告導入等による発行回数の増加(H13)
- ・情報公開システムの運用開始(H15)
- ・メールマガジン「府れっしゅレター」創刊(H15)
- ・インターネットを活用した府政モニター制度「ネットパル」の実施(H15)
- ・英字新聞「Brand-New Osaka」の発行(H15)
- ・大阪ブランドコミッティの設置(H16) ほか

17年度以降の主な取組

【主な取組項目】

府政だよりの充実
府民の皆さんへの基本的な府政の情報提供媒体である府政だよりの質的・量的拡充を図る
大阪ブランド戦略の推進による大阪の情報発信力の強化
行政、大学、経済界などオール大阪の情報発信の中核となる「大阪ブランドコミッティ」を創設し、大阪のブランド力と情報発信力の強化のための諸事業を展開
海外・アジア向け情報発信力の強化
大阪が活力と魅力にあふれた存在感のある都市として、アジアから注目されるよう、多様な媒体を用い、海外の情報の受け手の視点から、大阪の魅力・元気情報を発信
大阪府情報公開条例の改正(H17実施)
地方独立行政法人及び地方三公社を条例の対象に追加

パブリックコメント手続の実施状況(18年1月末現在:結果公表ベース)

| 区分 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 計画等の案 | 15 | 25 | 15 | 19 | 17 | 91 |
| 条例案 | 4 | 9 | 4 | 10 | 7 | 34 |
| 合計 | 19 | 34 | 19 | 29 | 24 | 125 |

(10) 適正な受益と負担

基本的な取組方針

➤ 引き続き、受益と負担の適正化を追求

16年度までの主な取組

使用料・手数料の見直し

- ・法令等の改正に伴って適宜改定。概ね4年に一度、その間の経済情勢等を踏まえ、全面的な点検・見直し
- ・適正な受益者負担を求める観点から、コストや受益の度合いを勘案しつつ、個別に見直し

課税自主権の活用

- ・大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため、中小法人の税負担に配慮しつつ、法人事業税、法人府民税法人税割について超過課税
- ・「税制改革素案」(H12.9)の検討結果を踏まえ、大阪の再生に向けた緊急重要課題に対処するため、法人府民税均等割の超過課税や創業・産業集積促進税制を導入(H13.4)
- ・銀行業を行う法人に対して、法人事業税の課税標準の特例措置(いわゆる銀行税)を導入(H12.6)(適用期間は、H15.4~H16.3)

17年度以降の主な取組

府立高校納付金の改定

府立高校の全日制課程の授業料について、教育の充実を図るため、適正な受益と負担の観点から改定に向けて検討する。なお、改定的方式については、在校生にも適用されるスライド制の導入を検討

違法駐車車両保管料の見直し(H17実施)

キタクリアウェイセンターにおける、違法駐車車両の保管料金を改正

府立高校授業料減免制度(H18実施)

適正な受益と負担の観点から、「減免制度に関する有識者会議」の意見等を踏まえ、新たな減免制度を適用

府営住宅使用料(家賃)の収納率向上(H17実施)

入居者滞納の長期化などにより、収納率が低下傾向にあることから、長期滞納に至らないよう、督促の強化とともに、法的手続きの早期化など、一層の滞納対策に取り組む

府育英会奨学金等償還率の向上(H17実施)

近年の府育英会奨学金等制度の根幹を揺るがす返還金の償還率低下の状況に対応するため、新たに償還率の目標を定めるなど取組の強化

課税自主権の活用

超過課税や法定外税など課税自主権の活用について、引き続き検討

使用料・手数料の見直し状況

| 年度 | 件数 | 当年度増収額 | 平年度ベース増収額 | 備考 |
|----|----|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 8 | 59 | 8億4,500万円 | 16億2,900万円 | 一斉見直し |
| 9 | 54 | 1億7,100万円 | 3億1,500万円 | 消費税率引上げに伴うものを含む |
| 10 | 6 | 2億9,100万円 | 6億2,200万円 | |
| 11 | 7 | 1億500万円 | 1億6,900万円 | |
| 12 | 70 | 20億9,400万円 (13億6,900万円) | 46億3,100万円 (38億7,000万円) | 一斉見直し |
| 13 | 24 | 1億3,100万円 | 2億1,400万円 | |
| 14 | 20 | 4億6,100万円 | 24億1,600万円 | |
| 15 | 14 | 2億4,000万円 | 2億9,400万円 | |
| 16 | 4 | 1,400万円 | 1,600万円 | |
| 17 | 4 | 1億2,500万円 | 1億3,800万円 | |

(注) 特別会計、企業会計を含まない。12年度の()内は、府立高等学校授業料に係るもので内数

法人府民税・法人事業税の超過課税による増収

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 (見込) |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| 法人事業税 | 202億円 | 186億円 | 152億円 | 140億円 | 148億円 | 148億円 | 124億円 | 134億円 | 150億円 | 173億円 |
| 法人府民税 (法人税割) | 127億円 | 121億円 | 98億円 | 88億円 | 96億円 | 92億円 | 80億円 | 85億円 | 100億円 | 109億円 |
| 同 (均等割) | | | | | | 11億円 | 48億円 | 51億円 | 53億円 | 54億円 |
| 計 | 329億円 | 307億円 | 250億円 | 228億円 | 244億円 | 251億円 | 252億円 | 270億円 | 303億円 | 337億円 |

(注) 17年度の増収額は、最終予算の数値である。端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある

(11) 府の役割を純化し、施策を再構築

基本的な取組方針

▶ 広域的課題を担う自治体として自らの役割を純化し、地域全体でサービスの最適化をめざす

16年度までの主な取組

- ・計画に掲げた改革の取組を着実に推進するだけでなく、前倒し、早期具体化など改革のスピードアップを図るとともに、さらなる改革にも取組んだ

【主な実績】

| | |
|---|---|
| まちが安全、くらしが安心 | |
| (25項目の改革) | (前倒し・早期具体化等) |
| ・安全なまちづくり ・府立5病院のあり方検討 ・府立社会福祉施設の民間移管 など | ・府立社会福祉施設等の民間移管 ・府保健所組織の再編 など |
| (さらなる改革) | |
| ・府健康福祉施策の再構築に向けた取組 など | |
| 人が元気 | |
| (23項目の改革) | (前倒し・早期具体化等) |
| ・公立学校教員定数の確保 ・府育英会奨学金制度の改正 ・府大学の改革 ・文化振興方策の具体化 など | ・府立高校納付金 ・職業高校の再編整備 ・定時制高校の改革 など |
| (さらなる改革) | |
| ・盲・聾・養護学校の空調整備の実施 など | |
| 都市が元気 | |
| (18項目の改革) | (前倒し・早期具体化等) |
| ・海外事務所の効果的・効率的運営 ・都市基盤整備の重点化 ・府営住宅のストック再生 ・民間活力を活かしたまちづくり など | ・府営住宅建替における民活手法早期導入の取組 ・アドプト・ロード・プログラムの府内全域への展開 ・ESCO事業、PFI導入の推進 など |
| (さらなる改革) | |
| ・能力開発プラザの設置 など | |

17年度以降の主な取組

道路における時間制限駐車区間(パーキングメータ・パーキングチケット)の見直し(H17実施)
交通の安全と円滑を踏まえ、効果的、効率的な事業執行の観点から、道路における時間制限駐車区間について、一部廃止も含めた計画的な見直しを実施

生活困窮者援護費関係制度の見直し(H17実施)
自立支援型施策への転換をはかる観点から、個人給付事業である長期入院患者見舞金及び被保護者夏期歳末一時金を見直す

あいりん地区日雇労働者福利厚生措置事業の見直し(H17実施)
事業化後30年以上を経過し、地区日雇労働者の高齢化など、あいりん地区を取り巻く状況が変化してきていることから、個人給付事業から高齢日雇労働者に対する就労対策を中心とした事業への転換を図る

私立高校等授業料軽減補助金のあり方
府民ニーズ等を踏まえた、より効果的な後期中等教育(高校教育)サービスの提供の観点から、私立高校等授業料軽減補助金のあり方について検討

流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し(H17着手)
市町村と共同で、今後の事業運営のあり方について検討し、緊急取組期間内を目途に具体的方向性を示す。受益と負担の最適化、市町村との役割分担の観点から、一部事務組合等に対する維持操作事務府費補助金について、見直しを行う

ほか

参考資料

集中改革プラン（平成 17～21 年度）における取組（見込）

（単位：億円、一般財源ベース）

| | 17年度 実績（見込） | 18年度 当初予算 | 19年度見込 | 20年度見込 | 21年度見込 | 5年間計 |
|------------------|----------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 施策の再構築 | 89 | 132 | 129 | 145 | 164 | 659 |
| 施策・建設事業の重点化 | 119 | 172 | 189 | 205 | 224 | 909 |
| （再生重点枠） | （ 30） | （ 40） | （ 60） | （ 60） | （ 60） | （ 250） |
| 組織等の再構築 | 145 | 187 | 256 | 236 | 299 | 1,123 |
| 組織・定数、勤務条件の見直し | 139 | 167 | 231 | 216 | 279 | 1,032 |
| 出資法人の見直し(公の施設含む) | 6 | 20 | 25 | 20 | 20 | 91 |
| 歳入の確保 | 174 | 158 | 141 | 96 | 96 | 665 |
| 取 組 計 | 408 | 477 | 526 | 477 | 559 | 2,447 |